

令和 7 年

第 2 回 東峰村議会定例会会議録

開会：令和 7 年 3 月 7 日

閉会：令和 7 年 3 月 12 日

福岡県東峰村議会

令和7年 第2回東峰村議会定例会

招集年月日 令和7年3月7日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和7年3月7日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和7年3月12日 12時58分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	眞 田 秀 樹	副 村 長	菅 義 範
教 育 長	縄 田 淳 一		
総務企画課長	樋 口 修 一	ふるさと推進課長	岩 橋 俊 典
農林建設課長	田 嶋 一 洋	災害対策室長	前 田 光 輝
住民福祉課長	梶 原 孝 司	教育課長	國 松 直 美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	坂 本 浩 志		

村長提出議案の題目

議案第 2 号	東峰村行政財産使用料条例の制定について
議案第 3 号	東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制定について
議案第 4 号	東峰村福井コミュニティセンター条例を廃止する条例について
議案第 5 号	東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号	東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号	東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 0 号	東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 1 号	東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 2 号	東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 3 号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第 1 4 号	東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について
議案第 1 5 号	東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第 16 号	東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について
議案第 17 号	令和 6 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 7 号）
議案第 18 号	令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）
議案第 19 号	令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算
議案第 20 号	令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算
議案第 21 号	令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
議案第 22 号	令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
議案第 23 号	東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について
同意第 1 号	東峰村副村長の選任について

議員提出議案の題目

発議第 1 号	東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
発議第 2 号	議員定数調査特別委員会報告書

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則 125 条）
7 番 大蔵久徳議員 8 番 佐々木紀嘉議員

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和7年3月7日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和7年 第2回東峰村議会定例会議事日程

令和7年3月7日開議

開会宣言

議事日程報告

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 東峰村行政財産使用料条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 東峰村福井コミュニティセンター条例を廃止する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 | 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 | 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 1 3 議案第 9 号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 報告第 1 0 号 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 令和 6 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

日程第 27 議案第 23 号 東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について

日程第 28 同意第 1 号 東峰村副村長の選任について

日程第 29 発議第 1 号 東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 30 発議第 2 号 議員定数調査特別委員会調査報告書

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、令和7年第2回東峰村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 大蔵久徳議員、8番 佐々木紀嘉議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る令和7年第2回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る2月25日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定が2件、条例の一部改正が8件、条例の廃止が1件、組合規約の変更が1件、指定管理者の指定が4件、令和6年度の補正予算が2件、令和7年度一般会計・特別会計の当初予算が4件、同意1件、発議2件、合計25件の議案が予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日7日から14日までの8日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に5名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>当初予算については、予算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思います。</p> <p>最終日に、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日7日から14日までの8日間といたしたいと思います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、3月7日から3月14日までの8日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p>

	(事務局長議案上程報告)
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 村長
村 長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日ここに令和7年第2回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>まず、冒頭に、昨年末の事務処理の誤りにより、住民税が年金による特別徴収ができなくなったことによる納付書での納付のお願いの文書が、元日に届いたという事例につきましては、元日に普通郵便が配送されるという認識がなかったこと、また、年末に届くように12月下旬に発送しましたが、年末の郵便事情の考慮に至らず、対象の皆様にご不快な思いをさせていたしましたこと、大変申し訳なく思っております。心よりお詫び申し上げます。</p> <p>事務処理の誤りを未然に防ぐことはもちろんでございますが、ご迷惑をおかけした相手方への配慮や各担当職員の業務工程の確認など、管理監督者がより厳格に行うことにより、業務のミスをなくすよう取り組んでおります。全力で皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本年は穏やかな新年を迎えたと思っていたところではございましたが、先月下旬に発生した岩手県大船渡市や陸前高田市、山梨県大月市などで大規模な山林火災が発生し、特に大船渡市では3度にわたる出火で、降雨により現在延焼の勢いは鈍くなり、収束に向かっているようですが、未だ鎮火していません。</p> <p>山林のみならず住宅、企業活動や漁業などに影響が及んでおり、1日も早い収束を願うとともに、このような火災は、いつ、どこで起こるか分かりません。村民の皆様も対岸の火事と思わずに、風の強い日は外で絶対に火を使わないなど、最大限の注意と予防策を取っていただくことをお願いします。</p> <p>さて、本定例会に当初予算を上程させていただいておりますが、一般会計は災害復旧予算約2億円を含む42億2,100万円あまりの予算となっております。</p> <p>令和7年度は、現在策定しております総合計画、総合戦略を実施するための準備として、予算に計上されていない部分も、今後の実施に向けて取り組んでまいります。</p> <p>まず、これまで行ってきております住民の福祉の向上、医療、買い物、交通の充実につきましては、西鉄バス廃止に伴う柵木方面の交通に利用者の不便をきたさないよう、また、高速バスからの村への誘導も図れるように、乗合タクシーの柵木ルートを4月から走らせます。</p> <p>また、閉所した宝珠山診療所に対する医療の確保として、日田市大鶴の井上鶴川堂様へのルートを乗合タクシーの村内エリアとして追加し、医療環境の確保を図ることとしております。</p> <p>買い物についても、食品アクセス緊急対策事業で方針を決定した買い物拠点について、設計、整備を速やかに行う予算を計上しておりますが、人口減少により民間の商店が閉店する中、持続可能な買い物拠点とするべく、また、若者世代のコンビニが欲しいという声や、国道211号を通過するトラックや観光客を効果的に取り込むために、場所の選定、デザインなどを新年度早々より着手させていただきたいと考えています。</p> <p>総合計画を策定する中で、村が10年後、50年後も持続していくための基本方針を考えているところです。</p> <p>まず、強い村であること、私は、強い村とは、簡単に言えば合併しない村であると考えています。さらなる合併の波にのめられない、村民の強い意志と覚悟を持った村づくり</p>

が必要だと考えています。

仮に今後村が立ち行かなくなり、合併の道を歩んだとすれば、東峰村としての職員は激減することは確実で、明らかでございます。合併の波にのまれそうになっても、自立・自走できる東峰村。そのために強い財政、強い行政、強い地域、この3つの視点から今後の政策を考えるべきと考えています。

一つ目は、強い財政。適切な財政運営はもちろんですが、自治体は、税、手数料、使用料、財産収入、雑入などでしか自主財源はありません。それらの増収を目指すことは非常に困難です。

ただし、寄付金は、相手方のあることでありますが、村の努力により収入を増やすことができます。ご存じのとおり、ふるさと納税です。返礼品3割、総経費5割の指針が示され、村では、県の共通返礼品、特に冷凍やチルドでの配送が多いため、経費を5割に抑えるために、寄付金額の調整をしております。その場合、他自治体との同一返礼品での納税額に差ができ、昨年比で本年度はかなりの減となっています。

返礼品として、村の最大の特産品となる焼物。焼物はインターネット等でのふるさと納税の返礼としては、届いたら思った使い勝手と違うとか色合いが違うなどのご意見も寄せられております。陶器は触って、使って初めて良さがわかるものです。

村では、ようやく皆様に浸透してきています地域通貨、とほっぴペイを活用したふるさと納税を1月27日よりはじめ、各商店やキャンプ場、飲食店にポスターの掲示などを行っています。

ちなみに小石原焼伝統産業会館が平成10年10月に開館して、令和10年で30周年となります。30周年を目標にリニューアルしたい旨の要望も組合よりいただいておりますが、このとほっぴペイを使ったふるさと納税を店頭でも活用することで、リニューアルの財源を一緒に作り出しましょう。そして、窯元みんなの伝産館として、改めて位置付けましょう。という話をしております。

2つ目は、強い行政。合併時に協議された庁舎一本化について、合併20年経ちますが、そのままとなっています。交付税の支所加算があるうちは存続もありだと思っておりますが、そろそろ本気で一本化の検討を始めなければなりません。

意思決定の迅速化や機能の集約、配分を効果的に行い、出先機関としての機能を地域コミュニティの拠点に持たせることも、住民サービスの低下を招かないために必要な視点だと思っておりますので、コミュニティ協議会の設立に歩調を合わせ、検討していかなければなりません。医療・福祉の拠点についても、今後考えていかなければならないと思っております。

3つ目は、強い地域。これは、今後の地域コミュニティ協議会の設立検討の中で基幹的なテーマになります。移住定住を図るためにも、元気な地域、活力ある地域、そういうイメージを発信できないと、数ある自治体の中から東峰村を移住先と選んでくれるでしょうか。自然や歴史だけではだめ、やはりそこに住む人との関係が一番重要ですので、地域での取り組みで交流人口、関係人口からの定住人口への流れを進めていく必要があります。

総合計画の分かりやすい指標として、今後10年間東峰学園において、複式学級の基準以上の子どもの数を確保することを目標として、さまざまな主要施策を考えていきたいと思っております。

もう一つの視点が、「子どもど真ん中」という考え方です。

これまで村では、子育て世代へのさまざまな支援を行っています。子育て支援金、保育料無償化に加え、本年度より学校給食の無償化、18歳に達する年度末までの医療費無償化も実施しており、また、延長保育の実施や小中一貫校のICTを活用した教育や英語教育の充実強化による確実な学力向上など、子育て環境については非常に充

実していると思っておりますが、どうもそのPRができていませんので、ワンパッケージで分かるワクワク感のあるパンフレットの作成やインターネット、SNSでの発信を強化したいと思っております。

それと子ども家庭庁の事業の中で、「こども誰でも通園制度」「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業を活用した保育園での土曜日学童保育の導入」「宗像市大島村が実施している保育園留学制度への参加」などの実現について、可能性を含め、来年度検討したいと思っております。早ければ年度途中からでも実現可能であれば、実現したいと思っております。

元気で笑顔あふれる東峰村を持続、実現していくためにも、行政、議会、村民一丸となって取り組まなければなりません。特に、行政と議会は車の両輪と申しますとおり、基本的には同じ方向を向いていかなければ、目標に向かって真っすぐ進むことはできません。さまざまな議論を交わしながら、令和7年度だけでなく、短期的視点、長期的視点を織り交ぜながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に執行部から提案しております、各議案等について説明を申し上げます。

本定例会には、条例の制定について11件、規約の変更について1件、指定管理者の指定について4件、補正予算について2件、当初予算について4件、同意案件1件、合計23件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第です。

議案第2号、東峰村行政財産使用料条例の制定につきましては、行政財産の使用料を定めるため、地方自治法第225条の規定に基づき、東峰村行政財産使用料条例の制定を行うものです。

議案第3号、東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制定につきましては、BRT駅周辺整備基本計画に基づき、日田彦山線沿線地域振興の観光交流の拠点として、観光誘客促進による地域の活性化を図ることを目的に、東峰村こどものえきを設置するものです。

議案第4号、東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止する条例につきましては、BRT駅周辺整備基本計画に基づき、日田彦山線沿線地域の観光交流の拠点として、観光誘客促進による地域の活性化を図ることを目的に、東峰村こどものえきを設置するため、現東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止するものです。

議案第5号、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第6号、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第7号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に準じて、会計年度任用職員についても地域手当を支給したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども医療費18歳以下の無償化に伴い、ひとり親家庭等医療の対象者について、自己負担金を徴収しないよう条例の一部を改正するものです。

議案第11号、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども医療費18歳以下の無償化に伴い、重度障害者医療の対象者について、自己負担金を徴収しないよう条例の一部を改正するものです。

議案第12号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業特別会計の健全な運営に資するため、国民健康保険税の一部を改正するものです。

議案第13号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当規約の変更につきましては、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第14号、東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定については、東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が、令和7年3月31日をもって終了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第15号、東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、東峰村古民家宿泊施設の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が、令和7年3月31日をもって終了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第16号、東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定については、東峰村農家レストラン・農産加工場の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が、令和7年3月31日をもって終了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第17号、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれに1億4,727万6千円を減額し、歳入歳出総額を52億28万1千円とするものです。

主な歳出としては、通常事業の実績による減額などで、一般管理費では人件費など3,463万9千円、企画振興対策費5,781万5千円、地域交通対策費464万9千円、地域おこし支援事業費3,121万円、移住定住対策事業費530万9千円、老人福祉費300万円、介護保険対策費550万円、保健衛生費2,080万5千円、農業費2,210万円、商工振興費857万2千円、観光費1,319万2千円、社会教育費178万4千円、災害復旧総務費380万円、農地・農業用施設災害復旧2,741万9千円、林道施設災害復旧費3,100万円、地域防災がけ崩れ対策事業費4,644万円などを、それぞれ減額しております。

主な増額としては、ふるさと基金積立金1億3,600万円、健やか子育て基金積立金4,400万円、災害義援金積立金1,171万9千円などを計上しております。

歳入としては、基金繰入金の実績による増減及び災害復旧事業減に伴う国・県補助金や災害復旧事業債などを減額しております。

議案第18号、令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに3,000万円を減額し、歳入歳出総額を3億2,960万5千円とするものです。

歳出として、一般被保険者療養給付費補助金3,000万円を減額計上しています。

議案第19号、令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算につきましては、対前年度比12.7%、6億1,560万円減の42億2,132万8千円といたしました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

村税は個人村民税105万2千円の増額、固定資産税は償却資産の実績を踏まえ、1,

782万7千円の増額、地方交付税につきましては、国が行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保する方針により288万9千円増の17億5,802万8千円を見込んでおり、その他の税目は前年並みであります。

その他負担金1,759万円の増額、使用料532万1千円の増額、国庫支出金につきましては、各種事業規模に応じまして1億8,596万9千円の減額、県支出金1億7,981万2千円の減額、前年経過を踏まえ、寄附金1億円を減額をしています。

基金繰入金としては、財政調整基金2,014万6千円の減額ですが、全体的には5,027万5千円の増額計上をしております。

雑入については898万9千円の増額、村債につきましては、土木債2億3,150万円の減額、災害復旧事業債9,630万円の減額など、村債全体で2億4,560万9千円の減額となっております。

財政状況を的確に分析しながら、着実な事業の遂行を行いたいと考えております。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、議会費は、前年度比1.4%減の4,594万円を計上しています。

総務費は、前年度比8.0%減の15億3,775万7千円。

コミュニティ協議会検討委員会運営委託に関する経費として650万円、個人情報保護法システム点検監査業務598万4千円、公金取扱手数料の有料化に伴い386万9千円、BRT事業関連委託費3,451万5千円、駅周辺整備関連事業費4,533万円、地域交通対策費4,386万6千円、ガバメントクラウド整備3,723万3千円、地域おこし協力隊支援費7,927万7千円、移住定住対策事業費1,191万2千円、DX推進事業費5,500万7千円、ふるさと納税返礼品等経費1億5,752万5千円、参議院議員・村長選挙費1,098万6千円などを計上しています。

民生費は、前年度比39.9%増の8億2,449万1千円、障害者福祉費1億1,079万8千円、集落支援事業費1,618万円、食品アクセス・買い物支援事業1億8,207万8千円、児童福祉費2億631万5千円、老人福祉費1億9,470万5千円などを計上しています。

保健衛生費は5.4%増の2億1,087万9千円。ごみ処理関係の環境衛生費1億1,691万6千円、健康増進事業費2,627万6千円などを計上しています。

農林水産費は20.3%増の3億1,290万2千円としました。有害鳥獣防護柵設置工事費4,675万円、農業者等補助金3,354万9千円、畦畔保護工事1,127万5千円、森林環境整備事業4,021万4千円などを計上しています。

商工費は4.7%増の1億6,864万2千円。各種商工事業補助金3,126万5千円、観光事業費6,656万8千円、美しい村づくり事業1,743万3千円、東峰村簡易宿泊施設費1,370万7千円などを計上しています。

土木費は58.2%減の1億6,620万9千円です。小規模治山事業補助金等450万円、里山空間保全事業補助金175万円、各種村道維持補修費1,800万円、村道下郷線改良工事1,200万円、河川工事費7,800万円などを計上しています。

消防費は20.6%増の1億3,182万9千円です。常備消防費9,124万5千円、Jアラート受信機能強化更新工事330万円などを計上しています。

教育費は1.1%減の1億4,987万5千円。教育総務費3,587万円、学校関係費6,625万6千円、文化財費1,439万5千円を計上しています。

災害復旧費は75.8%減の1億9,231万8千円としました。災害復旧総務費4,274万9千円、公共土木6,016万9千円、農地・農業用施設8,140万円などを計上しています。

議案第20号、令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算につきましては、収益的収入

	<p>及び支出につきましては、簡易水道事業収益1億602万1千円、簡易水道事業費用1億681万8千円、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,514万5千円、資本的支出2,330万2千円を予定しております。</p> <p>議案第21号、令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比11.7%減の3億1,692万5千円といたしました。</p> <p>議案第22号、令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきましては、前年度比5.4%増の4,188万円といたしました。</p> <p>なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当課長からの説明及び質疑応答により、審査のほどよろしく願います。</p> <p>議案第23号、東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定につきましては、東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和7年3月31日をもって終了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>同意第1号、東峰村副村長の選任につきましては、現任副村長の退職に伴い、新たに野口善規氏を副村長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の政策推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なるご審議を賜り、ご議決等いただきますようお願いを申し上げます。よろしく願います。</p>
議 長	以上、提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第28までの補足説明終了後に行います。
休 憩	
議 長	10時15分まで休憩します。 (10時08分)
再 開	
議 長	会議を再開します。 (10時15分)
日程第6	
議 長	日程第6 議案第2号「東峰村行政財産使用料条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長
総務企画課長	<p>17ページをお願いいたします。総務企画課資料10ページも参照いただきたいと思います。</p> <p>議案第2号「東峰村行政財産使用料条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、行政財産の使用料を定めるため、地方自治法第225条の規定に基づき、東峰村行政財産使用料条例の制定を行うものでございます。</p> <p>経緯としましては、総務企画課資料の10ページの内容のとおりでございます。</p> <p>行政財産の目的外使用の徴収に関する条例が未整備のため、制定するものでございます。</p> <p>18ページをお願いします。 東峰村行政財産使用料条例の制定について</p>

	<p>趣旨、第1条、地方自治法第225条の規定に基づき、徴収する行政財産の使用料については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>使用料の納付につきまして、第2条に条文化しております。</p> <p>使用料の額、第3条に条文化しております。</p> <p>使用料の減免、第4条1号から4号にかけて条文化しております。</p> <p>徴収の方法、第5条に条文化しております。</p> <p>使用料の還付、第6条1号から3号にかけて条文化しております。</p> <p>委任、第7条、この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第3号「東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、BRT駅周辺整備基本計画に基づき、日田彦山線沿線地域の観光交流の拠点として、観光誘客促進による地域の活性化を図ることを目的に「東峰村こどものえき」を設置するため。</p> <p>条文でございます。21ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>第1条につきまして、設置に対する管理運用の目的ですね、こちらのほうを記載させていただいております。</p> <p>それから、第2条、設置、観光交流の拠点としてという目的で、こどものえきを設置するとしております。</p> <p>第3条、名称及び位置というところで、名称のほうは木質遊び場、カフェ、待合スペース、トイレ、ガラスハウスというところで、5つの施設で構成をされております。</p> <p>また、位置につきましては、木質遊び場からトイレまでは東峰村大字福井926番地7、ガラスハウスにおきましては東峰村大字福井926番地2となっております。</p> <p>それから、第4条におきまして、事業のほうを行うとしてまして、1号から4号まで掲げさせていただいております。</p> <p>それから、22ページのほうになります。</p> <p>第5条、利用の承認というところで、施設の利用につきましては、村長の承認を受けるということにしております。</p> <p>第6条、こちらは利用の不承認及び承認の取消しに関する条文でございます。</p> <p>それから、第7条、使用料でございます。利用者は使用料を納入するということになっております。24ページの別表のほうに記載させていただいております。</p> <p>使用料を徴収する、構成する施設におきましては、ガラスハウスと木質遊び場、こちらのほうを対象としておりまして、ガラスハウスのほうは1時間当たりで、村内に住所がある方においては500円、それ以外の方は1,000円、木質遊び場につきましては、1回当たりの金額としまして、村内の方は400円、それ以外の方は800円というふうに設定をさせていただいております。</p> <p>それから、22ページにお戻りいただきまして、第8条、こちらのほうには減免規定、こちらは規則のほうで定めることにしております。</p> <p>第9条におきましては、使用料の返還の規定を書かせていただいております。</p>

	<p>それから、第10条から11条、それと23ページにおきましての第12条、それと第14条につきましては、指定管理者に管理をさせる場合、こちらについての規定のほうを設定させていただいておるところでございます。</p> <p>それから、23ページの13条、こちらは損害賠償というところで、利用者が施設に損害等を発生させた時の規定のほうを定めさせていただいております。</p> <p>それから、15条、委任ですね。条例以外のことについては、別に定めるところでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は、令和7年4月1日からの施行というところにしております。以上でございます。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第4号「東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止する条例について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>25ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第4号「東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止する条例について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、BRT駅周辺整備基本計画に基づき、日田彦山線沿線地域の観光交流の拠点として、観光誘客促進による地域の活性化を図ることを目的に「東峰村こどものえき」を設置するため、東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止する。</p> <p>26ページのほうは条文になります。</p> <p>先ほど説明しましたこどものえき設置に伴いまして、福井コミュニティーセンターの機能が終了いたしますので、令和7年4月1日、同日をもってコミュニティーセンター条例のほうを廃止するというところになっております。説明は、以上でございます。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第5号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>27ページをお願いします。同じく、総務企画課資料の11ページから12ページも参照をお願いしたいと思っております。</p> <p>議案第5号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>概要としましては、職員の超過勤務の免除となる子の範囲を拡大するもので、免除対象を、現行の3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するもの、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするものでございます。</p> <p>28ページ、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p>

	<p>29ページ、新旧対照表でございます。</p> <p>育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第8条の2、2項、条文中の「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に条文の変更。</p> <p>4項、4項の条文中、一部を削除。</p> <p>30ページをお願いいたします。</p> <p>第2項中、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、「第2項中及び」の文言を追加。</p> <p>31ページをお願いします。</p> <p>介護休暇、第15条、1項の条文中、(第15条の3第1項において「配偶者等」という。) 文言を追加。</p> <p>配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、第15条の3、第1項及び第2項を追加でございます。</p> <p>32ページ、勤務環境の整備に関する措置、第15条の4、第1項、1号、2号、3号の条文を追加するものでございます。</p> <p>附則、施行期日、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。</p> <p>経過措置、第2条、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行前日において、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。以上でございます。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>33ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>概要としましては、職員の部分休業制度の拡充を制定するものでございます。</p> <p>34ページ、東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>35ページ、新旧対照表でございます。</p> <p>育児休業の承認、第18条、3項条文中、一部を削除。61条の2の文言を追加。32項を20項に変更。「において読み替えて準用する同条第29項」の文言を削除。</p> <p>附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第11	
議長	<p>日程第11 議案第7号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>36ページをお願いします。</p>

	<p>議案第7号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>概要としましては、職員の扶養手当の段階的な見直し、管理職特別勤務手当の支給時間の拡大、定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の手当支給の拡大、俸給表の改定などが主な改正内容でございます。</p> <p>37ページ、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。</p> <p>38ページ、新旧対照表でございます。</p> <p>扶養手当、第9条、2項1号、配偶者を削除。その後、号ずれでございます。</p> <p>3項条文中、「及び第3号から第6号まで」を削除。「については、1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族」を削除。「10,000円」を「13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円」に変更。</p> <p>39ページ、第10条、2号条文中3号を2号に、5号を4号に変更。</p> <p>管理職員特別勤務手当、18条の2号、2項の条文中、「週休日等以外の日の午前零」を「午後10」に変更。「翌日の」を追加。「(週休日等に含まれる時間を除く。)」文言を追加。</p> <p>3項、「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を追加。</p> <p>4項、定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外、第25条、条文中、「及び第11条の2」を削除。</p> <p>40ページです。</p> <p>別表第1、行政職給料表、40ページから46ページにかけて変更。</p> <p>別表第2、医療職給料表、46ページから50ページにかけて変更。</p> <p>50ページ、附則、施行期日、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>51ページ、号給の切替え、第2条、令和7年4月1日の前日において、東峰村一般職の職員の給与に関する条例、別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員にあって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表1及び附則別表2に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。</p> <p>令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置、第3条、切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者、(6) 配偶者」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。以上でございます。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第8号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>

総務企画課長	<p>57ページをお願いします。</p> <p>議案第8号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>概要としましては、本村に職員はおりませんが、特定任期付職員への勤務手当の支給の改定をするものでございます。</p> <p>58ページ、東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。</p> <p>59ページ、新旧対照表でございます。</p> <p>給与に関する特例、第7条第3項、条文中一部を削除。</p> <p>第4項におきまして、「172.5」を「95」と、「給与条例第20条第2項第1号中、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」の文言を追加。</p> <p>附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第9号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>61ページをお願いします。</p> <p>議案第9号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、人事院勧告に準じて、会計年度任用職員についても地域手当を支給したいので、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>概要としましては、会計年度任用職員につきまして村職員に準じて地域手当及び地域手当に相当する報酬の支給及び期末勤勉手当の改正を行うものでございます。</p> <p>62ページ、東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。</p> <p>63ページ、新旧対照表でございます。</p> <p>会計年度任用職員の給与、第2条、1項条文中、「地域手当、」の文言を追加。</p> <p>地域手当、第6条の2、1項の条文を追加。</p> <p>地域手当に相当する報酬、第15条の2、1項の条文を追加。</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の期末手当、第19条、条文中、64ページ、「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額」の文言を追加。</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第19条の2、1項の条文中、「フルタイム」を「パートタイム」の文言に変更。</p> <p>65ページ、「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額」の文言を追加。</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額、第21条第1項の1号</p>

	<p>の条文中「及び第15条の2第1項」の文言を追加。 それから、66ページ、2号、「及び第15条の2第1項」を追加。 附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上でございます。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第10号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>67ページをお願いいたします。 議案第10号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和7年3月7日、村長名でございます。 提案理由、18歳以下の子ども医療費無償化に伴い、ひとり親家庭等医療の対象者について、自己負担金を徴収しないよう条例の一部を改正するものである。 68ページをお願いいたします。 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。 69ページをお願いいたします。 新旧対照表でございます。 第4条中ただし書きに「18歳に達する日以降の最初の4月1日を経過する者にあつては、」を加えることにより、ひとり親医療費高校生以下の自己負担額を徴収しないよう改正するものでございます。 70ページをお願いいたします。 附則、施行期日、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。 経過措置、2、東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係るひとり親家庭等医療費の額について適用し、同日前の期間に係るひとり親家庭等医療費の額については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第11号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>71ページをお願いいたします。 議案第11号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。 令和7年3月7日提出、村長名でございます。 提案理由、18歳以下の子ども医療費無償化に伴い、重度障害者医療費の対象者について、自己負担金を徴収しないよう条例の一部を改正するものである。 72ページをお願いいたします。 東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。 東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。 73ページをお願いいたします。 新旧対照表でございます。 第4条中ただし書きに「18歳に達する日以降の最初の4月1日を経過する者にあつ</p>

	<p>ては、」を加えることにより、重度障害者医療費高校生以下の自己負担額を徴収しないよう改正するものでございます。</p> <p>附則、施行期日、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>経過措置、2、東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る重度障害者医療費の額について適用し、同日前の期間に係る重度障害者医療費の額については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第12号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>74ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>令和7年3月7日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、国民健康保険事業特別会計の健全な運営に資するため、国民健康保険税の一部を改正するものである。</p> <p>75ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。</p> <p>東峰村国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。</p> <p>76ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表でございます。</p> <p>第3条第1項中、基礎課税額の所得割額の税率を100分の7.7から100分の7.8に改正。</p> <p>第4条第1項中、基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者1人につき、20,200円を23,000円に改正するものでございます。</p> <p>77ページをお願いいたします。</p> <p>第5条第1項、第1号中、世帯別の平等割の額を21,200円から24,000円に改正。</p> <p>同項第2号の特定世帯の額を10,600円から12,000円に改正。</p> <p>同項第3号の特定継続世帯の額を15,900円から18,000円に改正するものでございます。</p> <p>78ページをお願いいたします。</p> <p>第6条第1項中、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の2.1から100分の2.4に改正。</p> <p>第7条中、後期支援金の均等割の額を5,600円から8,000円に改正。</p> <p>第7条の2第1項、第1号中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額を5,900円から8,000円に改正。</p> <p>同項第2号中、特定世帯の額を2,950円から4,000円に改正。</p> <p>同項第3号中、特定継続世帯の額を4,425円から6,000円に改正。</p> <p>第8条中、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の1.8から100分の2に改正。</p> <p>第9条中、介護納付金課税被保険者に係る均等割の額を10,000円から11,000円に改正。</p> <p>78ページから79ページにかけて第9条の2中、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を2,600円から5,000円に改正するものでございます。</p>

	<p>80ページをお願いいたします。</p> <p>第23条第1項第1号、ア中、基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について、14,100円を16,000円に改正。</p> <p>同号イ、(ア)中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を14,840円から16,800円に改正。</p> <p>同号イ、(イ)中、特定世帯の平等割額を7,420円から8,400円に改正するものでございます。</p> <p>81ページをお願いいたします。</p> <p>同号イ、(ウ)中、特定継続世帯の平等割額を11,030円から12,600円に改正。</p> <p>同号ウ中、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を被保険者1人について3,920円を5,600円に改正。</p> <p>同号エの(ア)中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を4,130円から5,600円に改正。</p> <p>同号エの(イ)中、特定世帯の平等割額を2,065円から2,800円に改正。</p> <p>同号エの(ウ)、特定継続世帯の平等割額を3,098円から4,200円に改正。</p> <p>同号オ中、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を1人について7,000円を7,700円に改正。</p> <p>同号カ中、介護納付金課税被保険者に係る平等割額を1世帯について1,820円を3,500円に改正するものでございます。</p> <p>82ページをお願いいたします。</p> <p>第23条第1項、第2号、ア中、基礎課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について10,100円を11,500円に改正。</p> <p>同号イ、(ア)中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の平等割額を10,600円から12,000円に改正。</p> <p>同号イ、(イ)中、特定世帯の平等割額を5,300円から6,000円に改正。</p> <p>同号イ、(ウ)中、特定継続世帯の平等割額を7,950円から9,000円に改正。</p> <p>同号ウ中、後期高齢者支援金の均等割額を被保険者1人について2,800円を4,000円に改正。</p> <p>82ページから83ページにかけて、同号エ、(ア)中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の後期高齢者支援金の平等割額を2,950円から4,000円に改正するものです。</p> <p>83ページをお願いいたします。</p> <p>同号エ、(イ)中、特定世帯の後期高齢者支援金の平等割額を1,475円から2,000円に改正。</p> <p>同号エ、(ウ)中、特定継続世帯の後期高齢者支援金の平等割額を2,213円から3,000円に改正。</p> <p>同号オ中、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を1人について5,000円を5,500円に改正。</p> <p>同号カ中、介護納付金課税被保険者に係る平等割額を1世帯について1,300円を2,500円に改正。</p> <p>第23条第1項、第3号、ア中、基礎課税額の被保険者均等割額を1人について4,040円を4,600円に改正するものでございます。</p> <p>84ページをお願いいたします。</p> <p>同号イ、(ア)中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の基礎課税額の平等割額を4,240円から4,800円に改正。</p>
--	--

	<p>同号イ、(イ)中、特定世帯の基礎課税額の平等割額を2,120円から2,400円に改正。</p> <p>同号イ、(ウ)中、特定継続世帯の基礎課税額の平等割額を3,180円から3,600円に改正。</p> <p>同号ウ中、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を1人について1,120円を1,600円に改正。</p> <p>同号エ、(ア)中、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の後期高齢者支援金の平等割額を1,180円から1,600円に改正。</p> <p>同号エ、(イ)中、特定世帯の後期高齢者支援金の平等割額を590円から800円に改正。</p> <p>同号エ、(ウ)中、特定継続世帯の後期高齢者支援金の平等割額を885円から1,200円に改正。</p> <p>同号オ、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を1人について2,000円を2,200円に改正。</p> <p>同号カ中、介護納付金課税被保険者に係る平等割額を1世帯について520円を1,000円に改正するものでございます。</p> <p>85ページをお願いいたします。</p> <p>第23条第2項、第1号中、ア中、前項1号アに規定する金額を減額した世帯の額を3,030円から3,450円に改正。</p> <p>同号イ中、前項第2号アに規定する金額を減額した世帯の額を5,050円から5,750円に改正。</p> <p>同号ウ中、前項第3号アに規定する金額を減額した世帯の額を8,080円から9,200円に改正。</p> <p>同号エ中、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯の額を10,100円から11,500円に改正するものでございます。</p> <p>86ページをお願いいたします。</p> <p>第23条第2項、第2号、ア中、前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯の額を840円から1,200円に改正。</p> <p>同号イ中、前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯の額を1,400円から2,000円に改正。</p> <p>同号ウ中、前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯の額を2,240円から3,200円に改正。</p> <p>同号エ中、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯の額を2,800円から4,000円に改正するものでございます。</p> <p>附則、施行期日、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>経過措置、2、この条例による改正後の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 議案第13号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>87ページをお願いします。</p> <p>議案第13号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」</p>

	<p>地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>令和7年3月7日、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>88ページ、福岡県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約（案）福岡県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように変更する。</p> <p>別表第1、田川郡の項中「下田川清掃施設組合」を削る。</p> <p>別表第2第5区の項中「下田川清掃施設組合」を削る。</p> <p>附則、この規約は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>なお、別表第1は89ページに、別表第2を90ページに新旧対照表で提示しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 議案第14号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>91ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」次のとおり東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>令和7年3月7日提出、村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在</p> <p>(1) 名称 東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」</p> <p>(2) 所在 東峰村大字福井942番地1</p> <p>2、指定管理者 朝倉市入地2262番地1</p> <p>社会福祉法人 朝倉恵愛会 理事長 安岡浩志</p> <p>3、指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>提案理由、東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和7年3月31日をもって終了するため。以上でございます。</p>
日程第19	
議長	<p>日程第19 議案第15号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>92ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」次のとおり東峰村古民家宿泊施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求めます。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在</p> <p>名称 東峰村古民家宿泊施設</p>

	<p>所在 東峰村大字宝珠山5430番地 外2筆</p> <p>2、指定管理者 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山5453番地 一般社団法人竹棚田 代表理事 伊藤英紀</p> <p>3、指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>提案理由、東峰村古民家宿泊施設の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和7年3月31日をもって終了するため、新たに指定管理者を指定するものでございます。以上です。</p>
日程第20	
議長	<p>日程第20 議案第16号「東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>93ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号「東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村農家レストラン・農産加工場 所在 東峰村大字宝珠山5171番地</p> <p>2、指定管理者 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山5453番地 一般社団法人竹棚田 代表理事 伊藤英紀</p> <p>3、指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>提案理由、東峰村農家レストラン・農産加工場の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和7年3月31日をもって終了するため、新たに指定管理者を指定するものでございます。以上です。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21 議案第17号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）」</p> <p>について、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>別冊の歳入歳出補正予算（第7号）をお願いいたします。</p> <p>議案第17号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）」</p> <p>令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,727万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2億28万1千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>地方債の補正、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債の補正」による。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>95ページ、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p>

	<p>詳細につきましては、事項別明細書のほうで説明したいと思います。</p> <p>9款分担金及び負担金、10款使用料及び手数料、11款国庫支出金、12款県支出金、14款寄附金、15款繰入金、17款諸収入、18款村債、以上、項目の増減しまして、歳入合計1億4,727万6千円の減額でございます。減額後額52億28万1千円でございます。</p> <p>96ページ、歳出、1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款保健衛生費、6款農林水産費、7款商工費、8款土木費、10款教育費、11款災害復旧費、それぞれを増減額しまして、歳入と同額の1億4,727万6千円の減額補正額でございます。補正後額52億28万1千円でございます。</p> <p>続きまして、98ページ、第2表、繰越明許費。</p> <p>令和6年度から7年度に予算繰り越しを行うものとしまして、2款総務費、財産管理一般事業304万8千円、企画管理一般経費1億3,641万5千円、地域交通対策2,534万4千円、総合行政ネットワーク事業671万1千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業1,745万2千円。</p> <p>3款民生費、保健福祉センター管理一般経費65万3千円、価格高騰緊急支援給付金事業768万円、特別養護老人ホーム管理事業938万9千円。</p> <p>6款農林水産費、農山村活性化事業640万円、有害鳥獣駆除対策費256万3千円、林道施設整備事業6,829万円。</p> <p>8款土木費、土木管理一般経費250万円、道路橋梁一般経費1,100万円、村道改良舗装事業費2,942万1千円、河川管理一般経費3,269万9千円、公営住宅建設事業費4,200万円、公共土木施設災害復旧一般経費3億6,044万8千円、農地・農業用施設災害復旧一般経費1億5,484万円を、繰越明許費として上げさせていただきます。</p> <p>99ページ、地方債の補正、災害復旧事業債、補正後の額でございます。2億3,320万円、変更額2,950万円の減額です。</p> <p>公共事業等債0円、410万円の減額です。事業の減によりますものでございます。その他、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。</p> <p>102ページ、歳入の詳細でございます。</p> <p>9款1項4目農地・農業用施設災害復旧費分担金23万4千円の減額、10款1項5目土木使用料、残土処理場の使用料260万円の減額でございます。</p> <p>11款1項2目保健衛生費国庫負担金、感染症予防事業等の国庫負担金96万円の減額でございます。</p> <p>11款2項3目保健衛生費国庫補助金、合併処理浄化槽設置費国庫補助金296万9千円の減額でございます。</p> <p>12款2項1目総務費県補助金3,530万3千円の減額。内訳としまして、日田彦山線沿線地域振興事業補助金3,290万3千円の減額、福岡県移住支援金240万円の減額。</p> <p>3目保健衛生費県補助金、合併浄化槽の設置費県補助金としまして296万9千円の減額。</p> <p>4目農林水産費県補助金、農業振興対策事業費としまして320万円の減額。</p> <p>5目商工費県補助金、消費者行政推進事業補助金としまして18万5千円の減額。</p> <p>7目教育費県補助金135万円の増額。内訳としまして、地域活動指導員設置事業補助金26万7千円の増額、学校支援地域本部事業費県補助金108万3千円の増額でございます。</p> <p>103ページ、8目災害復旧費県補助金5,349万6千円の減額。内訳としまして、農地・農業用施設災害復旧費県補助金1,170万円、災害関連地域防災がけ崩れ対策</p>
--	---

	<p>事業補助金4, 179万6千円の減額、事業減によるものでございます。</p> <p>9目観光費県補助金、福岡県宿泊税交付金としまして20万4千円の増額。県補助金の計でございます。合計9, 359万9千円の減額でございます。</p> <p>14款1項1目寄附金、一般寄附金1, 171万8千円、義援金基金に積み立てる寄附金でございます。</p> <p>15款2項1目財政調整基金繰入金2億8, 088万1千円の減額。</p> <p>6目振興開発基金繰入金273万2千円の減額。主な理由としまして、民陶むら祭実行委員会及び伝統的工芸品事業等の助成金の減額が主な要因でございます。</p> <p>14目合併振興基金繰入金389万円の増額。主な要因としましては、地域コミュニティ関連の事業が増加したことによりますものが主な要因でございます。</p> <p>15目ふるさと基金繰入金2億4, 000万円。ふるさと納税による増額が主な要因でございます。</p> <p>17目農業振興基金繰入金1, 000万円の減額。</p> <p>20目すこやか子育て基金繰入金2, 682万9千円の増額、宝珠山駅こどものえきの改修が主な増額の要因でございます。</p> <p>25目新型コロナ対策特別金融支援利子補給基金繰入金71万9千円の減額。合計2, 361万3千円の減額でございます。</p> <p>17款4項1目雑入でございます。298万1千円の増額でございます。内訳としまして、光ケーブル移転補償費100万円の減額、物件移転補償、久毛井堰の維持管理費補償398万1千円の分の補償が来ております。</p> <p>それから104ページ、18款1項9目災害復旧事業債2, 950万円の減額。10目小災害復旧事業債440万円の減額。11目公共事業等債410万円の減額。合計3, 800万円の減額。主には事業減によるものが、主な要因でございます。</p> <p>続きまして105ページ、歳出につきましては、関係課ごとに説明させていただきたいと思っております。</p> <p>2款1項1目一般管理費3, 463万9千円の減額。主な内容としましては、報酬、給料、それから職員手当、共済費等々の金額を減額しております。</p> <p>それから、2目文書広報費24万円の減額。不用額として減額しております。</p> <p>106ページ、14目電算事務費1, 360万1千円の減額。内容としましては、住民記録戸籍附票関連の氏名ふり仮名対応事業の減によりますものと、eLTAX 関係のサービス対応作業がベンダーの事業によりまして、できなかったため減額するものでございます。</p> <p>107ページをお願いいたします。</p> <p>2款2項1目税務総務費1億8, 000万円の増額。ふるさと納税の実績に合わせ、前年比の比率でそれぞれの基金に積み立てるものでございます。ふるさと基金積立金1億3, 600万、すこやか子育て基金積立金4, 400万。</p> <p>総務企画課からは、以上でございます。</p>
休憩	
議長	<p>11時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時23分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時30分)</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>107ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項7目障害者福祉費、19節扶助費20万円の減額でございます。これは、実</p>

績による減額補正するものでございます。

8目保健福祉センター管理費、1節報酬78万7千円の増額でございます。これは、いずみ館職員の報酬の算定基礎が月額であったということと、かつ給与改定がありましたので、不足額が生じたものでございます。

10節需用費38万1千円の増額でございます。これは、光熱水費、LPガスの単価及び使用料が増加したもので、増額補正するものでございます。

16目食品アクセス緊急対策事業、8節旅費16万3千円の減額でございます。これは、報告会がオンライン開催となりましたので、旅費が不要になったというものでございます。

108ページをお願いいたします。

3款2項4目児童福祉施設費、7節報償費、補正額130万円の減額でございます。代替職員の費用としまして、職員がですね、異動によりまして、代替職員分の費用が不要になったということで、減額をするものでございます。

3款3項1目老人福祉費、12節委託料、補正額150万円です。これも実績による減額でございます。

18節負担金補助及び交付金150万円の減額でございます。これも実績による減額でございます。

4目在宅老人福祉費、12節委託料110万円の減額でございます。サスケの実績による減額によるものです。

18節負担金補助及び交付金70万円の減額です。これは、シニアカー補助実績による減額によるものでございます。

19節扶助費50万円の減額でございます。これも実績による減額でございます。

7目介護保険対策費、18節負担金補助及び交付金、補正額550万円です。これも事業実績に基づく減額によるものでございます。

3款4項2目再建支援費、24節積立金、補正額1,171万9千円の増額でございます。これは、寄付された義援金を基金に積み立てるものでございます。

4款1項2目予防費、12節委託料、補正額600万9,500円の減額でございます。こちら両方ともですね、実績による減額でございます。

18節負担金補助及び交付金50万円の減額でございます。こちらも実績による減額でございます。

3目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金1,040万円の減額でございます。これも合併処理浄化槽の設置数が見込みよりも少なかったため、実績による減額でございます。

4目診療所総務費、18節負担金補助及び交付金30万円の増額でございます。これは、医師の給与改定に伴う負担金の増加によるものでございます。

109ページをお願いいたします。

4款1項8目母子保健事業、12節委託料、補正額90万円の減額でございます。こちらも実績による減額でございます。

18節負担金補助及び交付金60万円の減額、こちら子育て応援交付金等の補助実績による減額になっております。

9目健康増進事業費、10節需用費50万円の減額です。こちらの商品券等も実績による減額によるものです。

11節役務費10万円の減額でございます。これも実績による減額です。

12節委託料186万円の減額となっております。総合健診、実績による減額というものでございます。

ケーブルテレビにつきましては、放送回数が減ったために委託料が減ったというもの

	<p>でございます。</p> <p>18節負担金補助及び交付金15万円の減額でございます。こちらも補助実績による減額となっております。以上でございます。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>105ページのほうをお願いいたします。</p> <p>2款1項6目企画振興対策費です。</p> <p>需用費10万円の減です。これは、とほっぴ等の備品の修繕料が実績に基づいて減額をしております。</p> <p>それから、委託料131万円の減、こちらBRTのイベント等ですね、こちらのほうの実績を見込んで減額のほうをさせていただいております。</p> <p>それから、17節備品購入費5,640万5千円の減、こちらアロマ関係の蒸留器の購入を見送ったこと、また、EV車両等が当初予定したものとはまた違う車両になりましたので、その辺りで蒸留器が1,114万9千円の減、それからEVのほうは4,465万6千円の減となっておりますのでございます。</p> <p>続きまして、11目地域交通対策費、こちら11節の役務費27万円の減、こちらは乗合タクシーの予約の受付の電話代等で、実績見込みによるものでございます。</p> <p>それから、12節委託料419万円の減、こちらにつきましては、地域交通計画の委託料、それとAIオンデマンド、運行に関する委託料ですね。主なものはオペレーター等を委託する予定でした。でも、直接受付のほうをしておりますので、その辺に係るものが減となっております。</p> <p>それから、15節原材料費4万円の減、これは、西鉄の小石原のほうの転回場を借りておりますので、そちらの碎石代ですけども、実績に基づいて減となっております。</p> <p>それから、18節負担金補助及び交付金14万9千円の減、これは、西鉄バスの杷木線の助成金を精算に基づきまして減としております。</p> <p>それから、22目光地域情報通信費、17節備品購入費34万円の減です。こちら備品のほうを購入しましたが、実績に基づきまして減額をさせていただいております。</p> <p>それから、26目地域おこし支援事業費、全体で3,121万円の減、こちら地域おこし協力隊、それと地域活性化起業人に係るものですが、地域おこし協力隊の分が当初予定している人数よりも少ない採用人数、活動人数でございました。それと、地域活性化起業人のほうが提携等に至らなかったというところで、こちらのほう落としております。実績に基づきまして減額をさせていただいております。</p> <p>それから、28目まち・ひと・しごと創生事業、こちら旅費が15万の減、需用費が20万の減ですけども、こちら東峰村応援団に係る旅費と消耗品費のほうですけど、実績に基づきまして減額のほうをさせていただいております。</p> <p>それから、107ページのほうをお願いいたします。</p> <p>29目移住・定住対策事業費、こちら移住定住に係る費用でございますけれども、主なものとしまして、18節負担金補助及び交付金、こちら400万円の減で、こちら本年度の実績見込みによりまして、減額とさせていただきます。</p> <p>109ページのほうをお願いいたします。</p> <p>7款1項1目商工振興費でございます。</p> <p>7節報償費32万5千円の減、こちら伝統的工芸品展のほうの審査員の謝金ですけど、本年度審査員のほうを変更しましたので、そちらの実績に基づきまして減額とさせていただきます。</p> <p>それから、11節役務費、こちら民陶祭の仮設トイレの汲み取り料で5万1千円の減となっております。</p> <p>委託料300万円の減、こちらは地域通貨システム等の業務委託のほうが実績に基づ</p>

	<p>きまして減となっております。</p> <p>それから、110ページのほうです。13節使用料及び賃借料ですけども、こちら民陶祭の時の仮設トイレのリース料が実績に基づきまして減とさせていただいております。</p> <p>それから、18節負担金補助及び交付金です。こちら1つはプレミアム付き商品券事業190万円の減、こちら発行額を当初4,000万円としておりましたところ3,000万としましたので、それに合わせて減額をさせていただいております。</p> <p>それから、新型コロナ対策特別金融支援利子補給補助金71万9千円の減でございます。こちらは申請者ですね、こちらの対象者の見込みの減、合わせての減でございます。</p> <p>それから、民陶むら祭実行委員会助成金204万7千円、民陶むら祭に係る実績に応じた補助金に対する減となっております。</p> <p>それから、4目消費者行政費、こちらのほうは、県のほうが決定額が固まりましたので、それに合わせて財源の構成ですね、財源振替のほうを行っているところでございます。</p> <p>それから、7款2項1目観光事業費、7節報償費20万円の減、こちらはふるさと観光大使に係る報償金を実績に基づいて減額をさせていただいております。</p> <p>それから、12節委託料45万円の減、デジタルスタンプラリーのほうを予定しておりましたけども、地域通貨等で同じような事業をしておりますので、こちらのほうは落とさせていただいております。</p> <p>それから、18節負担金補助及び交付金151万円の減、広域観光エリアの情報発信拠点整備の負担金として、添田と県、村のほうで作っています協議会のほうで、観光情報施設のほうを整備しておりますけど、その実績に基づきまして減としまして、55万円の減でございます。</p> <p>それから、岩屋祭り実行委員会助成金、こちらは祭りの内容等が変更になりましたので、それに合わせて89万円の減をさせていただいております。</p> <p>それから、地域振興イベント活動支援助成金も実績に応じまして7万円の減とさせていただいております。</p> <p>それから、6目美しい村づくり事業費でございます。</p> <p>7節報償費220万円の減、作業員の出勤実績に基づきまして減額をさせていただいております。</p> <p>それから、12節委託料550万円の減、景観整備委託料、日田彦山線沿線の支障木等の伐採を行っております、こちらも実績に応じまして減額をさせていただいております。</p> <p>15節原材料費110万円、苗木購入費でございますけど、本年度は苗木の購入等がなかったというところで、減額をさせていただきます。</p> <p>それから、備品購入費30万円、作業班等の使う備品等でございますけど、こちら実績に応じて減額のほうをさせていただいております。</p> <p>それから、補償、補填及び賠償金79万2千円の減というところで、こちらも実績に応じて減額のほうをさせていただいております。</p> <p>それから、9目東峰村簡易宿泊施設費、ほうしゅ楽舎の運営費でございますけれども、報償費50万円、イベント講師謝金、それから、役務費40万円、リネンクリーニング代、12節委託料24万円の減、施設管理の委託料等で、施設の運営に係る部分の、本年度の実績見込みに基づきまして、減額のほうをさせていただいております。以上でございます。</p>
議 長	農林建設課長
農林建設課長	109ページをお開きください。

	<p>6款農林水産費、1項農業費でございます。</p> <p>1目農業委員会費、12節委託料300万の減額でございます。これは、地域計画の策定業務の委託料としましてですね、委託費として予定していました部分が職員で対応できたということでございまして、減額するものでございます。</p> <p>続きまして、4目農業振興対策費、18節負担金補助及び交付金602万円の減額でございます。内訳としましては、小規模農地維持保全事業としまして60万の減額、これは、実績による減額でございます。</p> <p>振興作物推進環境整備事業30万円の減額でございます。こちらにつきましても実績による減額でございます。</p> <p>続いて、新規就農支援金192万円の減額でございます。こちらにつきましましては、新規就農予定者のほうが居なかったため減額するものでございます。</p> <p>続いて、農業振興対策事業支援金320万の減額でございます。こちらにつきましましては、平成29年度の災害で被災を受けました農業用倉庫の復旧事業を予定していましたが、建設予定地においてですね、福岡県の災害復旧工事のため県が使用しておりまして、その工事が令和7年度に延期となったため減額するものでございます。</p> <p>続きまして、6目農村環境整備事業、12節委託料308万の減額でございます。こちらにつきましましては、尾崎地区の農地整備実施把握調査測量といたしまして、本年度について実施の見込みが無くなったということで減額でございます。</p> <p>続いて、18目農業振興基金事業費、18節負担金補助及び交付金1,000万の減額でございます。農業振興基金事業補助金としまして、当初算定より集落より基金の活用が無かったため減額でございます。</p> <p>続いて、110ページをお願いします。</p> <p>一番下になります。8款土木費、1項土木管理費でございます。</p> <p>1目土木総務費、18節負担金補助及び交付金55万の減額でございます。こちらにつきましましては、里山空間保全事業補助金としまして、実績による減額でございます。</p> <p>続いて、次のページの111ページをお願いします。</p> <p>一番上段です。8款土木費、3項河川費、1目河川費、18節負担金補助及び交付金でございます。70万6千円の減額です。</p> <p>内訳としましては、河川協会21万3千円、県砂防協会49万3千円、こちらにつきましても実績による減額でございます。以上でございます。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>112ページをお願いします。</p> <p>11款1項1目災害復旧総務費です。380万円の減額です。</p> <p>内訳としまして、13節使用料及び賃借料120万円の減です。事務機器の見直しによるものです。14節工事請負費260万円の減です。</p> <p>続きまして、3目農地・農業用施設災害復旧費2,741万9千円の減額です。</p> <p>12節委託料200万円の減です。14節工事請負費1,100万円の減です。</p> <p>各工事の精査をした結果、29災害復旧工事費200万円、災害復旧国庫補助対象外工事分200万円、起債対象単独・小災害工事分600万円、農業用施設災害復旧事業仮工事分100万円の減額となっております。</p> <p>18節負担金補助及び交付金1,840万円の減です。精査をした結果、農地災自力復旧補助700万円、用水対策事業補助金330万円、農地災害関連横断工作物復旧事業補助金450万円、鳥獣フェンス自力復旧補助金360万円の減となっております。</p> <p>21節補償、補填及び賠償金です。398万1千円の増額補正を行っております。</p> <p>計上理由としましては、福岡県による大肥川河川災害改良復旧工事が施工されたことに伴い、久毛堰水利組合が管理しておりました頭首工の改修が行われました。取水方法</p>

	<p>がポンプに変更されたため、電力費、機械点検費、部品等の交換に対する維持管理費としての補償となっています。直接県から用水組合への補償ができないために、村にて一度計上し、組合のほうへ支払いをするものでございます。</p> <p>歳入の財源につきましては、100%県からの補償費でございます。</p> <p>4目林道施設災害復旧費3,100万円の減額です。</p> <p>12節委託料2,000万円の減です。14節工事請負費、精査をしました結果1,100万円の減です。</p> <p>6目地域防災がけ崩れ対策事業です。入札の結果を受けまして、4,644万円の減額でございます。以上でございます。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>111ページをお願いいたします。</p> <p>10款1項9目地域学校協働本部事業費です。</p> <p>報償費としまして、130万円の減といたします。こちらにつきましては、放課後等の学習体験事業等の実績に伴うものでございます。</p> <p>続きまして、10款4項1目社会教育総務費でございます。</p> <p>8節旅費10万3千円の減となっております。こちらにつきましては、事業の特別旅費を一部人数等の関係で、事業実績の関係で減とさせていただいております。</p> <p>それから、18節負担金補助及び交付金でございます。76万円の減としております。こちらにつきましては、予定しておりました宝珠山夏祭りの「かたらっ祭」事業を行いませんでしたので、そちらの補助金を減とさせていただいております。</p> <p>続きまして、2目公民館費でございます。こちらにつきましては、7節報償費49万7千円の減といたします。</p> <p>報償金、講師謝金、公民館事業費の実績に伴い、減とさせていただいております。</p> <p>それから、8節旅費12万8千円の減といたします。こちらにつきましても事業実績で、旅費の残額となっておりますので減とさせていただいております。</p> <p>それから、12節委託料16万5千円の減としております。こちらは二十歳の集いの映像作成委託を行いませんでしたので、減額補正としております。</p> <p>それから、5目青少年育成事業費でございます。</p> <p>こちらにつきましては、13節使用料及び賃借料で13万1千円の減といたしております。こちらにつきましても事業実績に伴う減額としております。</p> <p>続きまして、10款5項1目保健体育総務費でございます。</p> <p>7節報償費9万2千円です。こちらにつきましても事業実績に伴う報償金の残によるものを減とさせていただいております。</p> <p>それから、2目保健体育事業費、18節負担金補助及び交付金で11万4千円の減とさせていただいております。こちらにつきましても事業実績に伴うものでございます。以上でございます。</p>
議長	議会事務局長
議会事務局長	<p>105ページをお開きください。</p> <p>1款1項1目議会費、167万3千円の減額補正でございます。</p> <p>内容といたしまして、7節報償費49万3千円の減、議員定数調査特別委員会に係る講師謝金の不用額でございます。</p> <p>8節旅費98万円の減、広報委員研修会、それから議員視察研修、合同要望活動に係る旅費の不用額でございます。</p> <p>12節委託費10万円の減、会議録作成に係る委託料の不用額でございます。</p> <p>13節使用料及び賃借料10万円の減、視察研修に係るバス借上料の不用額でございます。以上です。</p>

日程第22	
議長	<p>日程第22 議案第18号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）」について、補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>113ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）」</p> <p>令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,960万5千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。</p> <p>令和7年3月7日提出、村長名でございます。</p> <p>114ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、6款1項県補助金、補正額3,000万円の減額でございます。</p> <p>歳入合計3億2,960万5千円でございます。</p> <p>115ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、2款1項療養諸費、補正額3,000万円の減額でございます。</p> <p>歳出合計3億2,960万5千円でございます。</p> <p>116ページをお願いいたします。</p> <p>第2表、繰越明許費（国保）、1款1項総務管理費、事業名、国保システム（共通納税納付書QRコード対応事業）、金額43万8千円でございます。</p> <p>119ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、6款1項1目、1節普通交付金3,000万円の減額でございます。普通交付金の減によるものです。</p> <p>120ページをお願いいたします。</p> <p>3、歳出、2款1項1目、18節負担金補助及び交付金、補正額3,000万円の減額でございます。これは、想定していた医療費が下回るため減額補正するものでございます。以上でございます。</p>
日程第23～ 日程第26	
議長	<p>日程第23 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」</p> <p>日程第24 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」</p> <p>日程第25 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>日程第26 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」</p> <p>については、一括議題とします。</p> <p>6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>動議を提出します。</p> <p>日程第23 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」</p>

	<p>日程第24 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」</p> <p>日程第25 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」</p> <p>日程第26 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」</p> <p>については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することを望みます。</p>
議長	5番 梶原伯夫議員
5番	ただ今、高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋弘展議員より動議が提出されました。</p> <p>令和7年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することを望むということでございます。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立をいたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成される方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、令和7年度一般会計並びに特別会計の4予算の審議につきましては、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>動議を提出します。</p> <p>予算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦したいと思っております。</p>
議員	5番 梶原伯夫議員
5番	ただ今の高橋弘展議員の動議に賛成いたします。
議長	<p>ただ今、高橋弘展議員より、予算審査特別委員会の委員長に黒川隆康議員、副委員長に大蔵久徳議員を推薦するとの動議が提出されました。</p> <p>この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>黒川隆康議員を委員長に、大蔵久徳議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、黒川隆康議員が予算審査特別委員会の委員長に、大蔵久徳議員が副委員長に選出されました。</p>
日程第27	
議長	<p>日程第27 議案第23号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>別で配布させていただいております、左上、議案第23号と書かれているものでお願いいたします。</p> <p>議案第23号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」</p> <p>次のとおり、東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び東峰村公の施設に</p>

	<p>係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>1、指定管理施設の名称及び所在 名称 東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」 所在 東峰村大字小石原鼓1633番地</p> <p>2、指定管理者 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓1633番地 グリーンジャンボ代表 梶原寛暢</p> <p>3、指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 提案理由、東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の管理運営に関する基本協定書に基づく指定期間が令和7年3月31日をもって終了するため、新たに指定管理者を指定するものでございます。以上です。</p>
日程第28	
議長	<p>日程第28 同意第1号「東峰村副村長の選任について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>266ページをお願いいたします。 同意第1号「東峰村副村長の選任について」 地方自治法第162条の規定により、次の者を東峰村副村長として選任することについて議会の同意を求める。 令和7年3月7日提出、東峰村長名でございます。 氏名 野口善規 住所、生年月日については、明示されたとおりでございます。 提案理由、地方自治法第162条の規定により、新たに副村長を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。 267ページに略歴書を付けておりますので、お目通しをお願いしたいと思っております。以上でございます。</p>
休憩	
議長	<p>13時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時05分)</p>

再開 議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (13時00分)
日程第5 議長	日程第5 一般質問を行います。 一般質問は、5名の議員より提出されております。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっております。 通告順に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。 答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。 それでは、質問に入ります。 7番 大蔵久徳議員から質問を認めます。 7番 大蔵久徳議員
7番	今回、まずですね、総務常任委員会の代表質問を行い、その後に一般質問を行います。 総務常任委員会では、本年度より、議会の3つの役割である監視機能、政策立案機能、民意吸収機能を具現化する有効な手立てである政策サイクルに取り組みました。村人全員が元気で健康と目標を掲げ、所管課である住民福祉課の特定健診事業とウォーキングマイレージ事業の2事業に絞って、事業評価、住民との対話を行い、専門家からのアドバイスを受けたのち、最終的に村に対して政策提言を行いました。今日の委員会代表質問は、その政策提言を質問形式にして行うものです。 質問に入ります。 まず、特定健診の受診率向上について。 特定健診の目標受診率を60%にしていく取り組みは、総務常任委員会としても協力をしていきたい。そこで、以下の事項について、さらなる取り組みの必要性について伺っていきます。 1、丁寧に地道な啓発活動が必要ではないか。 受診することの大切さやメリット、早期発見により治癒した事例、かかりつけ医での検査と特定健診の違いなど受診啓発の工夫をしていくべきではないか。 「大切なあの人のために私が元気であること」をテーマに、家族からの、特に子どもからのアプローチを大切に、SNSやショートムービー、一館一運動、防災訓練、出前講座等、様々な手段を実践すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	特定健診は、40歳以上の方を対象とした生活習慣病の予防や病気の早期発見のため必要な健診です。東峰村では40歳から50歳代の子育て世代の受診率が低い傾向がみられております。 そのため令和6年度からは公民館行事や消防団行事の際に特定健診の呼びかけ、年6回の総合検診を受診されていない該当者の方には、直接電話による受診勧奨を行うなどの取り組みを行っているところでございます。 特定健診を受診されない方の中にはですね、「既に病院にかかっているから、特定健診は受けなくてもいい」と言われる方もいらっしゃいますけれども、かかりつけ医での検査はですね、治療に必要な検査で、特定健診の内容をすべて網羅しているものではございません。 特定健診は、40歳から個人の健診データを蓄積し、検査数値の推移を見ることで、その人の今後の健康状態を予測しながら、必要な保健指導を行うことで病気の予防に繋がるといったものでございます。

	特に、子育て世代の40代、50代の保護者の方につきましては、テーマを設けてですね、身近かなご家族、お子さんからのアプローチは効果的と考えておりますので、学校等と連携した取り組みも検討しながらですね、効果的な特定健診の受診啓発というものを行ってまいりたいと考えております。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	通告を村長に出しておるんですが、いきなり担当課長が答弁したのでびっくりしておりますけれども。通告どおりでいけば、村長が答弁するのが筋じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	通告は、通常村長に出します。それが、どなたが答えるかというのは、こちらのほうで調整する。議場整理権については、議長があるというふうに思っております。 特に、「村長どう考えてますか」という問いに対しましては、基本的に私は、自分で答えているところでございます。以上です。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	原則として、村長が答弁するべきかと思っております。 質問を続けます。 丁寧で地道な啓発活動をするために、様々な手段を実践するよう提案しておりますけれども、今回の答弁におきましては、受診することの大切さやメリット、早期発見により治癒した事例、かかりつけ医での検査と特定検査の違いなど、受診啓発の工夫について答えていない。どうするのかお聞きします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	お答えいたします。 受診することの大切さやメリットということでございますが、特定健診は生活習慣病の予防とか早期発見に寄与する重要な取り組みでございまして、その受診を促進するためにはですね、地域住民に対する理解と関心を高める必要があると思います。 そのため担当課としても特定健診を受診することの大切さとかメリットについて、きちんとですね、広報を行っていきたいというふうに考えております。 それからですね、受診を受けたことにより早期発見した事例等はないかということでございますが、特定健診は生活習慣病の発症予防と重症化予防が目的となっております。特定健診を受診をしている方と受診していない方の生活習慣病にかかる医療費を比較したときに、受診している方のほうが医療費が低いということは分かっておりますので、保健指導を行い、食事や運動の指導は行っておりますので、生活習慣病の発症予防と重症化予防にですね、繋がっていると推測をしているところでございまして、治癒に結び付いた事例の紹介というのはですね、少し難しいかなというふうに考えているところでございます。 また、今後学校との連携につきましては、住民福祉課としてこのようにお答えさせていただきますので、今後教育課を通じてですね、このような取り組みをしたいということですね、検討させていただきたいと考えております。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	学校とですね、教育関係と連携を密に行っていただきたいと思います。 続いて、かかりつけ医、近隣病院での特定健診の推進と連携方法をお聞きします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	東峰村はですね、福岡県医師会との集合契約に参加しておりますので、福岡県医師会に所属とする医療機関で、基本的に特定健診の受診が可能となっております。 村立診療所を受診されている方については、医師から特定健診の受診勧奨を行っております。また、特定健診の案内の際に、かかりつけ医でもですね、受診できること

	<p>が分かるようお知らせをしているところでございます。</p> <p>かかりつけ医で特定健診を受診する際はですね、村が発行しております特定健診受診券をご持参いただければ、かかりつけ医の先生から健診データがですね、村に送られてくる仕組みとなっております、医療機関とはですね、このようなデータ送信などの連携も行っているところでございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>かかりつけ医のこと、答弁がありましたけれども、もっとですね、近隣病院への働きかけを、さらに行うべきと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>近隣病院への働きかけ、これにつきましては、この協議の中で行った分については、村内の村立診療所については、やはり村の村民の方がほとんどですので、大体どなたが受けているか分かる、その方に対して特定健診の勧奨と申しますか、「医療機関でもできますよ」という話をされているというふうには伺っております。</p> <p>また、よく使われております杷木、日田等の医療機関、特に県内の医療機関と連携、集合契約でございますので、福岡県、杷木等ですね、診療所については、現状、「うちの病院で特定健診が受診できます。」という部分について、東峰村の保険者の皆様という意味合いの張り出しとかがなされていないような感じということでございましたので、その辺については確認をして、きちんと協議を行いながら、そういった掲示、啓発啓蒙を行わせていただければというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>健診を受けることの大切さを学ぶ（子どもたちが大人になって受診するために）取り組みとして、東峰学園での保健体育や総合の時間を使い、健康授業を取り入れることができないか、お聞きします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>大蔵議員さんのおっしゃることは、もう既に学校の保健の学習や学級活動、さらには学校の健康診断の際といったところの機会を通して、その大切さとか体を守ること、そういったことを総合的に取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後も健康教育の一環として、さまざまな機会を通して、児童生徒、保護者の皆様に健診の大切さに繋がるような働きかけを行っていきたいと思いますし、皆様からもまた引き続きご助言をいただきたいと思っております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>素晴らしいことだと思えます。</p> <p>こういった意見が出たのを住民の方、また委員の中で、こういったことをやれば素晴らしいんじゃないだろうかということで、こういった質問を上げましたけれども、現実としてそういったことを行われているなら素晴らしいことだと思えます。今後とも頑張ってくださいと思います。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>受診特典のあり方を精査すべきではないか。現行クーポンの継続や地域通貨の利用等について検討すべきではないか、お伺いします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>現在、連続受診者及び特定の年齢に達した方には、受診特典として総合健診でも使えますクーポンを郵送してございます。郵送の際には受診案内も同封するなど、受診の動機付けの意味合いも兼ねておりますので、引き続き郵送でのクーポン券の配布はですね、行ってまいりたいと思います。</p>

	<p>また、地域通貨「とほっぴペイ」の利用については、一般的な電子マネーのように現金をチャージして支払うという機能を、現状ではとほっぴペイに実装していないと いうことでございますので、その点については、ふるさと推進課と利用に向けて検討 をしてみたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	現金のチャージでなく、とほっぴペイに特典がチャージされる仕組みのことでござ いますけれども、これ、質問の意味分かりますかね。
議 長	村長
村 長	<p>この健診を受けたときの、今、クーポンという形で、次の健診に使えるというポイ ント的なものをお出ししている。これは先ほど説明したとおりです。</p> <p>先ほど質問ございました、直接健診を受けた方へのポイント還元と言いますか、そ ういったものととほっぴペイでできないかという質問だというふうに理解しており ます。</p> <p>これについては、とほっぴペイの、一つは通年利用ということを来年度、7年度に です、取り組むこととしております。</p> <p>その中で、一つはチャージして使うという部分とポイントの付与、ポイントの付与 につきましては、一つは健康マイレージのポイントをとほっぴペイにできないか、こ ういった特定健診の特典についても、どういう経由になるか分かりませんが、そう いったとほっぴペイへのポイントに還元できないか、また、その機能としては別にな りますけど、いろんなアンケートをしたりとか、例えばウォークラリーとかをしたと きのポイントとして、とほっぴペイでのあれができないかとかですね、そういった部 分を含めて来年度実施に向けて、予算を計上させていただいておりますけど、行うと いう形で考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	ふるさと推進課、それと連携して、検討してまいるという答弁をいただきました。 この検討するのはいつまでに検討を行うのか、お聞きします。
議 長	村長
村 長	来年度の予算でのカスタマイズというふうに考えておりますので、7年度中にはで すね、ちょっと時期については明言できませんが、実施できるというふうに思っ ております。以上です。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>なるだけ早めの検討をお願いします。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>長期目標としては、健診を受けることで健康な体を維持し、医療費の削減に繋がる ことである。村民にとって大きな分かりやすい目標を掲げていくべきではないか、お 聞きします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>繰り返しにはなりますけれども、特定健診は生活習慣病の予防や早期発見、また個 人の健診データを蓄積し、検査数値の推移を見ることで、その人の今の、今後の健康 状態を予測しながら、必要な保健指導を行うことで、病気予防に繋げる取り組みで ございます。健康な体を維持することは、結果的に医療費削減にも繋がってくるもの でございます。村の国保データヘルス計画では、令和11年には特定健診受診率60% 以上を目標に掲げておりますので、住民自らが意識し健診を受けることの重要性を理 解できるよう啓発に努め、他の自治体の取り組みを参考にしながらですね、受診率の 向上に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>例えばですね、地域の集まりの場に出前講座として出向き、特定健診の意義や必要</p>

	性を周知したり、行政区の受診率を集計したものを公表し、受診率を地域の課題と捉えていただくなど、効果的な方法をですね、検討してまいりたいと考えております。
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>総務常任委員会では1月14日にですね、これからの東峰村の健康づくりを考えるという学習会を、九大の岸本教授をお招きして勉強会を行いました。</p> <p>そして、その中でですね、おもしろいことを言われました。久山町のことを言われていました。</p> <p>久山町がやっぱり福岡県下で一番健康に特化した町だと思います。受診率も一番高いということで、どうしてそこが、それだけ受診率が上がったかということ、お寺のお坊さんが説教のたびに「特定健診に行きましょう。」と、そういったことを言うらしいんですね。</p> <p>こういったこともですね、東峰村、取り入れたらどうかなと思うんですね。東峰村だけじゃなくて甘木・朝倉、その辺りのお坊さん、連盟がありますね。そういったところに働きかけることもいいことじゃなからうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>やっぱりそういう場で聞くというのは、皆さん真剣というと失礼になるんですけど、聞きますので、効果はあるなというふうに、ちょっと今、議員さんの話を聞いて素直に思ったところでございます。</p> <p>ちょっとこれが、すぐに実現できるかどうか分かりませんが、一つですね、考え方としては非常に有効ではないかなというふうには思っております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>すぐですね、受診率が上がったわけではないと思います。やっぱり地道にですね、そういった活動を行ったから受診率が上がったんだろうと思いますのでですね、そこ辺りを参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>そしてですね、大きな目標掲げたい、分かりやすい目標。これですね、久山町が福岡県で一番です。久山町に追いつけ追い越せ、そして長寿福岡県一とか、そういったキャッチフレーズみたいなのをですね、作ったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>ご指摘のとおりですね、キャッチフレーズというのは本当に必要かと思えます。</p> <p>村としましてもですね、国が60%を目指しなさいということでございますので、令和11年、令和7年から5年後のですね、目標60%を掲げて取り組んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>令和7年度からはですね、特定健診の受診率を上げるための取り組みにですね、力を入れていきたいというふうに考えておりますので、広報誌それから東峰テレビ、そういったものを活用しながらですね、特定健診の必要性とか、そういったものを住民の方に周知していきながらですね、特定健診の受診率の向上に努めていきたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>村のほうでは特定健診の受診率60%以上を掲げる。これは、素晴らしいことだと思うんですよ。</p> <p>ただ、村民の方たちは、これを知っているかと。言われるだけで。</p> <p>だから、その辺りが、周知させるところはありますか、お聞きします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	確かに村民の皆さんはですね、受診率60%の目標というのは、たぶんお知りにな

	<p>ってないんじゃないかなろうかと。</p> <p>村のほうもですね、そういった周知をしておりませんでしたので、来年度からはですね、村民の皆さんに分かるように、例えば、特定健診の案内をする封筒とかにもですね、そういった村の目標値を書くとか、そういう形にすればもう少し分かりやすくなってくるのではないかとというふうに考えておりますので、いろんな機会です、 「特定健診を受けましょう。」「受診率を上げましょう。」という取り組みをですね、来年度から進めていきたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、健康づくりとしてのウォーキングマイレージについて、お伺ひします。日々の健康づくりの一つとしてウォーキングマイレージ事業が実施できているが、以下について伺ひます。</p> <p>ウォーキングの大切さや望ましい歩き方、時間帯、歩くペース、所要時間、申し込み方法等を分かりやすく啓発していくべきではないか。</p> <p>また、チラシ、村や公民館行事、社会福祉協議会主催の研修会や行政懇談会、自治公民館一館一運動などの機会を利用して効果的に啓発をしていくべきではないか。</p> <p>高齢や障害などによりウォーキングに参加できない住民へ、家庭できる簡易な健康体操などの啓発活動を実施できないか、お聞きします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>健康づくりにおけるウォーキングや健康体操は、誰でも手軽に始められる運動であるため、健康促進において非常に有効な手段と考えているところでございます。</p> <p>2月の東峰テレビ「東峰うお〜か〜特別編」におきまして、屋内でできる健康体操について、健康運動指導士の資格を有する職員のアドバイスをもとに番組を制作し、放送を行っております。今後もウォーキングの大切さや望ましい歩き方も含め、啓発番組を制作して、放送したいと考えております。</p> <p>また、歩くペースや所要時間などは個人個人の体力に応じた速さ、歩く目的があり、自分に合ったウォーキングで無理をせず長く続けられることが重要ですので、いきいきサロンや社会福祉協議会主催の高齢者大学や介護予防教室、公民館主催イベント等活用しながら、効果的な啓発に努めてまいりたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>東峰テレビです、有効な番組ができていますけれども、昔からですね、東峰テレビ観ないという村民の方も結構いらっしゃいます。ついつい東峰テレビ流せば事は終わるんだということじゃなくてですね、やはり東峰テレビ以外の啓発方法の充実もですね、必要だろうと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>健康マイレージ、歩くことに限らず健康づくり、先ほど東峰テレビという部分ございました。</p> <p>東峰テレビにつきましては、家でもできるような簡単なヨガとかですね、そういったものを放送したりしておりましたけど、なかなかやっぱり参加される方、続けられる方が少なかったということで途中で終わってたりとかですね、しておりました。</p> <p>昔みたいに有線放送で朝のラジオ体操流せば、ラジオ体操する人がいるんじゃないかとかいうところもですね、あつたりはしたんですけど、現状はそういったことができてないというのは確かだと思ひます。</p> <p>先ほどのウォーキングマイレージ、健康マイレージの参加の呼びかけ、啓発については、よく考えたら昔というか、一番最初のウォーキングマイレージが始まったときに、ちょうどラブスポ東峰というのがあつて、そのウォーキングイベントというの</p>

	<p>をこけら落としでやったんですけど、あのときはやっぱり百数十名の方の参加があって、自然公園から古城原まで歩いて、楽しんで順位をつけてですね、賞品を頂いたとか、また、ランキング形式で、今ちょっとやれてないんですけど、いつからいつまでの期間に歩いた歩数、目標を作って、それを達成した方にご褒美というか、その当時はバスハイクか何かのご招待があったりしました。</p> <p>そういった部分を、例えば、やっぱりポイントにする、ポイントのイベントとかですね、そういった形の呼びかけはあるのかなというふうには思っているところです。</p> <p>その他、いろんな形でですね、参加の呼びかけについては、またいろんな形で検討をするべきものであろうというふうには思っております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>次の質問に行きます。</p> <p>歩くことで、自分だけでなく誰かのためになることをテーマに、歩いて取得したポイントが地域の活動等になるよう用途を広げていくことはできないか、お聞きします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>通常マイレージポイントは貯まりますと、JAの商品券や商工会商品券に交換できることとなっております。</p> <p>しかし、マイレージポイントを交換せずにポイントを寄付する仕組みがございません。そのため商品券と一旦交換をいただき、村内での社会福祉活動等にその商品券を寄付する仕組みを検討してまいりたいというふうを考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>商品券ですね、なかなか使い勝手がいいようで悪くて、換えない方もいらっしゃるということでございますけれども。これは禁じ手かもしれませんが、ポイントを現金として寄付できるか、そういったことができないか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ポイントについては、換金できないという法律はないというふうに伺っております。</p> <p>ただ、健康マイレージで貯めたポイントをいろんな商品券、村内の消費に使うという形で、今、商品券とかですね、いずみ館の利用権、そういったものに換えるという形を現金化OKにしてしまうと、ちょっと違う方向に行くのかなというのが正直いってございまして、この寄付、地域の活動等になる使途、いろんな社会福祉とか行っている方に寄付とかいうイメージかなと思うんですけど、やっぱり商品券、もしくは何か違う、とほっぴペイでポイントが付与されたときに、そのポイントを贈与して、それで村内で買い物するとか何か、そういう取り組みならできるかもしれないなというふうにはちょっと思っておりますけど、ちょっとまだ法律的な部分とかですね、そういった課題を把握しきれれておりませんので、これについては、ちょっと現金というのは難しいというふうには思っているところです。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>なかなか現金というと、ちょっと遠慮するというか、抵抗があるということもあるんでしょうけれども。個人にやるんじゃなくて、地域に渡して、その地域の活動に活かしてもらいたいということの意味で、現金がどうかということでございますので、村長、検討するということですので、ぜひとも検討をしていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、次の質問に行きます。</p> <p>ウォーキングマイレージでは、とほっぴが全国一周していくようなゲーム性が取り入れられた歩数アプリをゲーム化していくことで、日々のウォーキングに楽しみを加</p>

	えて、継続して歩く取り組みがありましたけれども、継続して歩く取り組みができないか、お聞きします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>現在使用している健康マイレージアプリでは、スマホ（タブレット）内でコインを獲得し、コインの枚数に応じてバッチ収集をすることができます。そのバッチの1つに、東峰村独自のとほっぴバッチもありますので、ぜひ、そのバッチを獲得することを目指して、楽しんでウォーキングをしていただきたいと思います。</p> <p>また、その周知を行いながらですね、今後参加者が増えるように取り組んでまいりたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	前のがですね、非常に好評でございました。継続してできないのは仕方ないんですが、今回のこのバッチだけで楽しくはないと思いますのでね、何かほかに考えることがあればお願いしたいんですが、いかがでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>バッチのほかにもですね、歩いた距離によって何々県を踏破しましたという形で、県を踏破したというものも出てきたりもするわけでございますけれども、現在のですね、アプリの機能でどのようなことができるかということをごさね、まず、ちょっと確認をさせていただきまして、検討させていただきたいというふうに考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>前向きに検討をお願いします。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>大学等との外部の研究機関との連携を行い、ウォーキングマイレージの効果を研究やフレイルチェック、体力測定及び健康運動指導士の導入等を検討し、健康づくりの取り組み及び事業を体系化していくべきではないか、お聞きします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>外部の研究機関と連携し、ウォーキングマイレージ事業の効果検証を行うことは住民の健康づくり、健康寿命の延伸に寄与するものと考えますが、現状では参加者が少数であるため、まずは効果検証の可能性について、有識の先生、今回住民福祉課としても参加させていただいております学習会、岸本先生等にですね、ご相談をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>また、健康な体を維持することは、介護状態になる前のフレイル予防にも繋がるものです。既に健康運動指導士の資格を有する職員がですね、保健師や管理栄養士と一緒にいきいきサロンに訪問して、屋内でできる健康体操、脳トレなどを行っており、フレイル予防の取り組みを実践しているところです。</p> <p>特に高齢化が進む中で、フレイル（虚弱）対策や健康維持、介護予防の取り組みは急務と考えておりますので、保健事業と介護予防事業を体系的に整理して、効果的な事業実施に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>課長の答弁にありましたように九大の岸本教授、前原市と連携して健康づくりをやっているようでございます。ぜひともですね、働きかけていただいて、そしてまた、向こうの指導を仰げれば、すばらしい結果が出るんじゃないかなと思います。</p> <p>それとあと一つ、体組成計で有名なタニタですね、私はタニタに電話をしまして、社長のほうがですね、飯塚に用事があった、たまたま東峰村まで来ていただきました。そのときに総務常任委員会で話を聞きました。</p> <p>タニタではですね、アプリもあって、そういったフレイルにしろ、歩数にしろアプ</p>

	<p>りもあって、楽しく健康づくりをするものがあります。そして、この辺りでは、福岡県では飯塚市中心に、その辺りの筑豊地区、いくつかの自治体がタニタと契約を結んでおります。私たち聞いたところによると、そんなに高額でもありませんでした。</p> <p>そういったところですね、伝を探そうと思えばですね、そういったタニタ等々もありますのでですね、そこにも声をかけていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>確かにですね、外部への総務常任委員長からご提案いただきましたタニタ、そういったところもあると思いますし、まず、ウォーキングマイレージの参加者をですね、増やしていくという取り組みもしていきたいというふうに思っています。</p> <p>そういった中で今、現在母数がですね、やっぱり少ないというところもあって、そういった効果検証ができるのかということ、岸本先生のほうにも相談をしていきたいというふうに思っています。</p> <p>外部とですね、こういった連携ができるのかということについても、岸本先生のほうからご助言等をいただきながらですね、検討してまいりたいと、このように考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	最後に、体系的な整理をどのように行うのか、お聞きします。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>保健事業と介護予防事業を体系的に整理するというところでございます。今回ご提案をいただきましたので、新年度になりましたらすぐにでもですね、保健事業と介護予防事業というのは密接な関係がございますので、高齢者のフレイル予防等について、こういった取り組みができるかということ、課内で検討して、体系を整理していきたいと考えております。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>なかなか質問を出していたところの全部が返って来てないような気がしますが、この通告書を出す日に、村のほうに政策提言を出しておりますね。</p> <p>そういった中にはですね、今日のような一般質問の答弁が漏れているようなところがありますけれども、そういったことがないように答弁をしていただきますようお願いしまして、今回、総務常任委員会を代表しての代表質問は終わります。</p> <p>続けて一般質問にまいります。</p> <p>今回、職員のスキルアップについて、質問をいたします。</p> <p>住民福祉課では、数回の職員のミスが続きました。住民福祉課以外でもこういったミスがあるのか、お聞きします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど議員さん、ご質問、ご指摘いただきました。</p> <p>既に発表しております住民福祉課の事案につきましては、村民の皆様ですね、先ほどの朝のごあいさつのときにも含めまして、多大なるご迷惑をおかけしておりますことをですね、誠に申し訳ないというふうに思っております。</p> <p>こういったミスをなくすための努力、行っているんですけど、やっぱり何かあるというのを、その制度を一つずつ上げていかなければいけないところを考えております。</p> <p>他の課におけるミスはないかという部分については、現状それが把握できている部分は、今ございません。ちょっと郵便の発送が遅いとかですね、そういった部分のご指摘をいただいている部分はございますが、特に今後のことにはなるんですが、やはりミスはミスとして認めて、改善策というのは当然取らなければいけないんですけ</p>

	<p>ど、課の中、仕事の中で、やっぱりインシデントと申しますか、ミスまではいかないけれども、ちょっとした勘違いで間違いそうになったとかですね、そういった部分を洗い出して、みんなで共有する。この積み重ねができないことには、やはりこういったものを防ぐことは難しいかなというふうに思っております。</p> <p>これについては、月2回、課長会等を行っております。また、朝礼等でもですね、常に物事については論理的な考えをして、1つずつチェックをしていくようにという話はしておりますけど、そういった小さいことの積み重ね、こういった部分もしっかりやっていかなければいけないというふうには考えているところでございます。</p> <p>すみません。答弁が余計になりましたけど、以上でございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>住民福祉課みたいですね、保険金とか税金とか、そういったことはですね、そういったところのミスはすぐ分かりますね。ほかのところのミス、分かりにくいところはありますけれども、住民にとって、嫌な思いをしたとか、そういったことは結構あると思います。役場に対する不満を聞くことがあります。</p> <p>だから、そういった部分の、なんですかね、ミスというか、数字として表れないミスが結構あるんだろうと思います。</p> <p>そういったところを、見えないから指導の仕方もないのかもしれないですけど、やっぱり課長会やりますと言ったけれども、先ほど住民福祉課でも、ミスを注意してもまたミスをやる。そういったことがありましたので、ほかの課もですね、そういった課を、機械を持っているから将来は安心だということではなくって、いつも危機感を持って住民サービスを続けていけるような、そういった全員がですね、ミスのない、そういった取り組みをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>おっしゃるとおり、言われるとおりでというふうに思っております。</p> <p>よく自分も、それぞれ課に行ったときに言うんですけど、あいさつについては、もちろん当たり前、大きい声でしなさいというのはあるんですが、管理監督者が仕事を職員がしているときに、目で見分については、多分見ていると思うんですよ。</p> <p>ただ、耳を働かせなさいと言っているんですよ。電話でのやり取りとか窓口での対応の仕方とか、そういった部分を、やっぱり管理監督にあたる人は、しっかり仕事をしながらでも耳は動きますので、ついでに気になったらすぐフォローを出すとか指導をするとか、そういった部分の積み重ねが必要であるということは、これはもう繰り返し繰り返し言って、意識付けをしないとイケないのかなというふうに思っております。</p> <p>それと後、もう一つあるのが、人事評価の中で指導観察をして、適切な人事評価をしなさいという部分がございます。こういった部分についても、自分の事例としては、例えば、こういう対応をしたのは良かったとかですね、これはちょっと気になったので、即その窓口で、対応についての助言等指導を行ったとか、そういった指導観察を積み重ねていきなさいという部分がございます。</p> <p>こういった部分についても、日々の業務に皆様追われているところではございますけど、やっぱりこういった部分は住民サービスの基本であるということ、やっぱり念頭、根本に置かなければいけないというのは、常々申したいというか、申し上げているところではございます。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>次の質問に行きますけど、次の質問に重なるようなところがあるかもしれません。行政サービスの質の向上のために、職員のスキルアップは重要であるが、これまでどのような研修が行われてきたか、お聞きします。</p>

議 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>職員の資質の向上のためにですね、毎年度職員1人1研修を目標に、2つのところをメインに研修を行っております。</p> <p>1つ目はですね、福岡県の市町村職員研修所における研修でございます。</p> <p>段階別の研修としまして、公務員の倫理、接遇、マナー、基本的な法令等を学ぶ新規採用職員の研修、採用後の3年から7年目の職員には、自身の業務の効率化やチームワーク向上等を学ぶ一般職員の研修、その他新任係長研修、新任課長研修、セカンドキャリア研修等々を職員に受講させております。</p> <p>その他の職員につきましては、法制能力研修や職務能力研修、実務能力研修等を適宜受講させております。</p> <p>また、技術系の職員にはですね、県の建設技術センターというところがございますが、そちらのほうで専門的な技術のほうを学ぶための研修もさせているところがございます。</p> <p>研修の令和6年度ですね、受講の実績としましては、一般職員51人おりますが、延べ56人が受講しております。</p> <p>2つ目としましては、村の独自の研修でございますが、令和6年度については、メンタルヘルス研修と個人情報保護制度の安全管理措置研修を受講しております。メンタルヘルス研修のほうで72名の出席、それから個人情報保護制度のほうで68名の出席をしております。</p> <p>過去にはですね、もちろんこの村の研修としましては、接遇研修、それからタイムマネジメント研修、人権研修、それから交通安全研修、インボイス研修等々を実施しております。</p> <p>また、毎年ですが、若手職員を対象に村行政の仕組み、それから公務員の倫理、事務手続きの基本、それから公務効率化等の研修を別途実施しているところがございます。</p> <p>今後も福岡県の職員研修所並びに村独自の研修をしながら、職員の資質向上を図っていきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>たくさんの研修があるようでございますけれども、これが一番いいとか、そういうことはないんでしょうけど、継続してすることがいいんでしょうけれども、そういう中でもミスがあるんだろうと思いますので、村長、村独自のもやっているようでございますのでですね、他に村独自の行事を作っていただきたいと思っております。</p> <p>続いて、次の質問に行きます。</p> <p>村がですね、行政評価に取り組み、その内容を公表することが職員のスキルアップに繋がると思いますが、いかがお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>行政評価につきましては事務事業評価という形で、平成20年ごろ3カ年東峰村でも行って来たというのは、ご存じのことかなというふうには思っております。これは、国の行財政改革の取り組みの一環として、ほぼほぼ確かすべての自治体が取り組みなさいという形で取り組んだというふうには記憶はしております。</p> <p>これについて、どういう事業をピックアップするかとか、どういう評価をするのか、評価の目的等が国の指針に基づいて行ったという部分もございまして、行政評価については、やっぱり短期的、事業についての評価でございますので、短期的な成果を重視しがちという面があるというのは、実体としてあると思っております。</p> <p>そういった部分で、特にいろんな事業でそぐわないんじゃないかとかですね、そういった部分もありながら行って来たという経過もあるところでございます。</p>

	<p>現状、今、最近については、県とかですね、大都市はやはりさまざまな事業についての事務評価を行っているというところはお伺いしておりますが、小規模自治体については、結構事務的な負担が非常に大きいという部分もあって、非常に取り組みを、最近はうちがしてない、どこがしてる、どこがしてないというのはないんですが、そういったところで、近年はですね、東峰村において、そういう事務事業評価を行われていない。総合戦略におけるですね、K P I 等に係る評価、第三者評価委員会、こういった部分については実施はしているところではございますが、通常の実務については、ちょっと行われていないというところではございます。</p> <p>ただ、行政評価については、政策や事業の効果を客観的に改善し、事業の評価を明らかにするための重要な指標という認識は持っているところではございますが、これによりまして、行政機関はより効率的かつ効果的なサービス等を提供することが可能になるということは、間違いのないところだと思っております。</p> <p>ただ、あくまでこれは事業評価でございますので、この評価を取り組むことによって職員の資質が、知識とかですね、今後の考え方、そういった部分については有効だと思いますけど、それがスキルアップと言えるかという部分については、自分としては、直接は繋がりにくいのかなというふうに感じているところでございます。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	<p>職員がですね、コスト意識を持つこともスキルアップの一つだと思います。小さな村で予算がない中で、限られた予算の中で最大限の効果を発揮する。そういった予算の組み方をしたいと思っています。</p> <p>だから、職員もそういったことが分かって、無駄なことはしないとかですね、そういったことを考えることも職員のスキルアップに繋がると思います。</p> <p>今年、我々議会は東京に研修に行きました。そこに来ておりました宮田村の事務局長が元総務課の方でございましたけれども、そちらは全部の予算に対して事務事業を行うそうでございます。そういった中で職員が育つんだと、そういった話もされておりました。</p> <p>東峰村もですね、以前事務事業評価を行ったとき、3年でやめましたけれども、それが業務煩雑だと言いましたけれども、それは、少し能力が足りない部分もあるのかと思うんですよ。事務事業評価を行ってですね、そういったことを楽にできるぐらいのレベルを上げてもらえばですね、能力が上がって、そして村づくりになると思います。</p> <p>私はですね、ぜひとも、この事務事業に取り組んで、そしてちゃんとPDCAですか、それに取り組んでいただければですね、職員の能力アップに繋がると思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>今、宮田村というところは、私は存じてないんですが、事務事業評価、確かにその面はあると思っております。</p> <p>それが絶対的な判断の指標ではないというふうに自分は思っておりますので、これを取り組むことによる効果については、また内部で検討させていただきたい。</p> <p>これは、コスト意識を持ちなさいというのは、常に言っています。予算組みについてもきちんと精査、これが適切なのか、これは持ちなさいというふうには言っています。</p> <p>それを見える形で審査をしていく、これは必要な視点かなというふうには思っておりますが、それが即、自分の中では事務事業評価には繋がっておりません。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>村長言うように、これをすれば絶対スキルアップに繋がる。そういうことではないかもしれませんが、こういったのも手段の1つだというふうに捉えていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>東峰村ではですね、デジタル人材の育成はどのくらい進んでいるのか。</p> <p>地域おこし協力隊の方がいらっしゃいますけれども、職員の方の育成ですね、それはどうなっているか、お聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>デジタル人材、デジタルに精通したデジタルを使いこなす能力のある人材というのは、定義がなかなか難しいというのはあると思っております。</p> <p>職員の業務として、やっぱりいろんな端末を使う以上、パソコン等の知識はもちろんございます。それ以上に、具体的なエンジニアとかですね、データサイエンティスト、そういった学術的な部分に明るい技術系のスキルを持つ職員というのは、正直言っておりませんが、今、村のほうでも、例えばノーコードツール、キントーンとかありますけど、それを導入、ちょっとお試しで導入できる制度がございましたので導入をして、業務についてのそういうデジタル化、ツールを使つての業務管理、この辺りをまずやろうというところはございます。</p> <p>また、生成AI等を使った、一番大きいのは会議録の作成でございますが、そういった部分の活用をまず行うことで、そういったデジタルの活用をいろんな形で使いこなせるアイデア等、また、使いこなせる人材が出来てくるというふうに考えておまして、そういった部分を行う中で、行政サービスの向上や効率化を図れるような環境を整えていきたいというふうに思っているところです。これは役場内の業務でございます。</p> <p>また、住民サービスに対しましてもですね、引き続き地域活性化に貢献する村民の皆さんへのDX推進、そういったものにつきましても、現在DX推進、1名ではございますが、そういった方を中心に取り組む。もちろん村のほうでも、今、DXに関しては、庁内が総務企画課、村民向けがふるさと推進課という形で分かれている部分もございます。</p> <p>こういった部分についても、なんとか一緒に、チームじゃないですけど、何らかの形でですね、やっぱりDXの推進というのは内部でもあるし外部でもある。そういった部分を、外部から内部における、例えば申請等のDX化、そういった部分についても検討する中で、スキルを上げるというよりは、やっぱりそういったものを当たり前に使っていきなせる人材を作っていくということが、大事だろうというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>デジタル人材についての質問を上げておりますけれども。</p> <p>そもそもデジタルになって、今まで私たちはデジタル化になってですね、その恩恵を受けてる感じがなくて、デジタル化することによって、費用だけかかってデジタル化本当に良いのかなとか、そういったことも思うわけでございますけれども。</p> <p>一部でですね、過疎化の地域、東峰村みたいな人口が減るところには、将来職員の数も減る、しかしながら、役場の仕事の効率化を上げるためには、その半分の人数で煩雑な仕事をしなければいけない。そのためにはデジタル化が必要だという意見も聞きます。</p> <p>将来、近い将来ですよ、もう人口が減って、職員も今の数のままではいかんと思っておりますけれども、この行政サービスを落とすことなくするためにはデジタル化が必要なのか、そこら辺私もよく分からないんですが、村長はどのようにお考えですかね。</p>

議長	村長
村長	デジタルスキルの向上と職員の部分については、やはり住民サービスを行う上にあたって、他の自治体等の比較等もございませんが、やはりデジタル的な考え方、例えば書かない窓口とか、例えば自宅から申請ができる。これはちょっと人口規模から考えると非常にハードルが高いものではございますが、そういった部分をですね、行っていくにあたって、やはりDXの知識をですね、しっかり把握しながら住民サービスに活かせる、こういった視点と言いますか、これはもう絶対に必要なものだというふうに思っております。以上です。
議長	7番 大蔵久徳議員
7番	デジタル人材を育てることで東峰村がですね、より良い村になることになればですね、いいと思いますので、そういったことを推進していただきたいと思います。以上で、質問を終わります。
休憩	
議長	14時5分まで休憩します。 (13時55分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (14時05分)
議長	2番 樋口朗議員の質問を認めます。 2番 樋口朗議員
2番	私は、今回4項目の質問をさせていただきます。 まず、人口減少対策、移住政策について質問します。 平成17年3月の合併時2,895人だった人口が、令和7年1月末で1,764人になり、1,131人減少しました。2月末は1,757人でしたので、さらにひと月で7名減少したことになります。 合併して20年間ですので、1年間に約57人ずつ減少しています。この減少ペースを少しでも遅くするために、村長は今までどのような施策を実施し、その実績をどのように評価しているのか、お伺いいたします。
議長	村長
村長	ご質問のとおり、人口減少については言われるとおりでございます。 人口減少については全国的な流れとは言え、やはり村としてもですね、非常に深刻な問題、これは、もう合併当初からですね、言われている部分でもございましたし、地方創生等の流れの中でもさまざまな施策を実施してきたところでございます。 それぞれの施策を言うとなかなか長くなりますので、できるだけ短くとは思いますが、まず、住宅等の建築、これは、活性化住宅、定住促進住宅という名称で小松の住宅、また中原団地は災害復旧ではございますが、あと紙屋団地、そういった部分を造っております。また、公営住宅として上町住宅、小石原、そういった部分を整備をしているところです。 それに基づいて、それとまた移住相談窓口の設置やですね、空き家バンク事業も引き続き行っているところ。それに係る補助金については、県の補助金、国の補助金等も活用しながら充実をさせているところでありまして、若者、ファミリー層の移住等についてもですね、ホームページ等を使って啓発等を行っているところでございます。 また、少子化対策としての子育て支援、これにつきましては、ちょっと朝のごあいさつの中でも申しました。こういった部分に力を入れているというところはございます。

	<p>その他、産業、仕事という部分につきましても、地元事業所の支援、新たな産業の創出、創業塾等を行ったりとかですね、そういった部分で商工会等と連携をしながら取り組みを行う、また協力隊さんですね、起業支援等も行って定住に結び付く、そういった努力と申しますか、施策については取り組んでいるところでございます。</p> <p>他にもこの人口減については、自分が地域コミュニティ協議会を検討する中でもですね、やはり皆さんの共通のテーマとして認識をちょっといただいたのかな。</p> <p>ただ、この中でも、やはり人口減少を少しでも緩やかにする。これについては、自然増、自然減と、また社会増、社会減、転出超過、転入超過とかいろんな言葉がございいますが、やはりお亡くなりになられる方はもう致し方ないかなという部分、生まれる方、自然増については、やはりそういった世代の方たちが移住をしてこないことには、ちょっと見込めない部分がございますので、自然増の取り組みと転入超過への取り組み、転入者の移住定住ですね、こういった部分については取り組んでおりますし、今回単身用の住宅を造った中で、また空き家をですね、村が直接関わることで空き家バンク等の充実、また移住コーディネーター等をですね、より活動の充実をできるだけ、できるだけと申しますか、図っていく中で取り組んでいるというふうに考えてはいるところでございます。</p> <p>このようにしてさまざまな事をやっておりますが、やっぱり数字的にはですね、減少という形はちょっと否めてない部分はございますので、今後そういった部分が、やはり外からの移住、また、お帰りの移住というか、村に帰って来いよ移住ですね、そういった部分もやはり明確なメッセージを出せるようなですね、取り組みをしていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>たくさんの政策をしていただいて本当に感謝申し上げます。</p> <p>村は令和2年3月に策定したまち・ひと・しごと総合戦略には、人口の将来展望で令和7年度を1,819人と予測していましたが、残念なことに目標より62名少ないのが現実です。私は、過去の前例に捉われない思い切った人口減少対策が必要だと思えます。</p> <p>村長は、本日の議会冒頭の施政方針で、強い地域をつくることを目標にしていると発表しました。私も大賛成です。</p> <p>この強い地域をつくるための移住政策が、現在のところある程度できていれば私たちに説明をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>移住政策としての強い地域というのは、なかなか取り組みができてないというのが実情でございます。</p> <p>やっぱり言っているとおり、移住したいなと思うところって、やっぱり何か、いろんな地域が元気がある。それを行政がしろって言われても、なかなかできない部分を、やっぱり1つの地域がいろんな取り組みをする。例えば農業でもいい、特産品づくりでもいい、そういったものを取り組むところに、やっぱり行きたいなというところもあると思います。そこに元気な方がいて、おいでよと言って、よその方を引き込めるとかですね。</p> <p>この前聞いたんですけど、秋月にしてもですね、やっぱり移住者が増えている。それは、やっぱり移住されている方がそれをきっかけとして、やっぱりその方がいろんな方を取り込んで増えているという話、当然、出て行っている方もおりますけど、そういった繋がり、流れ、やっぱり人を、やっぱり移住していくにあたっては環境も必要なんですけど、人が必要ということで、そういった部分の取り組みを、本当言うと、今後取り組んでいきます地域コミュニティの中で、やっぱり地域の良さをこういうふ</p>

	<p>うに作っていききたいという形で、いろんな話が出て、それが見える化できればというふうに思っているところで、これについては、まだ自分の中の理想と言いますか、はあるんですけど、すごい一つ一つ言ってしまうとものすごく皆さんのハードルが上がってしまいますので、やっぱりそういった話の中で、じゃあ、自分たちのところは何ができるのかなとか、そしたら村、自分たちが住んで楽しいよね。そしたら村も一緒になって、そういったSNSとかで発信をして1人来る。これが突破口として2人、3人、3世帯か、そういった形で増えていくという形が一番長続きする移住かなというふうには思っておりますので、ちょっと今、明確に回答できる部分については、ちょっと今のところございません。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>現在、村に住んでいる方ができるだけ転出しない政策、そして村外からの移住を推進するために、特に住宅、子育て、医療、その他、日常生活全般の支援を、今後どのように実施していくのか。</p> <p>先ほどですね、詳しく住宅等については、今までの政策を質問されましたが、今後のことについて、村長のお考えがあれば伺いたいします。</p>
議長	村長
村長	<p>基本的にはないものねだりと申しますか、やっぱり都会と同じレベルの生活というのは、なかなか難しいというのはございます。</p> <p>ただ、医療についても買い物についてもですね、交通についても、やはり最低限というか住んで満足できるだけのですね、ものは、やはり村として提供できななきゃいけないなというところは、朝申したとおりでございます。</p> <p>それだけで人が来るかという、やっぱりいろんな形ではございますので、一つあるのが、やっぱり村の中でいろんなところを見ても、この村で何かの仕事をしたいということで来られている方、これが空き家等に住んで来られている方、協力隊から起業する方もおりますけど。</p> <p>そういった好循環というか、やっぱり村の中で住んで、村の中で仕事をする価値というか、そういったものがですね、なかなかいろんなところからも聞こえてこないというか、村の中でも「こういうことをやりませんか」とか起業支援とかですね、そういったものはやっていますけど、具体的に他の自治体とかに視察とか行ったときに、こういったところに何で古い家改造して、みんな頑張っているんだろうと思いつつながら、やっぱりそれを造って、最初は難しいけど、頑張っていることでいろんな方が来て、それから循環良くなる。</p> <p>こういった部分の取り組みのですね、第一歩を、やっぱり今まではどっちかと言ったらインフラとか環境の分ではございましたけど、やっぱり人が人を寄せるんだという部分をですね、ちょっと皆さんの中というか、村の中でもですね、認識をしながらコミュニティの構築についても、そういった視点が重要になるのではないかなというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>東峰村役場には、村外から通勤している職員がたくさんおられます。</p> <p>私は、憲法22条に規定された、何人も、居住の自由を有することを承知しています。そのような中で本人の自由意志を尊重しながら、村内に住みたくなる政策について、職員の考えや意見を聞き、こんな政策があると移住してみたい村になるなど、村に住んでいる私たちには気づかない、さまざまなヒントを得ることができるのではないかと思います。</p> <p>このような取り組みの継続が、村の移住政策全体をより良いものにするのではないかと思います。そして、そんな願いが叶う村だったら役場職員の心に移住の検討が芽</p>

	<p>生えてくることもあるかもしれません。</p> <p>東峰村は不便だけれども、それをカバーすることができるすばらしいところもたくさんあります。村外に住む役場職員が、村で生活する価値を見出す仕組みづくりができないか、村長の考えを伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>質問の趣旨と申しますか、これについては私も非常に賛同と言いますか、するところでございます。</p> <p>職員採用等のときにですね、当然住むことを条件にすることは、当然、先ほど申しましたとおり、できません。</p> <p>ただ、村に住む意思はございますかというときに、できれば住みたいという話の中で、やっぱりそのときに単身用の住宅とかがなくて、例えば、自宅からやたらうちに来いって言えるんですけど、近くにアパートとかを借りてしまうと、ちょっとそのままになってしまうとかですね、そういった現状はあると思っております。</p> <p>実際にはですね、本当、職員が住みたくなる村にならんかったらどうすると、というところで、今、いろんな大学との連携とかですね、筑紫女学園大学の皆さんは、「勝手に地域おこし協力隊」とか名付けて、いろんな活動していただけてますけど、その一つとして、若手職員と、やっぱり「職員が住みたくなる村づくりってなんだろう」というワークショップしてよって言って、ちょっとまだ実現できてない部分とかがあります。</p> <p>やっぱりそういうところから気づきとかですね、やっぱり村の魅力をどう考えてますかという、昨年ちょっとDXの関係でワークショップ等を行ったときにも、いろんなご意見とかですね、アイデアは出るんですけど、じゃあ、住むのって言ったときに、今の生活があるからとかあるんで、そういった部分については時間はかかるかもしれませんが、やっぱりそういった視点、また、今、やっぱり役場職員として住民の子どもさんが本当、受けてくれる方がいないです。</p> <p>それについても、やはり村の将来をうたって立つためには、特に危機管理上はですね、近くにいたほうがいいというのは自明の理でございますので、そういった方のやっぱり職員採用試験のときに呼びかけ、特に「誰々さんお願いします。」とかなかなか言えないんですけど、そういった部分についても、やっぱり議員さんのお知り合いとか自分たちの知り合いとかにも「受けてみらんね」と言っても、なかなか受けてくれる人がいないという現実がございますけど、そういった部分も必要な視点かなというふうには思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>今、村長の答弁を聞いてまして、私も本当にほとんどのところ同じ考えです。</p> <p>これからもですね、今のような考えで、ぜひですね、進めて行って、役場職員が住みたくなる村づくりをですね、続けていただきたいと思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>村には多くの地域おこし協力隊員が働いていますし、今までも働いてきました。今までほとんど知らなかった村を、自ら選んで仕事をする意欲に感動を覚えます。</p> <p>しかし、任務終了後、村に住み続ける方はあまりいません。協力隊員が退任後に地元で起業するとき、業を興すときには支援金制度もあります。せっきく東峰村を選んで、新たな仕事にチャレンジされた方が、3年間で転出してしまうのは非常にもったいないことです。仕事を通して学んだことを村内で活かしていただければ、私たちが気づかない新たな活性化策も期待できます。</p> <p>地域おこし協力隊員が退任後も村に住み続けることができるように、どのような施策を実施しているのか、村長に伺います。</p>

議 長	村 長	村長
議 長	村 長	<p>ただ今のご質問、誠に共感というか、私も同意でございます。</p> <p>地域おこし協力隊、3年間という任期でございます。その間の活動で、その活動中にはですね、今原則として年4回いろんな面談、悩み事とか将来に向けての考え方、それで定住の意向、起業の意向があったら、やっぱりそれを実現するためのサポートをする、そういった取り組みも行っているところでございます。</p> <p>そういった部分の支援の中です、定住に向けた取り組みは行う。そのときに、やっぱり今住んでいるとかですね、今協力隊として住んでいる家そのまま借りれるのかとか、そういった部分について相談を受けて、いろんなやり取りをしても、そこもちょっといろんなトラブル等もあったりとか、聞いております。</p> <p>こういった部分が、やっぱりスムーズに繋がっていくとですね、いい流れにはなっていくのかなというふうには思っているところです。</p> <p>また、業務についてもですね、全く新規に起業をする。また、同じような仕事でも違う会社を興して、行うという形もこれまで過去にございました。</p> <p>そういった部分についてですね、いろんな先ほどの相談とか業務の中で発見とかサポートは、実際行っておりますし、それについても今後ですね、しっかり行っていきたいというふうには思っているところでございます。</p>
議 長	2 番	2番 樋口朗議員
議 長	2 番	<p>地域おこし協力隊への取り組み方、村長も同じような考えで、私も安心したところです。これからもですね、継続して、ぜひ、定住されるような試みとか仕組みをですね、作り上げていただきたいと思えます。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>今までの質問と同じ趣旨ですが、ふるさと納税の納税者や東峰村応援団員は、既に東峰村に相当な関心がある方です。せっかく関心を持ち応援される方が、さらに移住を検討していただくような施策を立案し、実行することも大切ではないかと思えます。村ではどのように広報し奨励しているのか、村長に伺います。</p>
議 長	村 長	村長
議 長	村 長	<p>ふるさと納税をしていただく方、こういう方にはですね、村のパンフレットを送ったり年賀状、暑中見舞い等で、次の納税への関心を向けてもらうという活動は行っているところですね。</p> <p>また、応援団については、どちらかという村の行事のお知らせ的なものとどまっている部分があるというのは、現実として反省点がございます。</p> <p>こういった、やっぱりこの方たちと言いますか、交流人口までいかないけれども、関心を持っていただいている方、そういう方に、例えば応援団の方も村で何か、来てやっていただけるようなイベントができればとかいう、担当課の話もあったんですけど、なかなか実現ができてない。そういったものも、あまり手のかからないような分があればですね、効果的にできる分があれば行うことも検討に値するのではないかと。</p> <p>また、移住定住のほうに向かってのですね、PRについては、やはりできるというふうには思っておりますので、こういった部分については、村外の方からの移住を考えている方のツボに刺さるPRと申しますか、やっぱりメールだったかな、応援団はですね。そういった中にも、そういう村の考え方、村の望みじゃないですけど、そういったのをあまり赤裸々に出しすぎると引かれる分もありますので、なんとなく「いいな」、ちょっと来てみようかなと思っただけの部分から、ふるさと納税についても、やはり村は共通返礼品が非常に多ございます。</p> <p>その中でもやっぱり東峰村というところを選んで、例えばね、「あまおう」とかにしても、実際東峰村でイチゴ作ってないんですけど、やっぱり共通返礼品として使え</p>

	<p>る。返礼品で出したときに東峰村に応援をしていただける。こういった方をですね、やっぱり次に繋がるようなアクションをですね、はがきの中にいろんなことを詰め込んでもいいし、そこからいろんな QR コードで村の情報にたどり着けるとか、そういったものは多分そんなにかからずできると思いますので、そういった部分については、すぐにでもですね、取り掛かせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>私もですね、村長と同じような考えなんですけども、やはりふるさと納税だけではなく、東峰応援団だけではなく、やはりもう一歩進んだですね、働きかけ。ちょっと厚かましく思われるかもしれませんが、柔らかい、何と言いますか、アプローチをですね、心がけていただければと思います。</p> <p>せっかくですね、移住関係のホームページが今回変わりました。そういった紹介もですね、併せてしていただければというふうにも思います。</p> <p>そしてまた、そのホームページも今よくできていると思いますけれども、さらに移住者が他にもおられると思いますからですね、そういったところも充実して、いろんな方がこの移住を前向きに検討する。そういった作りをこれからもぜひ進めていただきたいと思いますが、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>ホームページについては、評価いただきました。ありがとうございます。</p> <p>今移住されている方、確か1組ですね、ご紹介しています。これは、定期的に増やしていくということで、当初より構想はあるようでございますので、もうかれこれ1年近くなりますから、そろそろやっぱりいろんな形で、やっぱり新鮮な情報を飽きさせないようにですね、新しく出すというのが一番重要でございます。</p> <p>移住のページ、この前ちょっと見たときに、医療費の無償化あのメニューの中に載ってなかったの、あれっと思ったんで、そういった部分もやっぱり整理をして、朝言ったとおり、やっぱり一目で分かるようなものを、配るのは大変なんでホームページでPDFで落とせばですね、すぐ見れますので、そういった部分も当然やれるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次の質問に行きます。</p> <p>「田舎暮らしの本」出版社から「住みたい田舎ベストランキング」のアンケート調査があつていて、全国から547市町村が回答しています。残念ながら東峰村は回答していないようです。アンケート調査が来たとき東峰村ではどのように対応しているのか、担当課長にお伺いします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>議員おっしゃいました「田舎暮らしの本」、その中で「住みたい田舎ベストランキング」というのがありました。全国の希望する自治体を対象にですね、移住支援策や医療、子育て、自然環境、就労状況とかですね、移住者の推移とか多種、かなりの多いアンケート項目、こちらのほうに答えることでランキングを付けるというようなことを実施しているみたいです。今年でこれが13回目というふうに認識しております。</p> <p>村としましてはですね、今まで任意の調査ということで、法律に基づく統計調査等ではございませんでしたので、アンケート回答につきましては、実際のところ行ってはおりませんでした。また、ちょっと私のあれですけど、この雑誌の認識等も少し低かったというのもあります。</p> <p>今回、ご紹介等もいただきましたので、宣伝効果等、この辺のところも考慮いたし</p>

	<p>まして、次回等ですね、アンケートの回答、この辺のところについては検討はさせていただきますというふうには思っております。</p> <p>実際、全国で1,700ちよい自治体ありまして、そのうちの500ちよいですかね、回答ということで、3分の1程度のところは回答はしております。この中のランキングでありますし、どの辺に行くのかという確かに興味等もございませう。</p> <p>ただ、実際これがある程度の位置に来ないと紹介自体もされないし、記事にも載らないというようなところもあってくるかと思っておりますので、まずは、実際どの辺に行くのかという想定をしながらですね、検討のほうをさせていただければというふうに思っているところです。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>アンケートにはたくさんのお返答項目があり、担当課は大変だと思います。</p> <p>しかし、村を全国に知っていただく大きなチャンスですし、移住政策について全国の例を学び、比較することもできます。以前議会で視察した人口1,200人の宮城県七ヶ宿村は回答していました。</p> <p>そして今、長野県にですね、移住の方が大変多いというふうには聞いていますが、この市町村は、数えるとほとんどの市町村がやっぱり回答しています。人口5千人未満の町村でも69の自治体が回答しています。今後のアンケート調査の回答について、課長は努力すると言いましたが、村長はどのように指導しようと思っているのか、お伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>今回「田舎暮らしの本」という例をですね、出していただきました。いろんなランキングがホームページとかサイトを見るとございませう。</p> <p>ただ、田舎暮らしの本自体は、確か10万分ほどの発行部数ですので、やはり影響というか効果が大きいのかなというふうには思っております。</p> <p>当然東京のほうにふるさと回帰センターとか移住センター、ジョインだったですかね、そういったところへの情報提供とかパンフレットとか、そういった部分はやっておりますが、こういった本の調査についても、やはり効果が薄いからしないとかじゃなくて、もうできるだけ、やっぱりこういった部分については、移住のきっかけを作るためには重要なこととございませうので、先ほど課長が言ったとおり、仮に採点してみたら最下位だったとかいう、これちょっと記録に残るといけないですけど、というところがないように、何か結構、あれなんでしたっけ、視察に来たときに旅費を出しているとか、何かこれ、あり得るのかなという質問もありましたので、そういった部分も精査しながら、やっぱり極力そういった部分の効果については、波及できるようにですね、取り組ませていただきたいというふうには思っているところでございませう。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次の質問です。</p> <p>移住コーディネーターの令和6年4月以降の相談件数と移住に結び付いた件数を、担当課長に伺います。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>今年度ですね、4月からですけども、移住コーディネーターさんのほうに相談に来られた方、こちらのほうは全体で6件ほど相談がございました。</p> <p>そのうちですね、移住に結び付いた件数は1件、1世帯というところで、3名の方が移住のほうをされております。</p> <p>村としましてはですね、移住定住の促進のために、今現在、移住コーディネーターさんを置いてですね、事前予約制で毎月第1・第3週の火曜日に、移住又は空き家、</p>

	<p>そういったところの相談を受け付けております。お知り合いの方等ですね、こういった相談等があるという方がおられましたら、ぜひ、こちらのほうに相談をしていただきたいと思います。ぜひ、ご活用いただいておりますね、移住のほうに繋がってほしいなというふうに考えているところです。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>先日、7年度予算の説明会の折、移住コーディネーターと地域おこし協力隊の活動サポートをする方が同一の人であることを知りました。</p> <p>先ほど地域おこし協力隊員の任務終了後の定住政策について質問しましたが、この政策を実現するにはぴったりの組合せだと思います。ぜひ頑張ってください、地域おこし協力隊の任務終了後に村に住み続けられるような助言やお世話をお願いしたいと思いますが、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	言われるとおりだというふうに思っております。以上です。
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>次に、コミュニティ協議会設立について質問します。</p> <p>コミュニティ協議会設立の説明会に約220名の住民が参加し、設立に向けて第一歩が始まりました。地区担当職員が案内チラシを配布し、説明会を進行、なぜ今、地域づくりなのかの説明など、多くの役割を担ったことを私は評価しています。</p> <p>全地区での説明会が終わり、住民の理解がどの程度深まったと感じているか、村長の考えをお伺いします。</p>
議長	村長
村長	<p>地域コミュニティの行政区の説明会、ちょっと自分は勉強会というふうに言っていたんですけど、多くの方にご参加いただきました。</p> <p>先ほど議員さん言われたとおり、議員さんも結構参加していただきました。それを除いて220名ということであったというふうにカウントしています。</p> <p>前回、令和4年に行政懇談会をしたとき、このときも地域コミュニティについてお話をさせていただいた。このときが受付総数としては175名でございました。</p> <p>ですので、総数で言うと今年250名だったんで、結構地区担当職員も頑張ったという評価をさせていただきたかったんですけど、劇的に増えているわけではないけど、やっぱり人口が減っている中でこれだけの参加があったというのは、やはり一定の評価はできるのかなと思っております。</p> <p>理解については、地域コミュニティ協議会、じゃあ、「実際うちの地区どういうことをすればいい」という疑問もたぶんある中で、いくつか「行政が考えればよかるもん」とかいう話をいただくこともございましたが、これはやっぱり地域の中で、やっぱり地域の方々が話して作り上げないと、持続可能な地域にはならないという認識の中で、やっぱり時間をかけてやるべきものということで、今回については、やはり「コミュニティってよう分からんけん、今のままでいいんじゃない」という方に対して、どうにか地域コミュニティってこういうものなんだよというところをですね、ちょっと理解してもらおうということが目的でございました。</p> <p>評価というか、それはなかなか指標としては申し上げにくい部分はございますが、令和4年度のときの質問等に比べて、やっぱりあのときは、「私は反対」とかですね、「そんなんでも」とか、「違う、もっと他にすることが」という意見もあったんですけど、今回については一部「行政がすればいいんじゃない」とかいうご意見も、個人の意見としてはですね、あったんですけど、概ね、やっぱりどういうものかはある程度分かった。</p> <p>ただ、それにどういう形でしていくのが、今のところちょっとまだみんな見えに</p>

	<p>くい。これについては、また年度が替わって、新しい検討会を行っていく中で、同じように参加の呼びかけをしていながら理解と、いろんな方の考え方、アイデアを抽出するような取り組みを行っていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>私の先ほどの質問の中で、地区担当職員が大変に頑張ったということは評価しておりますので、ご記憶していただきたいと思えます。</p> <p>次の質問です。</p> <p>来年度はですね、大字単位で説明会を開催し、子どもから大人までいろんな世代の方々に集まっていただくと説明がありました。</p> <p>この趣旨は理解するんですが、いきなり大字単位では会場が遠くなり、子どもや高齢者の参加が難しくなると思えます。どのように住民に呼びかけ、参加を促すのか、村長に伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>これについては、いろんな仕組みとか考え方があるところではございますが、今回説明会、前回、この前行った分については、各地区を回って参加の呼びかけをした。</p> <p>次回からの検討会については、やっぱりいろんな話、地域の話、また隣の地区の話、集まる単位としては大字単位ということを考えておりますが、実際に作業とか検討をするテーブル、グループについては、やっぱりある程度の時期までは行政区単位、隣の行政区とか地区の課題と言ってもなかなか、一番最初にやった役職員の分についても、やっぱり隣の地区でも全然出し方が違うとかですね、そういった分もありましたんで、いろんな取り組みについても、場所については、やっぱり大字単位で行わせていただく。</p> <p>それについて、時間帯の工夫とかですね、曜日の工夫、そういった形で参加の呼びかけ、参加率の向上については取り組ませていただきたいというふうに、現状ではですね、思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>学習会から検討会というんですかね、そういうことと言いましたけど、まだまだですね、1回目の学習会が多く住民には浸透してないのではないかと。村も分かっているとおりですね、参加されなかった子どもさんとか女性の方、高齢者などはですね。</p> <p>だから、私としてはですね、大字単位ではなくて、もう一度地区単位でですね、そういった今回参加されなかった方を対象にですね、もう一度開くことが、より地域の人たちの意見がくみ上げられる学習会なり検討会になるのではないかとと思えますが、村長はどのようにお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>今回行わせていただいた説明会というような形については、来年度は同様のやり方というのはですね、実施としては今のところ考えてはいません。</p> <p>検討会を行う中で、いろんな話をですね、みんなで行う。それが意見の出し合いという形にはなると思うんですけど、それを行っていくうちに、やっぱり理解が深まっていくのかなと思っているところです。</p> <p>ただ、集まる方について、どういう形ですね、がいいのかという部分については、一度やってみて、その反応を見た中で、次の対策を取っていくとかですね、そういった形にはなるかなと思っておりますけど、地区担当職員がいる中で、地区担当職員の多少のレベルと言いますか、がある程度同じにするという村の内部でのテーマもござります。</p>

	<p>そういった部分が出来上がったら大字で集まることもある、行政区の単位で集まって地区担当職員がコーディネーションしながら行っていく。常にそういった会議を行った分については、今回の分も当然広報誌等でお知らせをして、概要については丁寧にやっていかなければいけないというふうに思っております。</p> <p>来年度以降についても、やはりきめ細かい情報提供というのは必要だというふうに思っておりますので、そういった形で取り組みについては、ちょっとはつきり来年、一応年4回程度という予定はですね、確か仕様書の中でもお示ししたと思います。</p> <p>その内容の関係にもなってきますので、いろんなご意見をいただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>いろいろなやり方の、考え方の違いはあるかと思えますけれども、数年前のことはですね、ほとんど皆さん方記憶にないと思えます。</p> <p>今回がですね、非常に各地区を回りました、参加された方はそれなりの解釈とか、それなりの個人的な考えの意見が出たと思えます。</p> <p>村も分かっているのは、やはり今回子どもさんがいなかった、女性も限られていた、そして高齢者も少なかったということで、それを大字単位でやろうということですけども、私の考えとしては、もう一度自分たちの地区で、そういった子どもさん、女性、高齢者などを対象に、できれば今回参加した大人の方は参加しないでください。参加してない方に、ぜひ参加していただきたいというような呼びかけですね、そして、もっと今までと違った広範な意見を聴取する。そういったことが私は必要ではないかなと思えますけども、村長の考えをお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>考え方、理念としては本当に理想的だなというふうな、すみません、自分が評価するわけにはいかない。自分は実施するほうなんで、あれなんですけど。</p> <p>プロセスとしては、やっぱりなんか、いろんなものを出す作業というのは、ある程度のボリュームが要るのかなというふうに思っています。</p> <p>それをまた地域のほうに落としていく、落としていくというか、そういった部分については、先ほど申したとおり、地区担当職員が中心となって各地区を回っていく。そういったものを組み合わせながらですね、行っていければというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>コミュニティ協議会の設立は、今までやったことのない未知の世界ですから、いろんな考えがあると思えます。今回、地区担当職員が非常に頑張りました。</p> <p>もう一歩進むためにはですね、このコミュニティ職員を中心として、村が地域の実態をより深く理解し、住民の考えを反映した組織を目指すことが大切ではないかと思えます。</p> <p>そのためには、さらに地区担当職員が役割を分担して、その担当地区の区長や連絡員や自治公民館三役が出席する村主催の会議に出席して、担当地区がどのように対応するかを一緒に考え、地区住民の理解、協力を得る経験を積むことが大切だと思いますが、村長の考えを伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>一つ、村主催という概念が分からなかったんで、あとでお教えいただきたいと思いますが。</p> <p>通常、例えば地区の常会をすとか、地区で一館一運動をすとか、そういうときについては極力、極力というか、声をかけていただいて、参加をするようにという、それぞれ個人の都合もあるとは思いますが、そういった形で行っているところではご</p>

	<p>ざいます。</p> <p>ちょっと村主催という部分、ちょっと具体的に見えないので、もしよろしければもう一度お願いします。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>村主催というのは、村が集める区長会であったり、村の公民館が集める自治公民館三役会議、その会議に本物のその地区の役員さんと一緒に地区担当職員が、あなたは何々地区の区長さんと一緒に参加したい。いわゆる地区担当職員が区長と一緒にその会議に、村の会議に出席する。</p> <p>また、地区担当職員が教育委員会主催の自治公民館三役会議にも出席する。そういったことで話したわけでございます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>その会議に参加するというの、やっぱり区長なり公民館長さんなりの役職と責任の中で来ておりますので、下手すればそれ聞いたときに、「それは地区担当職員が聞いてろう、しとって」とかいう話になると、それは極論ですけど、という可能性もあるので、やっぱりそういったものの会議はしっかり、そういった委員さんが受けて、その後の例えば集まりとか、そういった部分に、やっぱり地域でそういう話をどうするかとか、例えば社会体育の行事があります。選手どうしようかというときに、やっぱり地区担当職員も、例えば選手に入るときにプロセスに入って、自分が出ますとかですね、そういった流れになっていったりとか、そういった部分のほうが、自分としてはいいのかなというふうに感じているところです。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>今の村長の考えも正しいと思います。</p> <p>私たちはこれから地域コミュニティをするとき、やはり今まで地域でできなかったことを、どんなことができるか。それを地域コミュニティって大きな枠でしようと。そういうときには、やはり村でこんな考え、こんな行事をしますとか研修会があります。それを区長が参加するなら、区長と一緒に地区担当職員も参加すれば、どんな説明があった。それを地域に帰って、どういう方法論で地域に伝える。そして、いろんな行事への参加を、そこの区長さんとか役員さんと一緒に地区担当職員も考える。そういうふうにすることが、地元の抱えている問題がより分かるのではないかとということで、私の考えを発表したわけでございます。</p> <p>質問を続けます。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>職員の接遇向上について、お尋ねします。</p> <p>私の議会だよりアンケートに職員の接遇向上を願う意見がたくさん寄せられています。住民が役場に相談に来て、親切に声をかけていただき、分かりやすい説明を受け、安心して帰ることが住民サービスの第一歩だと思います。職員の思いやりや親切の継続が住民の安心感を醸成します。</p> <p>今までも接遇向上の研修を実施してきたと思うが、残念ながら具体的な効果が上がっているようには見えません。今後さらに実効性のある接遇研修の実施について、村長の考え、意欲を伺います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そのような声が届いていることは申し訳ないというか、やはり以前から議会等の質問でもですね、職員のあいさつの声が小さいとか、なんかちらっと見て、またすぐ戻って、気分を悪くするとか、そういったご意見、お話を伺っているところでございます。</p> <p>大変申し訳ないというふうに思っていると同時にですね、こういった部分について</p>

	<p>はっきり、自分も朝礼等で、まず、あいさつをする。相手の目を見る。相手がどういふ答えを望んでいるのか、それに答えられるのかどうかをしっかりと考えて、回答できる分は回答する。ただ、難しい分にあっては、ちゃんと課の中で協議、相談等を行って、やはり何らかの答えはお待たせしないで返さなきゃいけないという話はですね、毎月は申しませんが、やっぱりそういった話をちょっとでも聞いたときには、しっかりお伝えをしております。</p> <p>そういった部分については、接遇の研修、先ほど確か総務企画課長のほうが申しましたが、5年ほど行ってない分がございます。そういった部分も含めて研修を行う、それと、やはり庁議の中でもしっかりと確認をしながら、やはり管理監督者のほうがOJT、業務の中でですね、しっかり「今の対応良かったよ」とか、もし悪かったら「もうちょっとあいさつをしっかりとね」とか、そういった一つ一つの取り組みがですね、接遇の向上になっていくのではないかなというふうに思っております。</p> <p>ちょっと口だけで伝わりにくい部分がありますんで、やっぱり実践の中でですね、やっていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>村長の言ったとおりだと思います。私も接遇の基本は、明るいあいさつだと思います。</p> <p>役場に行った方が、職員のあいさつができていないと嘆いて帰って来て、がっかりして気分が悪くなったという話を聞いたことがあります。</p> <p>あいさつは、やる気さえあれば誰にでも簡単にできます。住民があいさつするのを待たずに、職員から真っ先にすると役場の印象が良くなります。</p> <p>私は、月に一度、東峰学園に授業前に行く機会があります。そのとき全く知らない先生や児童生徒は元気なあいさつをしますので、大変清々しい気持ちになります。役場でも職員が率先してあいさつを実行するように、村長の指導について、再度伺いたします。</p>
議長	村長
村長	<p>言われるとおりと申しますか、あいさつしているつもりでも、やっぱり相手に届かなければいけないのと一緒にですので、やっぱりそういった部分についての指導、また、やっぱり通りすがりとかそういうときにも、先ほど申しました廊下でのあいさつとかそういった部分も、もちろんやっていかなければいけないというところで、何とか筑後市に行ったときに、あそこの職員ってものすごくあいさつするんですよね。そういったのも踏まえて、やろうよと言いながらも、それが伝わってない部分もあるなと思います。</p> <p>確かにいろんな個性があるのはありますけど、やはり基本中の基本ということで、今後もしっかり指導等は行っていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	<p>最後に、職務上のミス防止についてお尋ねします。</p> <p>令和6年は職務上のミスが何回もあり残念な年でした。国民の血税で雇用されている公務員が、納税者に迷惑をかけることは、あってはならないことです。</p> <p>最初のミスの後、村長は複数職員の確認などの再発防止策を公表しましたが、その後もミスが発生しました。つまり複数の職員の確認ができていなかったからではないでしょうか。</p> <p>私は、複数職員の確認も当然大切ですが、その前に担当職員が、住民の収入、所得と住民税及び各種保険、後期高齢者医療などの制度との関連をきちんと学習、理解することが先決ではないかと思えます。</p> <p>電算化が進み、入力すればすぐに計算結果が出ます。計算の途中経緯を理解してい</p>

	<p>なくても答えが出るので、ミスを見落とすことがあり得るのではないのでしょうか。</p> <p>税の制度と各保険制度の熟知に基づく入力作業の習熟と、他の職員の点検を習慣化した日々の実践が、ミスを防ぐ第一歩だと思いますが、村長のミス防止策とその実効策を伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>相次ぐ税に関する部分、また、その他、処理誤り等が発生いたしまして、納税者の皆様にご迷惑をおかけしていること、もうこれ何度もすみませんが、大変申し訳ない、深くお詫び申し上げますところでございます。</p> <p>この業務については、いろんなところも出ている部分もありますけど、これが非常に痛し痒しと申すか、やっぱり専門性、もちろんです。それを、自分もそんなにやってないけど、自分も理解できている部分が担当でありながらなんか理解が薄い、これが何なのかなというところですね、本を読んでもたぶん知識にならないと思っておりますので、やはり繰り返し繰り返し習熟していくしかないという、これをですね、職務の中でどれだけ繰り返していけるか、ここが一番重要なかな。</p> <p>一つ一つの作業を、言い方は悪いんですけど、答えが出るからなんとなくやっているような雰囲気も、正直言ってあるところがありますので、やはり1つのミスが、やっぱり今年ですね、これだけ大変な方に迷惑をかけた、これ、もう当然、課長会等では共有しておりますし、これをどうすればミスがなくなるかということで、ダブルチェックとか、本人も数回のチェック、2回、3回のチェックをして、やるという形はとっているんですけど、やっぱり先ほど議員さん申したとおり、電算の中がなかなか見えないというところもございまして。</p> <p>これについても、やはり処理が終わった後の演算処理の結果等をですね、やっぱりデジタルになったと言っても、やはり紙できっちり打ち出して照合を行う。やっぱりこの基本的なことはですね、必要で、それをしっかりチェックをする。</p> <p>これについて、もう重々言って、行っているところでございまして、また、今後の経過等をですね、見ていただきたいというふうに思っているところでございまして。</p> <p>いろいろとありまして大変申し訳ありませんでした。</p>
議長	2番 樋口朗議員
2番	以上で、私の質問を終わります。お疲れ様でした。
休憩	
議長	15時10分まで休憩します。 (15時00分)
再開	
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 (15時10分)
議長	3番 佐々木孝議員の質問を認めます。 3番 佐々木孝議員
3番	<p>今回は、東峰村が加盟している「日本で最も美しい村」連合の取り組みについて伺いたいと思います。</p> <p>この連合は3つの目的が上げられていると思いますが、本村が加盟している意味について、まずお知らせください。</p>
議長	村長
村長	<p>意味と申しますか、村が加入した目的という形にもなるかなと思っております。</p> <p>村が加入している目的、意味といたしましては、やはり東峰村、素晴らしい地域資源、自然環境を持ちながですね、過疎にある美しい町や村、これが東峰村になりますが、日本で最も美しい村を宣言することによって、自らの地域に誇りを持ち、将来に</p>

	<p>わたって美しい地域づくりを行おうと、住民による村づくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を促進するというものになります。</p> <p>また、生活の営みにより造られてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的とし、この考え方ですね、これが東峰村の美しい景観の保護の理念とですね、一致しているものと考えまして、村の持っている環境資源のアピールや村のイメージアップを図ることを目的として、加入をしているというところでございます。以上です。</p>
議長 3番	<p>3番 佐々木孝議員</p> <p>村の景観をまず守るということ、それから環境、美しい地域をつくってですね、我々住民が誇りを持つということ、それから、地域の活性化を図って地域経済をさらに発展させていくというようなことだろうと、いうふうに私も思いますけれども。</p> <p>その目的を達成するために、東峰村としては具体的にどんな活動をしているか、分かりやすく教えてください。</p>
議長 村長	<p>村長</p> <p>美しい景観を守るという部分については、縷々言っております作業班、労務班等による美しい村づくり事業がまず挙げられるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>また、地域ぐるみで行う分について、例えば日本で最も美しい村連合では、10月4日ですかね、をビューティフルデー、美しい村の日として制定し、本来であれば前後1週間に何らかのそういう「景観保全活動をしましょう」というキャンペーンがあるんですけど、村としてはこの概念をですね、9月の環境美化の日をですね、そういう形で取り組ませていただいているというところはございます。</p> <p>ただ、環境美化の日に日本で最も美しい村の概念とか理念をですね、PRするとかいうことを行っておりませんので、村としてはそういうところも一つの具体的な活動であるというふうに思っているところであります。</p> <p>また、美しい村で行っているイベント等にも参加をさせていただいて、2年前になりますけど、令和5年11月に東京で「最も美しい村まつり」、これ年に1回行われているんですけど、この祭りにおいてお酒の試飲会があったということで、片岡さんのお酒、本人は行ってないんですけど、お酒を出して試飲会に参加をさせていただいた、そういう取り組みは行っているところです。以上です。</p>
議長 3番	<p>3番 佐々木孝議員</p> <p>今、村長いくつか述べられましたけれども。</p> <p>村の人たちが、この美しい村連合に加盟しているというのは、ほとんどの方は知らないんじゃないかと、意識していないんじゃないかと思う節もあります。</p> <p>今言われた東京にお酒を持って行ってですね、醸造所の社長さんは行ってないと、関係者は行ってないということですね、取り組みとしては十分ではないんじゃないかなという気もいたします。</p> <p>また、何と言うのかな、いろんな事業もあるわけですが、労務班の仕事もですね、今さっき言われました。役場の職員についても、どれだけ意識しているのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。</p>
議長 村長	<p>村長</p> <p>この村民へ対するPR、これは過去の一般質問等でも質問をいただいたところで、本当は出入口のところに小っちゃい看板でも作ればというお話もした記憶がございます。</p> <p>その当時は、なんか看板とか作る時に許可とか、なんか結構ハードルが高いということを伺っていたんですけど、昨年更新の審査があったときにそういった話もした</p>

	<p>ら、「いやいや、もう変わりましたからどんどん使ってください。」と言われましたので、今回サイン計画等を行っております。その中にも今、役場の下の看板には美しい村というロゴが入っているんですけど、ロゴマークだけではなくて、やっぱりそのロゴマークをなぜ使っているのかということについて、やはりPRは不足しているなというふうには感じております。</p> <p>広報にもマークは載せてますけど、そういったところの活動、例えば労務班の紹介とか環境美化の日についても、やっぱりこういう全国的な取り組みの中で、村でもやっぱり美しい村を保全しようとか守ろうということで行ってますというPRをですね、しっかりやっていかなければいけないとか、本当は早く取り組まなければいけないんですけど、そういった部分についてのPRは、非常に現状足りなかったというふうに反省しております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>サイン計画が今、計画されて実施もされようとしてますけども、そういう看板がむしろ景観を壊すということもありますので、そこ辺りは十分考えをいただきたいと思います。</p> <p>ヨーロッパにはですね、看板が、お店の看板すらない。それでもちゃんと機能しているというところもありますので、必要最低限と言いますか、サインもしすぎないようなことも大事だろうというふうには思っております。</p> <p>連合の評価の中にですね、美しい景観に配慮したまちづくりをしていることがあがっておりますけれども、まず、村としても景観を良くするためにはBRT沿線の木を切っていくというようなこともやっておりますけれども、やはり美しい景観を保つためには、ごみ問題それから耕作放棄地の草刈りなどがやっぱり大事ではないかなというふうに思うところです。</p> <p>そこで、今日はですね、特にこの2点、ごみ問題と環境を作っていくというところで質問をします。</p> <p>まず、ごみ問題ですけども、過去同僚議員も質問をしておりました。宝珠山地区と小石原地区にそれぞれ環境美化巡視員がいるということでしたけれども、日ごろどのような活動をしているか、お聞きします。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>環境美化巡視員の方はですね、東峰村ごみ散乱防止条例に基づき、快適な生活環境を守ることを目的に、主に国県道、村道、林道を軽自動車ですべて巡視し、ごみの回収、それから不法投棄等があればですね、村にご報告いただくなど、月2回活動をいただいているところでございます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今、月2回と言われましたけれども、ただ村内、それぞれの受け持ちの区域を回るだけなら2日でもいいのかもしれませんが、今言われたごみを拾ったりとかね、いろいろなきれいにする活動をするなら、2日ではちょっと足りないんじゃないかという気がします、そこ辺り現実どうでしょうか。</p>
議長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>月2回と申し上げましたのは、設置要綱というものがございまして、その中で月2回というふうに決められているということでございます。</p> <p>また、巡視員の方につきましてはですね、業務実施結果報告書というものをですね、巡視をしていただいたらご提出をいただいているんですけども、その中にはですね、パトロールコースがすべてずっと記載をされているということになっておりまして、国道から林道まで1日で回っていただいているという状況があります。</p> <p>確かにこの1日ですべてのところをですね、箇所を回るというのは、なかなか業務</p>

	<p>的にも難しいのではないかなと思いますけれども、国道沿いもですね、車で巡視、林道沿いも車で巡視という形にさせていただいておりますので、少し業務的にはきついところがあるのではないかなというところを、業務日誌、報告書を見てですね、私も感じているところでございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>今、課長、巡視をしっかりやっているようなことで言われましたけれども、現実ですね、村を回ってみると、空き缶それから弁当の空き箱、ペットボトルなど、とても美しい村とは言えないような現実があるんじゃないかというふうに思うところです。</p> <p>1月20何日、下旬にですね、私、久しぶりにぐるっと国道と県道をごみ拾いをして回りました。そしたらですね、青い村の袋、あれでやっぱり3袋分ありました。ごみが特に多かったところは、過去回ったところとほぼ同じようなところでした。</p> <p>過去にはですね、2年前でしたか、行ったときには、小型冷蔵庫まで捨ててあったという現実があります。</p> <p>近所の方に話を聞くと、この方が年末、12月にですね、ごみ拾いをしましたよと、そこは。ところが、わずか20日ほどの間に、もう既にそこだけのごみ袋一袋分あったんですね。</p> <p>その場所を見ると、その持ち主の方が木の枝を伐採したんでしょう。その切った木の枝が周りにちょっと散乱しているような状態だったんで、いかにもごみを捨ててくださいと言わんばかりの雰囲気を感じました。</p> <p>そこには特にペットボトルが多く、丁寧にきちんと並べてあるものまでありました。たぶん北九州方面の方たちが車で帰る途中にですね、小水をしたくなって、我慢できなくて、そういうことをしたのかなという想像もしたんですけども。</p> <p>実際、2リットルのペットボトルの水見たら、ちょっとお茶とは違うんですね。やはりおしっこじゃないかなという気もいたしました。</p> <p>数日前、久しぶりに回ってみましたが、やはり同じところに空き缶やペットボトルが捨てられておりました。</p> <p>今、看板の話がありましたけれども、今後やっぱり村としてもそういった場所、特に決められたようなところもありますので、何らかの手を打つ必要があるんじゃないかと思いますが、村長いかがでしょうか。今後の取り組みを含めてお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ごみの投げ捨てとかポイ捨てについては、やはりその人その人のモラルによる、それは当然のことなんですけど。やっぱり同じところに集中するというお話をいただきました。</p> <p>やっぱりそういうふうに散らかっているようなイメージがあるところに、やっぱり人って捨てるのかなというところを思っています。</p> <p>特に、サイン計画で業者と話したときにも、きれいにしているところには人はごみは捨てないよっていう話は、何度も言う、もう当然のことですね。</p> <p>ただ、そのきれいにする頻度、例えば草が生えているからと言っても、草を例えば1カ月に1回刈れるかという、やっぱり村全体としてはかなり厳しいというのがある。やっぱりそういったものについても、やはり地域と一体化した取り組みというものも考えなければいけないのかな。</p> <p>何と言いますかですね、これについてはあんまり看板は立てたくないというのがありますけど、それはですね、景観上とかいう部分もありますけど。どういう形がいいのかなということについて、いろいろなご意見、アイデア等をですね、逆に頂きたいなというふうに思っているところ。</p> <p>村としては、やはりそういうポイントがあるのであれば、それこそ労務班じゃない</p>

	<p>ですけど、の活動の中で、やっぱり重点草刈り区域じゃないですけど、そういうところをやって、どういう動きをするのかというものをですね、経過を見ているのも一つの方法かなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>あとでまた質問したいと思いますけど、労務班の方たちの仕事の一環でも繋がるのかなというふうに思うところです。</p> <p>併せてですね、今、村長言われたように、きれいにしているところは、人は捨てないということですので、そういう箇所については、特にきれいにする必要あるだろうと思います。</p> <p>そういう意味で、次の質問に移りますが。</p> <p>年に一度だと思えますが、公民館活動の中で、かがやき女性隊で1カ所に2万ずつですかね、提供して、地区での花いっぱい運動に取り組んでいると思えますけれども、月1回でなく、この回数を増やす予定は今後ありませんか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>現在ですね、村において女性かがやき隊の活動、それから公民館活動の一館一運動の中でも年間通して各地区です、すべての地区の活動ではないんですけども、多くの地区の方が花いっぱい運動に取り組んでいただいております。</p> <p>また、社会教育委員さんの活動でも年間2回ほど、そういった運動をしていただいております。</p> <p>とてもやっておられる皆さん方も充実感を持って、地区もそういうお花をいっぱいすることで、改めて村の良さとかを見直す機会になっているようです。</p> <p>ただ、そういったことを今後も推進していきたいと、公民館活動の中では思っておりますし、年間の当初にもそういったことをお勧めをして、声かけをしているんですが、やはり何の活動でもそうなんですけど、やっぱり積極的にやっていた方がどんどん高齢化をしていって、その活動自体が、継続がだんだん厳しくなっているような状況があります。</p> <p>これをいかに持続可能な状況で推進していくかというのが、今の課題かなと思っておりますので、当面ちょっとこの活動を、今の形で回数とかも含めて継続しながら、できれば続けていきたいので、どうやったらこれ継続していけるのかということ、村民の皆さんと一緒に考えながら、続けていきたいと考えているところです。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>積極的にですね、確かにやられる方たちが少なくなっているということもありますね。それは何でも一緒なんですけども、また後で述べたいと思います。</p> <p>今回、宝珠山駅周辺整備の中で、花苗代が120万円ほど計上がされておるようです。これは、駅周辺だけで花を120万というのは、すごい金額だなと。</p> <p>それに引き換え今言われる教育委員会の予算は20万ということですので、花いっぱい運動もやっぱり予算がないとできないところもありますけれども、その辺りは村長、どのように考えてありますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今回、来年度の当初予算に計上させていただいております。この分については、ちょうどモニュメントの除幕式のときに知事等来られまして、桜の木がですね、見事な景観で、その下に花がいっぱいあるといいねという話の中で、元々の公園の計画の中に、そこはですね、花壇をして季節の花を植えるという構想があって、ちょうどそれが合致した分があって、県の応援をいただいて、ほぼほぼ設計以外は10分の10県のほうから予算を頂くという形で進めております。</p> <p>花苗については、確かそこだけに限るものではなかったと思いますので、村の中で</p>

	<p>の花のある景観という取り組みの中で、公民館と教育委員会と一緒にできるものもあるのではないかなと思っております。</p> <p>ただ、単年度にどーんとお金を使って、次の年からまた元に戻るとかいうのもですね、ちょっと考えなければいけませんので、宝珠山駅に重点的に、今のところはやっている分がありますけど、やっぱりそういった景観保護活動と言いますか、美しい村と言うと同じ話になりますけど、やっぱり花植えについては、先ほど言われた分で、いろいろな形でですね、できる方法は模索していきたいというふうに思っております。</p> <p>ただ、やっぱりお金があるからやる、どーんとやりましょう。次の年はお金ないからやめましょうというのだけはですね、やっぱりこういう景観とか花とか、そういったものについては、続けていくことが村のイメージに繋がっていきますので、そこは考えさせていただきたいなと思っておりますのでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>前向きな回答をいただきました。ぜひ、そういう形をお願いをしたいと思います。</p> <p>先ほども教育課長が言われたようにですね、公民館長あるいは社会教育委員の皆さんが頑張ってますね、いずみ館周りから役場周りまでしてくれているので、本当に景観としてはいいんですね。</p> <p>そういったこととかですね、あるいは小石原方面に行くと、昔の方たちがというか、先輩方がモミジの木やら桜やらを植えてくれているおかげで、ずいぶん景観がいいですよ。そういったことをやはり取り組むことが、花いっぱい運動にも繋がっていくということにもなると思いますし、やりがいも出てくるだろうと思います。</p> <p>予算も含めてですね、しっかりそこをまた村で取り組んでいただきたいなと、いうのを思っているところです。</p> <p>来年度予算、先ほどもちょっと言いましたけど、美しい村づくり事業に1,700万ほどの予算が組まれているようですのでね、しっかり計画的に取り組むことが大事だろうと思います。</p> <p>これまでも有志の方やグループの皆さんで、沿線沿いとかに桜の木やらモミジの木、植えているところがあります。</p> <p>ところが、場所によってはですね、植えばなしというようなところも実際あるんですね。そういうところじゃ困りますし、花についても、場所によっては水やりが大変だというような実態はあるとは思いますが、来年度予算の中に苗木購入費として110万円ほど予定をしているようです。植える予定があるのかどうか、あるから予算化していると思いますので、どこに植えるかとか、そういう計画があれば聞かせてください。</p>
議長	村長
村長	<p>どこに何を植えるかという具体的などころまではですね、年間計画の中ではまだ設定はしていないところだそうでございます。この分については、たぶん予算委員会でも同じような質問をいただけたらと思いますので、また、その折に少し整理をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>今、村長言われたようにですね、また予算審査会の中であると思っておりますけれども、6年度も110万計上しているんですね。ところが何らやってなかったという実態がありますので、やっぱり計画的にしっかり植えていく計画も立ててほしいと思います。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>BRT沿線の木を伐採して視界をよくしようという取り組みが今、なされておしま</p>

	<p>す。</p> <p>しかし、私が住む延田方面、寺村から紙屋の辺り、非常に景観がいいわけですがけれども、夏の間、バスが通る軌道の中にまで入ってくるぐらい葛が生えてですね、運転の邪魔になるんじゃないかと思ひまして、私一時ちょっと切ったことがあるんですけども。葛の幹と言いますかね、あれが非常に太くて、なかなか切りにくかったんです。</p> <p>この冬枯れたときに切ってるようではありますけれども、JRとはどのような話がなされているのか。これまでですね、駅周辺整備も地域の方たちのボランティア等々できれいにしている実態がありますよね。その辺も含めてJRとの話がどうなっているのか、お聞かせください。</p>
議長	村長
村長	<p>特に宝珠山駅周辺等については、老人クラブの皆さん、地域の皆さん等にですね、景観整備を継続的にしていただいております。これについては、もう感謝申し上げます。</p> <p>JRの敷地沿いという話でございました。JR社用地、JR社さんが持っている用地のBRT専用道沿いになりますが、総務については、BRT運行に会社として支障があると認める場合、また、近隣の方、住民の方からご意見があった場合にですね、その都度JRのほうで草刈り等を行うという話で、取り決めはされているんですけど、やっぱり箇所が多いということで、少し順番が遅れたりとか時間がかかったりとかいう部分については、申し訳ございませんというところをお伺いしております。JRのほうにですね。</p> <p>また、これについて村とですね、取り決め等をしているものではないというところで、一義的にはやっぱりJR九州バスになりますか、あそこ運行はですね。</p> <p>ただ、敷地はJRでございまして、ったところに、いろんな話があったときに、村として、やっぱりどうか「危険ですよ」という話をですね、上げるというところになっているところでございます。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>実際ですね、その葛がもうわんわんとなっているところを見たときに、運転手さんはどう思っているんだろうなと思ったところです。たぶん運転手さんからも報告は行っているんじゃないかと思うんですけども、村からもよく見ながら、積極的にJRのほうには申し出ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>危険と思われる分、また景観等でですね、支障がある分、そういった分については、極力うちが積極的にJRのほうにですね、申し入れたいと思っております。</p> <p>ただ、先ほどの話、現地がですね、ちょっと分かりませんので、また、この現地等の確認をですね、させていただきたいと思ひます。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>夏の盛りのときに、ぜひ見ていただきたいと思ひます。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>BRT沿線の木を伐採して視界を良くしようと、先ほども言いましたけども、これは本当にいいことだと思ひますが、遠くのほうを見ると休耕田や耕作放棄地があって、そこは草が刈られずにいるところもあってですね、ちょっと見苦しいなというところがありました。これは国道、県道沿いも同じですが、気が付かれていますと思ひます。</p> <p>1月に経済常任委員会で宮崎県の日之影町に視察に行ったんですが、そのときに、あちらの棚田の土羽がきれいに草刈りができていて、棚田の美しさを引き立ててたんですね。ああ、きれいだなと、それだけで思ったんですけども。</p>

	<p>田の持ち主が刈ることがもちろんですけれども、日之影町では、自分ではできないという方からはですね、農業法人であるアグリファームという組織が請け負ってきれいにしているということも聞きました。</p> <p>先ほども触れましたけれどもね、本村では岩屋駅をはじめ各駅周辺など、村民のボランティアで美化活動をしてきているんですけれども、休耕田や耕作放棄地までは手が回ってませんね。労務班の方たちも頑張っはいただいているんですけども、そこまで十分できてないんじゃないかという気がします。</p> <p>特に、近年どの地域も高齢化や人口減少の中で、すべてをきれいにすることが難しくなっています。</p> <p>12月議会で同僚議員が急傾斜地の草刈りですね、5月などの環境美化とかそういうときの草刈りのときに、急傾斜地は高齢化して切りにくくなっているというようなことを質問したときに、村長はですね、日ごろから管理は何とかしないとイケないと、今後の宿題にしたいという回答をしておりました。</p> <p>急傾斜地の草刈りなどについて、どのような検討をして、どのように実行しようとしているのか、お聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いくつかあったかなというふうに思っておりますが。</p> <p>まず、休耕田等の景観については、先ほどの日之影町の話もいただいたところではございますが、一義的にはやっぱり持ち主の方がする。これはですね、当然のことではございます。</p> <p>ただ、東峰村、宝珠山地区、福井地区においては、やはり中山間地の直接支払、集落協定の中で、やっぱり休耕田の草刈り、保全管理等は行うということで、皆さんで取り組んでいただいているというふうに思っております。それがないと、たぶん協定に入っていないのかなというところではございます。</p> <p>それについてもですね、なんか指導の方法があるのかな、ちょっと思いつかないんですけど、協定に入っていない部分については、やはり持ち主の管理という形は、一義的にはあるのかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>それと急傾斜地、急傾斜地の草刈り、これは道路愛護とかでなかなか難しくなっているという話の分ですね、これについても区長会等でもさまざまご意見いただいております。</p> <p>ある程度の線引きをしたほうがいいんじゃないかとかいうご意見とか、基準をとかいうご意見もあるんですけど、やっぱりその地区、その地区、やられている方でできる範囲というのが異なりますので、もう区長会等では、やはりできるところまででよろしいので、できるところを地域でやってください。それができないところについて、また現地を確認した中で、どういう形にするか。</p> <p>労務班と言っても、そんなに専門性があるわけではないので、どういったところができるのか、それを超えるもっと難しいところについては、やはり業者発注という形も検討しなければいけないというところで、今のところは、これをどういう形で行うか。まずは地域でできる範囲をやってくださいという話をしているところで、今のところは、現状でございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>今、業者発注という言葉が出ましたけれども、東福井の私たちのところでもですね、急傾斜地で、もう無理するなということで、区長が言うので、もう切らないところがあるんですね。</p> <p>その後、区長会等々でも出して、相談はしたということでしたけども、役場のほうで何とかするという回答を貰っただけで、その後全然手つかずなんですね。</p>

	<p>それで、ぜひ、村長を中心に、ちょっと今、村の中回っていただいて、それぞれ田んぼの草もね、切られてないところがありますので、ぜひ見られて、やっぱり美しい村づくりの一つですので、取り組んでいただければというふうに思っています。</p> <p>それから、以前も質問したことがあります。国道沿いに葛がぶあーっと出てきて、非常に見苦しいというところがありましたけれども、そこもですね、やっぱり美しい村としてはちょっと寂しいところがありますので、国道や県道は国や県の管轄とはいいながらもわが村のことですので、積極的に環境美化への取り組みをですね、お願いをしたいところですが、村長いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>なんとかしたいという思いはございます。ただ、現実的にどうできるか。</p> <p>先ほどの分、河川の管理道の草の分について、結構地元のほうから言われております。河川の管理道の斜面ですね、そこは危ないからという話。</p> <p>これは、県のほうとまだ協議中ですので、先に村が刈ってしまうと、じゃあ、村がお願いしますと言われかねないので、ちょっと協議しているところがあります。そこはちょっとご了解いただきたいなと思っているところです。</p> <p>景観上の分についても、そういった部分、本当は地域で行うというのが、道路愛護とかそういう形にはなっておりますので、なんとかこれも、今の村の構造として、すぐは。</p> <p>コミュニティの話をしてはいけないんですけど、地域、地域でできないことは村という、この2つの選択肢しかない。そこも何か他にないのかなというところがございます。</p> <p>これについては、ただ、今ある分については、やはり何らかの手立てをしないと、2年、3年ほっておくと、また木を切るのがものすごい大変になって、またお金もかかるというのもございますので、やっぱりいろんなところ、ただ村全体するというのは不可能な分がありますので、これについては申し訳ございませんが、今回明確に答弁できる内容は持ち合わせておりませんが、これについては、思いとしてはですね、やはりなんとかしたいという思いはあるというところは、認識していただきたいというふうに思っております。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>先ほどもちょっと出ておりました。役場職員が仕事量が多くて、また村外に住んでいる方が多いのですよね、大変だとは思いますが、やっぱり積極的に、同僚議員の質問の中にも出ておりましたけれども、積極的に地域に入って行って、担当地域ですね、地域住民と一緒に作業をして、やっぱり現実を見ていただくということ、それから、連携して地域の活動もできたらしていただきたいですね。</p> <p>先日各地区の説明会で担当職員をですね、初めて知ったという住民の方もたくさんおられます。村長の願いでもある地域コミュニティ協議会の設立に向けてですね、確かな動きにするためにも、担当職員が各地区の相談員になるくらい地域に入っていくことが大切だと考えます。村長いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>すみません、地域コミュニティ、私の願いというわけではございません。これはもう地域の課題を解決していくために設置する、しなければならぬ。これが自分にとっての最適解という解釈の中で進めております。願いと言えど願い、もう出来上がってほしいという思いはありますが。</p> <p>それにあたってのご意見としていただいた地区担当職員ですね、やはりなかなか動きが、動きというか、おりますよという話はする。区長会で、この方がそれぞれの皆さんの地区の地区担当職員ですよという話をしたときに、いろんな地域の行事に、</p>

	<p>元々村内に住んでればですね、その地区が、その地区の地区担当なんで、もう誰々さんの子どもでと分かったりするんですけど、やっぱり村外の方がなかなか分かりにくい、これはもう現実としてありますので、やっぱり区長会等でも地区で行事があるときには、やはり声をかけてください。</p> <p>職員に対しては、やはりそういった地区担当職員という制度、業務についてですね、地域のそういう作業に積極的に参加しましょうとか、地域で例えば地域協働の村づくりの書類を作るときに、やっぱり皆さん慣れてないので、そういった部分のサポートとか、代わりに作ってあげる、一緒に作るとか、そういった部分の話はしているところですけど、明確に地域担当職員の職務はこれなんだよというのを、ちょっと口頭ぐらいでしか言ってない分がありますので、そういった分について、溶け込みについてはですね、今後の課題というかしっかり、今回いい機会で、職員そこまでやってくれるかなという不安もあったんですけど、しっかりチラシも配っていただいた、プレゼンというかですね、説明もしていただいた。</p> <p>説明についてはいろんな課題もあったと思いますけど、やっぱりそういう経験を積むことでですね、結局地域に溶け込むことも、やっぱり地域を知らないという職員の職員側の壁もたぶんあると思うので、やっぱりそこを打ち崩していくというかですね、そういった分についての啓蒙というか仕事の中で、地域と一緒に動く協働という思いをですね、今回いろんな形で説明会の中でも言っておりましたので、そこについてはしっかり実現をさせていきたいというふうに思っております。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>この前の説明会のときにはですね、職員さん頑張ってしていただきました。</p> <p>やっぱり顔を合わせることが地域の人たちとのコミュニケーションもよく取れるようになると思いますので、ぜひ、その方向でお願いをいたします。</p> <p>また、美しい村づくりのほうに移りますが、今年の広報10月号には、美しい村事業の一つとして、熊本県の高森町がスタンプラリーの取り組みを、近くの南小国町と連携して開催していたようです。</p> <p>本村はこのような他の地域と連携した取り組みなどはしないのでしょうか。もししていたり、する計画があれば教えてください。</p>
議長	村長
村長	<p>連携と言えば、九州ブロックでは、一つは広報誌でいろんな情報を共有しているというのはございます。こういった高森町と南小国町のコラボイベント、こういった部分については、福岡県ですね、県内の美しい村連合の加盟というのが東峰村と八女市の旧星野村ですね、星野村地区しかございません。</p> <p>そういったこともございましたが、2年前になりますけど、令和5年については、星野まつりというのが11月に行われまして、それに木工塾さんが出店をしているというところがございます。</p> <p>村においても秋祭りに星野村のほうに何かお店を出してくださいとか、そういう取り組み、まだできておりませんが、そういった連携はあるのかなというふうに思っております。</p> <p>九州ブロック、ちょっと近くになかなかございませんので、コラボレーションというのが距離的な分もあるので、なかなか難しいところではございますが、そういったできるところの取り組みはですね、行く分はやってますけど、まだ来てもらうというのをやっておりませんので、考えたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>同じ山、同じ山にある棚田でもですね、山色が違うし棚田色が違います。星野の良さもあれば、東峰村の竹棚田を中心とした棚田の良さもありますので、ぜひうちに呼</p>

	<p>び込むようなイベントも考えてみたらどうかというふうに思います。</p> <p>村長は12月議会の答弁の中でもですね、美しい村の審査の折、草を一部分刈っていたらきれいだと言われたという、冗談のような形で言われましたけれども。</p> <p>この美しい村づくりには、首長の思いや村長の思いやリーダーシップが発揮され、今後のビジョン展開が明白であることというふうに書かれておりました。</p> <p>村長のビジョン、美しい村東峰をつくっていくために、今後どのように考えているか、お聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>美しい村、昨年審査を受けて、やっぱり一生懸命地域の取り組みを評価していただいた、景観についても、一部ちょっと草は見えましたけど、もう比較的というか、結構きちんと手入れをされて、自然環境の保全をされていますねという評価、また、伝統を守るということで、小石原焼もやっぱり評価の対象ですね。地域の伝統を守るという部分、そういった部分も評価を受けたというふうに思っておりますので、そういった部分について、やはり日々の努力と申しますか、やっぱりいろんな形で「ここは美しい村なんだよ」、その取り組み、例えば環境美化の日についても美しい村の取り組みなんですよ。</p> <p>やっぱり散らかっているよりきれいなほうがいいよねという、なんかイメージ的な戦略もあるとは思いますが、もう村がある程度は景観については旗を振りながら、皆さんと一緒にやるという動きがですね、取れないといけないのかなというふうに思っております。</p> <p>現状美しい村づくり事業という形で予算を組ませていただいて、行っている部分ではありますけど、やっぱりいろんな形でも、「いや、そこも溝に葉っぱがいっぱい詰まるとるじゃないか」とか、国道の横についても県の管理とは言えですね、やっぱり雨が降ると泥が詰まるとかですね、そういったちょっとした気づきとかですね、そういった部分についても、やはり理想を言えばやっぱり気づいた人がやるというところもあるんですけど、やっぱりそれは危険を伴いますので、そりういったときに、やはり村のほうにきちんと連絡なりをいただいて、例えばLINEを使って、よそではですね、道の状況とかを投稿できるとかいう分もありますので、そういった中で、電話はしにくいなというときも、そういうのだったら連絡ができるとかいうのもありますので、そういった取り組みをですね、一つ一つ着実に行っていきたい、そういったふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>30年ほど前、私たちがまだ40代ごろですが、若者が中心になって、自主的にいろんな会を作って、村おこしなどの活動をしていました。</p> <p>例えば、U35未来創造会議というような、これ美しい村づくり連合の中にあるんですが、若い世代の方たちが村づくりに関わるような活動や意見交換の場などの機会をどんどん作っていくことが、やっぱり大事ではないかなというふうに思います。</p> <p>村長いかがでしょうか。今後取り組む予定、考えはありましようか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>すみません。いい点をいただいたと思っています。</p> <p>未来創造会議については、美しい村連合の事業の中でですね、テーマを決めて、その人たちがその地域の人を巻き込んで、皆さんが集まって、村の魅力を発信する。ブラッシュアップするとかいう会議ですので、昨年、一昨年か、最初に総会で知ったときに、うちも手を上げなさいと言ったけど、なかなか手が上がってないので、こういった部分についてはですね、村がする業務って、確かそこまでないんですね、でき</p>

	るだけというか、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>村が主催してやるというよりも、村とかは、きっかけを与えるというかな、「こういうことをしたらどう」みたいな感じで、そして、あとはもう若い人たちに任せるといような形が理想的だろうと、私も思いますけれども、今後の大きな課題の一つとして、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>村長が、村民の本当に目線に立ったですね、施策を今後もやっていただくことを期待して、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	16時10分まで休憩します。 (16時00分)
再 開	
議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (16時10分)
議 長	<p>本日の会議は、5名の一般質問が終了するまで時間を延長したいと思います。お諮りいたします。</p> <p>本日の会議は、一般質問提出者の質問が終了するまで時間を延長することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	異議なしと認め、本日の会議は、5名の一般質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。
議 長	引き続き、6番 高橋弘展議員の質問を認めます。 6番 高橋弘展議員
6 番	<p>今回は、地域コミュニティ協議会設立についてと乗合タクシーの運行経路について、お伺いをしたいと思います。</p> <p>順番においては地域コミュニティのほうからになっておりますが、乗合タクシーの運行経路のほうの方が長さが短くなっておりますので、先にこちらのほうから質問させていただきたいと思っております。ご了承願います。</p> <p>それでは、15ページをお願いいたします。</p> <p>この乗合タクシーにつきましては、4月1日より西鉄バスうきは支線、杷木から小石原線の代替交通として、村内で運行中の乗合タクシーを活用することが決まっております。</p> <p>代替交通は、現在聞いているところですね、杷木線の部分が国県道を通ったルートで設定をしております。その部分についてお尋ねをしたいと思いますけれども、なぜ、この国県道のみを通るルートになったのか、そして、定時便になったことについての経緯についてお伺いいたします。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>まずですね、4月1日よりの西鉄バスうきは支線、こちらの代替というところで、現在走っております乗合タクシーを利用してというところがございます。</p> <p>ですのでですね、基本的には、今走っている西鉄の路線、これをベースに考えさせていただいたというところがございます。</p> <p>それに伴いまして、竹の棚田交流館、こちらのほうまでのルートを作ることで利便性のほうへの確保、こちらのほうも併せて図れればというふうに考えて、交通事業者等と検討をさせていただいた。で、決定をしたというところがございます。</p> <p>また、定時にさせていただきましたのは、杷木の高速バスとか、そういった接続ですね、そういったところを考慮いたしまして、実際にオンデマンド等で行いますと、</p>

	<p>時間が非常に読めなくなるというところがございまして、決まった時間に、しかも予約等をせずに乗り降りができる。こういったところを考慮いたしまして、定時の路線というところで、決定をさせていただいたというところがございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>現在の西鉄バスにおいても定時、定路線という形であっていたかと思います。その場合においても、やはり支障になっていた部分というのが、結局そのバス停まで行かないといけないという部分があったりする中で、現在A I オンデマンドののり一とというので、ドア to ドアの家から家までという、目的地までということが、村内では可能になってきた経緯もあるかと思います。</p> <p>その他にも高齢者外出支援タクシー、当初は交通空白地域のためのタクシーチケット助成だったこともあったかと思います。</p> <p>そういった中で、定時定路線をどういうふうに埋めていくかというところが、ずっと議題としてあったと思うんですけども。なぜ、また定時定路線を行うのかなというのが、ちょっとすごく疑問に思っております。</p> <p>2つ目の質問なんですけれども、では国県道から離れてお住いの方々への配慮というのは、現時点で何か検討されている部分はあるのでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>国県道から離れてお住いの方への配慮ということでございますけれども。確かに、できるだけお住いから近いところを通る、そちらのほうが便利だというふうなところは重々承知はしております。</p> <p>ただ、あくまでですね、4月から新設する便は西鉄バスの廃止に伴う代替ということで、そういった位置付けをして、東峰村と朝倉市の杷木ですね、こちらのほうを往来する交通手段を無くさないため、こういったところの位置付けとして考えさせていただいております。</p> <p>運行する中でですね、運営上の課題ですね、そういったところ、また利用者からの要望とかですね、そういったものを聞き取りながらですね、また、交通事業者等ですね、運行便数やルート、そういったところも総合的に勘案して、まだ今後協議をして、またより良い方向になるように検討していく、そういったふうに考えておるところです。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>もう決まっているものなので、やっていながら検討はさせていただきたいんですけども。</p> <p>例えば、国県道の付近に住まれてない方々、あんまり地区名を具体的に出すといういろいろあるかもしれないですけど、例えばのところを言うと、宝珠山とかで言うと、古城原の上のほうであったりとか、やっぱり歩いて行ける距離でもないですし、何かしらかの乗り継ぐための交通機関というのが必要だと思うんですね。猿喰方面であったり、歩いて行くのも結構かかるかなと。</p> <p>小石原のほうで言うと、やはり小石原のバス停ぐらいまでしか行かないのであれば、じゃあ、小石原北区の原、奥畑、稗畑、そういったふうな方々のことはどう考えられているのかなと思います。</p> <p>もしそういう方々が、現在ののり一を使って、定時定路線の杷木便に乗り継ぐとしたら、一般の料金であると900円かかることになりますよね。なんかすごく不公平感がある部分と、なぜ、この乗合タクシー、ドア to ドアをやっているという、なんか制度の違いがうまく行ってないのかなという、ちょっともう少しいい具合にできなかったのかなという部分を感じます。</p> <p>そして、3つ目の質問なんですけれども、そもそもこのオンデマンドをするという</p>

	<p>話があったときに、きっと杷木までオンデマンドで行けるんじゃないかなって、ちよっと皆さん期待で思ってた部分があると思うんですね。</p> <p>今の、要は、ネクストモビリティさんから出ている1日当たりの総乗客数、村内の部分を見ても、基本増えてきたと言っても1日10.7人なんですよ。なおかつ、1利用当たりの総乗客数が1.5も行ってないんですよ。</p> <p>ということは、ほぼ1人、多くて2人、3人なのかな。たぶん2人、3人もすごく割合として低いのかなというのが想像として思うところなんですよ。</p> <p>だったとして、今度3台体制に車両がなる中で、本当にA I オンデマンドが杷木までも踏まえてできないのかなと。そういった想定はされなかったのか、今一度お尋ねいたします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>この件につきましてはですね、先ほどから回答させていただいておりますように、新設する杷木の日中便につきましては、基本的に西鉄バスが運行していたルート、こちらを補うことを、まず第一に考えておりました。</p> <p>まずは慣れ親しんだ方法で活用してもらえそうな定時定路線型の便を設定させていただいたというところでございます。</p> <p>またオンデマンドですね、ドア to ドアの、その辺のところですね、期待されていたというところは確かにあるかとは思いますが、やはり杷木まで延びますとですね、やはり往復でかなりの時間等もかかるというところは想定されます。</p> <p>ですので、なかなか3台で運行して回していったとしてもですね、実際に希望する時間では対応ができない。そういったところの不安感、そういったところが困難になるという懸念等もございましたので、まずはこの形で運行させていただいて、また状況を見ながらですね、検討等を進めさせていただければというふうに考えておるところです。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>何のためのA Iを積んでいるのかなというところがあると思います。</p> <p>結局、乗合並びに複数の予約が入ったりという部分をさばっていくために、という言い方が適切か分かりませんが、</p> <p>要は、そういうためにA Iを積んで、最適な運行経路を確保してというところを検討するために、A Iが積まれたのだと思います。</p> <p>なんか課長の答弁を聞いていると、なんか1人を乗せることを前提で動いていくような乗合タクシーにしか聞こえないんですよ。</p> <p>じゃなくて3台あったら、全然有効活用して、1台杷木に行ったら、その分をまた2台で穴埋めしながら、1台が帰ってくるのを待つような、そういうふうな運行経路って、人間の頭でも結構考えられるんじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>というのが、もしその事情があるならお答えしていただきたいんですけども、杷木の西鉄バスがなくなるがために、要は定時便、定路線しかできないという何か縛りでもあるんでしょうか。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的にですね、A Iで予約した順番にルート等を設定させていただいて、その範囲内であれば拾っていくというような形にはなりません。</p> <p>ただ、こちらとしては、杷木の乗り継ぎですね、こういったところも考えているところではございますので、運行上途中で予約が入ってくると、その人もA Iとして乗車が可能であればそっちにルートが変わります。</p> <p>そうすると到着時間等もずれてくる。そういった懸念もございます。最初に乗った人は、この時間に着かないとバス等が間に合わないのに、途中で乗られる人がいれば、</p>

	<p>当然その時間でまた今度遅れていく。乗合というものはこういうものでございますので、その辺の懸念等がありますので、まずは定時定路線、これでしつかり到着時間と乗り継ぎの時間等をですね、確保したうえで運行していきたい。そういったところがありまして、今回この方式にしているというところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>ぜひ、このAI機能がどこまで有効的に使えるのかというところを、ぜひ、発揮できるようなことを、せっかく九州経済研究所さんであったりネクストモビリティさんが就いているのであれば、もっともっとアイデアを出していただきたいなど。</p> <p>わずか1利用当たり1.4人程度の利用でしかないなら、たぶんAIやめてしまったほうが、おそらくコストパフォーマンスとして全然いいと思いますので、ぜひ、このAIが活用される場所を見てみたいなどというのが現実でございます。</p> <p>なおかつ、3、4台目のこの杷木線についても、AI機能を載せるという話も聞いていて、予算説明会の折にも言いましたけれども、定時定路線なのにAIが必要なのかなというのは、非常にずっと疑問に思っていますので、もしその4台体制なり回してAIオンデマンドが杷木まで完全に実行できるなら、それもそれで有効活用かなと思いますので、そういった検討をぜひ、事務局で提案していかないといけないのか、あるいは事業者さんとのいい協議ができることを祈っております。</p> <p>現実路線の話、じゃあ、もう少し、先ほど言いました、要は、国県道から離れた方々への配慮という部分で、私もいろいろ考えたんですけども、4番目の質問ですね。</p> <p>例えば、先ほどからありましたように、要は、高速バスとの直結というかですね、接続を考えると、やはり定時便というのは理があると思います。であるならば、もう少し利便性を高めるような手段というのでも考えられるのかなと。</p> <p>例えばのところと言うと、仮にちょっといずみ館をターミナル、要は拠点という部分を位置づけると、いずみ館から杷木までの直行便というのを設定したうえで、現行の乗合タクシーでいずみ館まで利用して、いずみ館から直行便に乗り換えると。ちょっと乗り換えという手間はかかるんですけども、それだったら300円の乗合タクシー、そして300円の直行便というような料金設定も可能になってくるのかなと想像しております。</p> <p>なおかつ、いずみ館～杷木みたいな、要は、直行便扱いをしていくと、杷木までの距離は決まっておりますので、例えば1時間に1本、杷木からの便を作ることも断然可能なのかなと、そういった運用。これがいずみ館じゃなくて、例えば小石原方面で言うところのつづみの里であったり、そういう中間地点的な存在というの、全然考えられる余地があるのかなと。</p> <p>そういったふうな利便性を増やす取り組み、こういった経路設定は今まで検討はされなかったんでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>経路を設定するというか検討する中でですね、一旦乗り継ぎ、いずみ館等とかで乗り継いで杷木まで向かう、そういった案も検討の中にはございました。</p> <p>ただですね、やはり乗り継ぎの不便さ、やはり行かれる方はもう一直線に杷木まで行きたいんではなからうかとか、そういったところの乗り継ぎの不便さ、それとか乗車時間の長さや使いやすさ、そういったところの利用を勘案しまして、現在周知しております設定で決定をさせていただいたところでございます。</p> <p>また、その辺のところにつきましては、先ほどから繰り返になりますけど、状況等をですね、見させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員

<p>6 番</p>	<p>まず、その西鉄バスが廃止になるという部分の不安を解消するという部分に関しては、致し方ない部分はあるにせよ、やはりかなりの今回も委託費であったり、AIオンデマンドであったり、この地域交通を維持していく費用というのが、やればやるほど今かかっていっている状況にでもあります。</p> <p>これがやっぱ多くの方が利用されて、なおかつ対外的な方も来られてっていう相乗効果を生むならいいんですけども、現状1日10人程度です、残念ながら乗合タクシーも止まっている時間のほうが圧倒的に多い中で、住民の方から、もうちょっとうまくできないのかなと言ったときに、しっかりと応えられる、行政としてももっともいい案が出せるような状況にはしておいていただきたいなど。</p> <p>でなければ、やはりちょっと予算としても、予算を問う場では今ないですけども、今後検討していかねばならない事業になってくるかなと思います。</p> <p>最後の、この乗り合いタクシーの質問なんですけれども、この杷木便というのがですね、定時定路線の部分いろいろ言いましたけれども、やはりこの西鉄バスがなくなっても継続できるということは、非常にありがたいことではあります。</p> <p>これを村が責任を持ってですね、運行していただくというところは、皆さん安心をされているかと思います。</p> <p>一方で、以前から高齢者の方々に関しては、先ほども交通空白地域の部分から始まったという話もさせていただいたんですけども、今は高齢者外出支援タクシー助成という形でタクシーチケットというかですね、利用分の助成というのがされております。</p> <p>杷木、そして日田方面に関してはBRTというのがですね、日田彦山線BRTとして復旧して、そういった公共交通が確保された今、この外出支援タクシー助成の果たす役割ですね、要は、のる一とであったり、BRTを乗っていけばある程度の主要な部分というのは、公共交通のこの地域交通、BRTで補完できる部分があるかと思っています。</p> <p>では、このタクシー助成というのは、一体果たす役割は何か、お尋ねいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>乗合タクシーまた外出支援タクシー等についてご質問いただいたところでございます。</p> <p>先ほど課長が答弁しましたが、乗合タクシーについては、最終的な目的はオンデマンドでドア to ドアでどこへでも行ける。それが杷木であればいいという部分で、最初の構想としては、今、15分経ったら、15分後から予約できるんですけどもですね、予約の時間をある程度半定時制にして、やるという方法もあるんじゃないかという議論もしてたんですけど、やっぱり現実に、実際始めるときにどういう形がいいかというところで、先ほどの乗り換えという案も当然させていただきました。</p> <p>どういう形ですか、今のところは定時定路線という形で、やっぱり高速バスを使う方、また西鉄バスの補完という形で始めさせていただいている。</p> <p>当然、やっぱりいろんな声があると思いますので、それについてより良い運行については、今後改善させていただきたいというのは、しっかりあるところでございます。</p> <p>それと先ほど質問ございました、高齢者外出支援タクシーでございます。</p> <p>これについては、高齢者外出支援タクシー使われる方ですね、が乗合タクシーとの違いが何かという部分で、いつも最初から言っていた部分で、乗合タクシーはどちらかという、ちょっと不便な公共交通という形、外出支援タクシーについては、電話して、すぐ来てくれて、好きなところへ連れて行ってくれる。</p> <p>今、実際乗合タクシーも1.何人という話もございましたが、今後活用していく中で、やっぱりちょっと知らない人が乗ると嫌だなとかいう一定のニーズもあると思っ</p>

	<p>ておりますので、こういった部分で乗合タクシーと外出支援タクシーというのは、それぞれ役割があるのかなというふうに思っております。</p> <p>外出支援タクシーについて、元々は初乗り料金のみで、あとは自己負担という部分がありました。</p> <p>ただ、交通空白地という部分の観点からいくと、やっぱり距離に応じて自己負担が増えるのはおかしいんじゃないかということで、今、500円券という形で出して、差額を現金という形を行っております。</p> <p>これについても今、とほっぴペイを導入させていただいておりますが、これもですね、やっぱり一定の負担をいただきながら、やはり便利なところに自分の生活スタイルにあわせて外出支援タクシーを使う、乗合タクシーを使う、乗合タクシーのほうは負担的にはですね、軽いけど、やっぱりちょっと今15分ですけど、本来から言うともう少し予約の時間等余裕を持って、やっぱり一緒に乗れるチャンスを増やすとかですね、そういった部分は今後やっていかなければ、今のところは本当1. 何人、もう予約があったらすぐ迎えに行けるというような状態ですけど、やっぱり今後利用を促進していく中で、そういった部分についての検討も行わなければいけない。</p> <p>今は電話したらすぐ来るということで、タクシーと変わらないんじゃないという考え方もありますけど、将来的にはやはりきっちり外出支援タクシーの価値と乗合タクシーの価値というのはですね、ニーズによって使い分けられていくというふうに考えているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番 高橋弘展議員</p>
<p>6番</p>	<p>この乗合タクシー自体は地域交通、そのタクシーに関しても公共交通と言われる部類になるかと思えます。</p> <p>どたも公共交通ではあると思うんですけども、やはり公がこの地域交通を設定した以上、やはり税金をかけてやっております。どちらもタクシー助成も税金をかけてやっておりますけれども、機能が似て非なるというところを、今、村長はいわっしゃいましたけれども、やっぱり機能的な部分に関してははすごく一致している部分があるかと思えます。</p> <p>特に、杷木方面ということに関しては、もちろんタクシーで行けば便利な部分もあるし、少しの、わずかな手出し分を払えば今乗れるような環境にもありますので、結局要は、この助成を使ってタクシーに乗られると乗合タクシーには乗られなくなるわけなんで、結局乗合タクシーに乗られる方々の乗る機会を、結局奪っているという関係性になってしまうと思うんですね。</p> <p>2つが並立すると、結局、のる一と、結構大きな額で今運行をしておりますけれども、結局乗る人たちも増えないという、なんか利便性を追い求めた結果、あまり行政効率として上がらないような結果になっていくんじゃないかなってところが、どうしてもお互いをお互いに断ててしますと埋まらない部分があります。</p> <p>人口がどんどん減っていく中で、こっちも乗ります、こっちも乗りますと言ったら、こっちに乗ったらこっちは乗らないわけなんで、そういったところの、やはり今後の行き先、そして外出支援タクシーが必要ないってことを言っているわけではありません。</p> <p>やはり杷木でも、要は商工会の前までしか行かないです。その先、奥に行くためには、やはりタクシーで行かなきゃならない部分、浮羽であったり吉井であったり、朝倉町、甘木であったり、いろんなところに行くための手段としては必要かと思えます。</p> <p>そういった部分にも、今後のる一とがどういうふうに展開していくのか分かりませんが、今回大鶴の井上鶴川堂にアクセスポイントを打ったように、考え方、そういうふうにアクセスポイントを打てるんだということも、要は、乗降を限るとい</p>

	<p>部分もちろんあるんですけれども。そういった運用で、よりのる一との利便性を高めていくことで、この高齢者外出支援タクシーのウエイトというかですね、意味合いを下げっていくのも一つの手段ではないかなという部分で、この質問をさせていただきました。</p> <p>もう少し2つの制度をですね、行政内で担当する課が違いますけれども、違うからこそしっかりと協議するべきではないでしょうか。村長にお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>外出支援タクシーにつきましては、よそでの例を出しても申し訳ないんですけど、利用の状態によっては、例えば旧天瀬町ではですね、タクシー事業者がなくなっているとか、そういった部分もございます。</p> <p>そういった地域振興というか、地域企業の支援も意味合いとしては含まれております。</p> <p>どちらかという、先ほど言ったとおり、乗合タクシーについてはちょっと時間がかかったり一緒に乗ったりするけど、料金が安いよ。タクシーについては便利だけどちょっと負担が大きいよ。そのタクシー事業者と乗合タクシーは共存共栄の関係を、ちょっとバランスが大変微妙になってくるんですけど、保ちながら、制度としてはですね、運用していきたいというふうに、現状、今後どう変わっていくか分かりませんが、村としては現状そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>次の大きな質問にまいります。</p> <p>地域コミュニティ協議会の設立について、お尋ねいたします。</p> <p>先ほどの樋口議員も同様に地域コミュニティ協議会についてお尋ねされておりました。少しちょっと違った視点で質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>入りのところは一緒です。昨年末から各地区の説明会を開催し、私も参加をある程度させていただきました。ようやくこの協議していくスタート地点に立ったんだなという部分は、同じく共感をしております。</p> <p>改めてお尋ねしたいのが、やはりその説明会、村長は勉強会とおっしゃいましたけれども、やっていく中で、じゃあこれ、皆さん集まっていたいたんだけれども、目的はいったい何なのかという部分が、いまいち皆さんつかめないまま終わっていったのかなというところを、すごく肌感感じておりました。</p> <p>というのが、毎回どこの場所に行っても、質問がちょっとばらけるんですよ。ましてや極論、やっぱり皆さん行きついていくのが、これはもうどういう単位、どういう広さで、どういう地区と一緒にするんだみたいなような、要は、仕組み、組織論的な話に至ったりしております。</p> <p>それから、どうしても地域コミュニティ設立検討委員会みたいな形ですね。コミュニティ協議会を設立するというふうな冠が付いているからかなとも思っておりますが、実際のところ村が、そして村長がですね、思うところのこの取り組みの目的について、改めてお伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>すみません、設立検討に係る説明会という名称、ずっと使ってたんですけど、あくまでこれは勉強会ですよって自分があいさつの中で言って、本当は名称を変えればよかったですけど、元々設立検討委員会という事業の中での取り組みでしたので、ちょっとそういう名前になって、ちょっと皆様方もですね、そういう意識で来られて、今回行った内容というのが、やっぱり地域コミュニティって、どういう機能を持つのかなというところを勉強するというのが目的で、どういう仕組み、仕組みを作るのは</p>

	<p>大事ですよ。そういうことを作って、地域としていろんな課題があります。いろんな魅力を作り上げるにあたって、そういったことを行政区では難しい、規模的にですね。</p> <p>もっと大きなくくりでやればできるんじゃないですかということですね、本当はイメージ的に分かってもらう。これ本当、正直言って、ここで100%理解してもらい思いはございませんでした。まず興味を持ってもらう、その次に、じゃあ自分たちの地域、例えば行政区でどういうことができるので、村の中で考えたときに、その取り組み、いろんな地域宝があります。資源があります。</p> <p>そういったものを活かしていくために、どういう取り組みができるのか、どういう事業ができるのか、そういったものを考えたときに、やっぱりコミュニティという組織というよりは、やっぱりこういう規模の中で活動することが、やっぱり人的にもできるよねという、本当は結論に行って、それからコミュニティ協議会ができて、さまざまな活動を展開していくという構想にはなっているんですけど。</p> <p>最初からコミュニティ作ります。こういう仕組みで作りますと言うと、やらされている感が出ますので、その辺りをどういう切り口で行こうかなという形で、今回そういう理解をしてもらう、こういうものかなというのを考えてもらうための会という形で行いましたので、内容としてはですね、自分たちとしては、入りとしては間違っていないかったというふうには思っているところでございます。</p> <p>最終的には、やっぱり元気な地域というのが、村がやるんじゃなくて、やっぱり住んでいる人たちが、どの範囲でやるのか、どの単位でやるのか、それをじっくり考えていきながら、仕組みづくりを作りたい。</p> <p>それを作って、実際に実行をして、活動をして、持続していく。そういった部分の繋がりをですね、視野に入れながら、ちょっとたぶん時間かかるし合意形成、なかなかハードル高いかなと思っておりますけど、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>みなさん腑に落ちなかった部分というのが、やはり説明の中で、住民の方々が共感できる部分があったのか、なかったのかということだと思っておりますよ。</p> <p>ある程度地域コミュニティとか少しかじったことがあったりとか、そういう共助的な部分に関わったことがあるという方は、少しピンときた部分もあったのかと。そういった質問も数件あったのかなという部分も気が付いたことがありました。</p> <p>ただ、やっぱり多くの方々が、なぜ今、村がこの話をして、私たちがという、地区担当職員の方々が東先生の資料を勉強されてですね、説明はしたんですけども、どうもなんか本質の部分がしっかりまだまだ使われてないのかなと。</p> <p>その入口の部分で、村が今回地域コミュニティをといた部分のですね、行政がなぜ、今ここでしなければならぬのかというところの理由が薄いというか、あんまり感じなかったんですよ。</p> <p>この地域コミュニティの、このですね、ずっと前からこの文章変わらないんですけども、僕ずっとここにポイント書いてあると思って、ここの説明があんまり今回もなかったんですよ。ここ、していただいたら、すごく分かったのになというので。</p> <p>この中段の部分で、東峰村においても急速な高齢化や少子化、災害からの復旧復興、地方創生に取り組む中でもさまざまな課題が多岐にわたって山積しております。今後さらなる財政難や職員数の減ということを考えると、行政の取り組みにも一定の限界があり、併せて村全体で取り組むには公平性、公共性が求められることから、地域の実情に合わせたきめ細やかな対応がしにくいことや地域の特性が異なることの問題がありますと、大いにびしゃっと書いてあるんですけども。</p> <p>行政は今後、皆さんの人口が減っていったりして予算規模も減っていきます。事業</p>

	<p>も多くできなくなってきましたと、なってきたときに、やっぱり今までのサービスの維持というのがどんどん困難になっていきますと。</p> <p>なおかつ、要は、集落の人口が減っていったりして、きめ細やかサービスも難しくなっていますんで、これから地域の人たちと一緒に新たなことを始めないといけない。そこがあんまり見えてこなかったんですよね。</p> <p>なんか行政として、もう少し今後行政がこうなっていくから、要は、地域の皆さんと一緒にやっていかないといけないというのを、行政がこうなるという部分をもう少し出すべきではないのかなと。</p> <p>今考えられる行政がこうなる、要は、今後こういうふうになっていくというのが、いまだに見えないんですよね。職員数減っていきますよって言うわりには、全然減っていく感じも見えないですし、そういった部分という行政の変化を、今、村長はどのようにお考えられていますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどの文章でございますけど、これ令和4年の行政懇談会の際にも私が説明したところで、その文章自体は自分が作ったというところで思い入れがあるところでございます。</p> <p>そのときも説明はしても、やっぱりなんか、村長がなんか言いよるばいぐらいのイメージでしたので、なかなか伝わらないなという感触はありました。</p> <p>ただ、今回こういった形で議会の場でですね、こういった議論ができますこと、これはですね、やっぱり一方的に話すというよりは、こういった議論の中でそういう現状を話させていただくというのは、やっぱりかみ砕いた話し方でお互いやりしますので、やっぱりこういった場があったというのは非常にありがたいというふうに思っております。</p> <p>なかなか一方的に説明会という形でしゃべっても、やっぱりコミュニティというものに対しては、知らないという部分もあるんですけど、よそはやっていると思ってても、自分たちはそこまで必要なのかなという、何となく高い、自分たちもハードルがある。それを、どうしても打ち砕いて行くときに、なかなか難しい部分があるなというのは感じてたところであります。</p> <p>この職員数が減るという話の中でやっぱり、そしたら行政の目が行き届きにくくなりますという話、その中で、やっぱり地域でできることは地域でやらなきゃというところ、これについては、すぐは自分が、仮に合併をしたら職員数は激減しますよという話をします。合併しなくても、やっぱり人口が減っていく中で、今人件費も上がっています。やっぱり職員数については、よそも職員数少ないところもございます。その代わり会計年度任用職員さんが多いとか、そういった部分もありますけど、やっぱり確実に事務は増えるけど、職員数については減らしていかざるを得ない。</p> <p>これは、ちょっと今、定員管理計画が確かもうすぐ終わりますので、それまでは大体现状を維持するという計画だったんですけど、今後の定員管理計画も策定しなければいけない。</p> <p>その中でやっぱり、どれぐらいの人口規模に対してどれぐらいの職員数ができるのかという話もですね、今のなんか、自分がどれぐらい減るところは想定、ちょっと災害復旧関係で、今、災害対策室に職員が4人いたりするので、適正な人口規模とか、時々前も議会の一般質問で尋ねられたことはございますけど、現状の事務量からいくと、やっぱり今の人間は必要なかな。やっぱり事務の整理もやっていかなければいけない。</p> <p>これについてはですね、今後この職員数の問題で、それがどうなっていくかという部分についても、やっぱり示せる機会、管理計画等作ったときにはやはり広報で知ら</p>

	<p>せるとか、そういったことはやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、ちょっと現状の分で具体的にイメージがあるものではございません。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>先ほどからの同僚議員の一般質問の中でも、村と行政区の、要は、向き合い方の関係性しか今ないんだという、要は、行政から次、どこに言ったら、村に言うしかないんですよ、みたいなことを村長はおっしゃられたと思います。</p> <p>この関係性が非常に今後、この地域コミュニティを作っていく中で、非常にポイントになってくるのかなと思っております。</p> <p>その中に、この共助であるところの地域コミュニティの組織的な部分が必要だというのが、村長の主張的な部分だと思います。もちろん僕もそう思っております。</p> <p>ただ、今、この二者の関係性しかないの、なかなか村がどんどんできなくなっていきますと言ったら、住民の方は「いや、村はもっと頑張れよ」と、「もっともっと頑張らないかんだらう、少なくとも頑張れよ」と言われてしまう、その関係性でしかないの、非常に苦しい中で説明されてるんだというのは、実感はしていたんですけども。</p> <p>なので、この二者で、同士で向き合って話すのであれば、地域の方々こうなりますというのは今回説明はされたんですけども、じゃあ村はというところもないので、なんか私たち押し付けられているのかなという感じが否めないという部分を、しっかり自認していただきたいなと思っております。</p> <p>2つ目の質問なんですけれども、新年度から大字単位で集まって協議をするという説明が、勉強会であれ説明会の中でもあっていたんですけども。</p> <p>ちょっと言葉の端々で、担当の方であったり、最初のほう村長もそのことをちょっと言及されたのもあったりで、大字単位で集合体を形成するのかなどうか、神社単位なのかというようなワードが出ておりました。</p> <p>これには一定の仮説というかですね、こうあるからこのぐらいの集まりがいいんだらうなという部分、おそらくお持ちなんだらうなと思うんですけども。一体その辺が、現状の仮説の中で、なぜ、この大字単位がいいのか、神社単位がいいのか、ちょっと私も大字単位、大丈夫かなと思う節もあって、その仮説の部分について、お尋ねしたいと思っております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>規模感という話になってくるんですけど、通常他の事例、他の町村等を見たときにですね、大体概ね小学校単位で行われているというのは、現実としてあるというところでございます。</p> <p>ただ、東峰村人口1,790人ほど、よそに行ったら大体小学校単位で言うと、もう人口1,000人が、大体一番小さいぐらいの規模になるんですね。</p> <p>この前言いましたけど、須恵町とかは大体1万人が1つのコミュニティ、その中に7人とか10人とか区長さんがいて、区長さんが公民館長の役割もしている。1人何役もしている。それでもなんか元気にできているという。</p> <p>それは、どういう機能をコミュニティが持つか、どういう機能を区長、自治会長、公民館長で役職として持つのか、そういった部分にはなってくると思っております。</p> <p>小学校単位というのを考えたときに、あと人口的に、周りの自治体等を勘案したり考えたときに、例えば、村で考えれば1,700人、千人単位という考え方でいくと、もう極端な話、旧村単位になる。旧村単位になってしまうと、もう合併前とどう変わるんだという話もある。合併して20年経ちますけど、なかなか小石原地区、宝珠山地区の溶け込みというか、そういった部分もなかなか見えづらい部分がある。</p>

	<p>そういったときに、ぐるぐるというわけにはいかないんですけど、もう一つの小さい単位で考えると旧小学校、旧小学校というのが小石原小学校、鼓小学校、大行司小学校、宝珠山小学校という考え方が一つあるんですね。そしたら4つになる。</p> <p>4つになることを考えると、その学校単位で考えると、板屋地区が2つに分かれるとか、厳密に言うんですけどね。そういったところもあって、学校単位もどうなのかな。消防団という単位になると、大行司地区が福井のほうに今、3分団という形で入っている、そういった部分。</p> <p>もう一つが大字単位、大字単位と、先ほども申した神社単位ですかね。神社単位というのは、大体一緒なんですね、分けとしては。</p> <p>神社になったら宝珠山地区が2つに分かれるという形で、その規模感が正しいのかどうかというのは置いて、それより小っちゃい単位というのは、もう行政区とあんまり変わらなくなりますので、一応村としての規模感の提案としては、まず大字単位で協議をしながら、最終的にどういう形が、自分たちが動くのにおいて、やっぱりもう1つの行政区で俺たちはやるという話が、もし出来上がったら、そこをどうするのかという課題もですね、ありますけど。</p> <p>そういった部分をまず、皆さんの話の舞台に乗せるために、一応規模としては大字4つに分けて話しましょうという形でしているというのが、この根拠と言いますか、考え方にはなっております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>この考え方、たぶんいろいろあると思うんで、僕ちょっと村長とは違うところがあります。結果、大字単位になる可能性もあると思うんですけども、どこを主体で考えるのかなというところで。</p> <p>もちろん大字単位でいくと、旧小学校単位ですよ。というところに触れた方々の目線でいくと、そういうコミュニティ形成というのは非常にありかなと思うと、逆に言うと小学校単位に触れられてない方々にとっては、あまりなじみのない単位になってくるかなと。</p> <p>今後、じゃあ、村を担っていく人材の方々が、どの単位でいいのかという視点に関しても、しっかり考えておかないといけないのかなと。</p> <p>これに関してのコミュニティの形成しているいろいろなやり方があるので、おそらく小学校単位でっていうので、やっぱやっていく都合がいいのは、やはり学校との連携というところであたり学校をサポートする機能的に、地域が学校を支えていくというところを考えると、小学校単位ってたぶん理にかなっているんだろうなというので、小学校単位が多いのかなとか思ったりもします。そこの目線はどうしていくかは、また役場内で協議をしていただければいいんですけども。</p> <p>その中で、新年度から大字単位で集まりますという部分に関しては、樋口議員同様ちょっと不安に思っております。果たしてそこで、本質の地域の課題を共有化できるのかなという部分を感じております。</p> <p>やはり地域ごとに大小さまざまな課題を抱えているかと思います。地区でもいろんな課題が上がってきたかと思えます。もちろん共通の課題もあったかと思えます。配り物が大変だと、もう同じ集落内で2人で回してますよとか、いったところもありました。</p> <p>そういうふうな共通の課題があつたりする部分もあるんですけども、大きなくくりで集まったときに、じゃあ、細やかな課題というのを吸い上げきるか、集めきれんかということにすごく不安を抱えています。</p> <p>というのが、やっぱり大きな集まりになっていくと、やっぱり集まれる人って限られてくるんですよ。やっぱり意見が言える人であつたりとか、やっぱりいろんな地</p>

	<p>区に顔を出せる方であったりとかということになってきたときに、じゃあ、集まってきた方々、もちろんそのいろいろ見識がある方々だと思っておりますけれども、じゃあ、全部が把握できてるのかなっていう部分をすごく不安に思うところもございます。</p> <p>そういったきめ細やかな困り事や課題のヒアリングっていうところに関しては、そういった大字単位で集まる以外に、何か工夫というかですね、取り組みを考えられているのか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>きめ細かくという部分についてと、大字単位でみんなで一緒にわいわいがやがや話しましょうという部分、これは両立できるというふうに思っております。</p> <p>やっぱりみんなで集まって考える。いわゆるよくありますけど、考えていることをペタペタ貼って、それを集約していく。</p> <p>もう一つが、やっぱりそういうところに来れない方等への意見聴取、これについては、やはり先ほどもちょっと触れたところでしたけど、地区担当職員がですね、やっぱり地域に入って、年4回という大字単位の集まりの補完するような形で、地域ごとに、この時期に各地区に入って集まってもらうか、ちょっと手法についてはですね、まだ決まったものはございませんけど。</p> <p>そういった形で声を拾うというのは、当然重要なことでございますので、そういったところに担当課だけではなくて地区担当職員がしっかりと、同じレベルに達するという前提もありますけど、そういった形で大字単位の会議の中ではこういうふうに行われました。それを受けて、やっぱり地区に持ち帰って、いろんな方のご意見を伺う。それをまた大字単位の話の中でブラッシュアップしていく、そういった作業。</p> <p>だから、どっちが主体になるかというのは置いて、やっぱりそういう取り組みの繰り返しはですね、必要なことだと思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>13ページの4つ目の質問に行くんですけども。</p> <p>いろいろ地区担当職員の方々の考えというのは、一致している、村長と同じく考えるところもあるんですけども、やはり現状をしっかりと把握できるかどうか、今後地域ビジョンであったり、村長が言われる大字単位で組み上がっていくとなったときに、その大字単位の現状というのを、しっかりと把握できるかどうかは課題だと思うんです。</p> <p>ワークショップがすべて万能かという、万能ではないと思うんですね。</p> <p>というのが、やっぱりその大人数の場で言えることと言えないこと、言いたいこと、言いたくないことというのはいろいろあるかと思えます。それをしっかりと行政職員の方々であったり地区担当職員の方々、あるいはちょっと後で言っていきますけど、コミュニティ推進委員の方々、そういった方々が黒子のようになって、そういった課題を吸い上げていけるかどうか、結構大事になってくる。</p> <p>これは総務常任委員会の勉強会、昨年11月ですかね、行わせていただいたときに、東先生からも、これすごく言われたことで、次の質問にも一緒に行きたいと思うんですけども。</p> <p>そういうふうに、いろんな場にそういった方々が溶け込みながらやって、吸い上げていかないと、なかなか本質的な課題に直面できないのかなと思っております。</p> <p>もちろんやりたいことをやっていくためには、先ほど村長が言われるように、意見出し合っというのは非常に大事だと思います。</p> <p>ただ、その前提として、こんな課題があるから、こんなふうな未来ある地域にしていこうっていうところを、見失いやしないかなというのが、私のちょっと心配事では</p>

	<p>ございます。</p> <p>そういったところで、特にキーマンになるのが地区担当職員の方と地域コミュニティを担当する職員の方々、総務企画課の方々になってくるかと思えます。</p> <p>その方々が、どういうふうに地区に溶け込んでいくか、どういうふうにその方々を背中を押していくか、今のところの村長のお考えをお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さん言われるとおり、地区担当職員と、今、検討委員、推進委員と言っておりますが、検討委員会、地区から3名出ている方、等の役割が非常に重要になってくると思っております。</p> <p>3名の方、地区から出ている方についても、いや、そこまでの責任持ちきらんというご意見もあるかとは思いますが、やはり役員になった以上、役割を与えるというか、役割を持つとやっぱり人ってしっかり動いてくれますので、やっぱり職員についても、先ほどのいろんな声を救い上げる、そういった努力については、これはもう繰り返し行うことでしかスキルとしては取れる部分ではございませんので、今回についてちょうどいい、これまでやっぱり役場職員という形で動いていた、今回については、地域と協働して動く自分たちという意識をですね、しっかり今回のことを踏まえて積み重ねていながら、地域の声、声なき声というか、いろんな形で人を見る力をですね、付ける、これが一番重要。</p> <p>声の大きい人じゃなくてですね、やっぱり言いたいことがあるというのは、やっぱりなんとなく分かるんで、そういったときに、どう思ってますかとか、ちょっとそういったやり方もですね、これは、非常に個人個人のスキルがありますので難しいですけど、そういった形では一歩ずつ進めていかなければ、やっぱり地域が一体となって、職員と一体となって作り上げるという機運にはならないのではないかなというふうに思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>14ページ目の1つの質問の中で言うと、東先生が地域住民の小さな火種、思いです、を焚きつけて、あおぎ、動きにしていくことという形で、東先生言われておりました。それが行政職員の方々の仕事ですよ。</p> <p>前に立って先導するのでもなく、裏でそこを焚きつけてという、その小さなきっかけをぜひ見つけていただきたいなど。</p> <p>その一つきっかけとしても、やはり説明会の中で出てた、事例はないのかと、事例は。なんか見てきたんだろうというところがあって、僕はその出てきた答えが必要というかは、プロセスであったり、こんなことでみんな、すごいこんな話に繋がっていったんですよという小話を、やっぱり携えられるかどうか、それで話も展開できるというのをしっかり身に付けておかないと、「ああ、そうですね」と言ったら、あいつは聞いてるだけやなという話になって、次のステップに進めることをしっかりと考えていただきたい。</p> <p>そのことで1つ提案させていただくと、総務常任委員会でも視察に行き、食品アクセス協議会でも来ていただいた、山口市のNPO法人トイトイというところのですね、高田さんという事務局長さんがとてつもなくすごく、やっぱり行政職員の方でも地域の方でも共感できる地域づくりの未来をですね、見せていただく話をお聞きしました。</p> <p>ぜひ、今年度何か機会があったら、そういった方の話を聞いてですね、私たちがこう変わっていったんだというところを共感できる取り組みも必要なんじゃないかなと思います。</p> <p>ぜひ、そういった外部の方々の声というのを、うまくピンポイントに繋げていただ</p>

	く取り組みをしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>視察に行ったというところの部分については報告受けておりますけど、この地域づくりの部分との、要するにイメージのリンクというのが、ちょっと自分の中でもできておりませんでした。</p> <p>こういった部分についても、やっぱり物語の組み立てというかですね、小話と申していただきました。そういった部分で、皆さんの腑に落ちる事例と言いますか、そういった部分について、しっかり共有をさせていただきたい。</p> <p>ちょっとトイトイの高田さん、確か報告で話は聞いておりますけど、直接自分がお話をしておりませんでしたので、そういった部分についても、繋いでいきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	最後の質問とします。答弁を含んでですから。 6番 高橋弘展議員
6 番	<p>併せて質問させていただきたいと思います。</p> <p>最後にやっぱり聞きたいのが、令和7年度、どこをゴールにしていくのか、どこを目指して、どういったふうな状況に令和7年度末なっていきたいのかなという部分を、想定をされているのか。</p> <p>その中で、一番は、僕はコミュニティ推進委員の方々、そして地区担当職員の方々、あるいは区長の方々、いろんな地域のキーマンとどうなっていくかということだと思います。それが、やはりいろんな意味、現状把握できる一番の近道であり、一番の最良のポイントかなと思っております。</p> <p>令和7年度、その関係するコミュニティ推進委員であったり地区担当職員の方々はどう関わって、最終どういうふうな、令和7年度の地点ですね、最終地点をまず思い描かれているのか、最後に質問させていただきます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>7年度、年度を区切ってというのは、なかなか難しい話でございますけど、質問の通告書にもございました。</p> <p>現状を把握する。地域の未来像をイメージする。</p> <p>地域の未来像というのがどういうものか、という部分については、やっぱり魅力を発見する、宝を磨いていく、そういった部分について、まず宝がどういうものなのか、そういった部分をしっかり認識をして、大字単位という話をしておりましたが、それぞれの行政区ごとにいろんな宝、課題があります。</p> <p>それを地域の大字という話を、ちょっと大字ありきではないということですけど、そういった単位ですね、共有をしていくところぐらいまでが、今年度の限界かなというふうには、思っております。</p> <p>ただ、最初から言っているとおり、たぶん3、4年かかる、4年は無理、できれば3年でそういう立ち上げの、それは手上げ方式で、一番早く出来上がるのところ、要するに、一斉によーいドンではない形でですね、行うという形は想定として持っておりますけど、やっぱり1年目については、そういった現状の把握で、それに基づく地域の夢を語り合う、次の年に、それからじゃあ、具体的にどういう形で実現できるのかなという話になるのではないかという、ちょっと自分の中でのざっくりとしたイメージですけど、思っているところでございます。以上です。</p>
休 憩	
議 長	17時15分まで休憩します。 <div style="text-align: right;">(17時08分)</div>
再 開	

議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (17時15分)
議 長	4番 高倉美紀恵議員の質問を認めます。 4番 高倉美紀恵議員
4 番	私は3つの質問をさせていただきます。 まずは、東峰村における初任者研修についてです。 毎年数名の職員が採用されていると思いますが、東峰村では初任者研修はどのように行っているのか、お伺いいたします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	先ほどの大蔵議員さんのときの答弁と重複するところもございますが、本村におきます初任者教育は、先ほどの答弁のような形でさまざま行っております。 1つ目としましては、福岡県の市町村職員研修所における研修でございます。 新規採用職員につきまして、階層別の研修として公務員の倫理、メンタルヘルス、人権学習、接遇マナー、組織と仕事、基本的な法令等を学ぶ新規採用職員の研修を必ず受講させております。 令和6年度です、受講実績としましては、新規採用職員を3名が、前期と後期と2回ありますので、前期、後期の研修をそれぞれ受講しております。 2つ目は村の、先ほど言いましたけど、村の独自の研修でございます。 若手職員を対象としまして、行政の仕組みですね、それから、公務員のこちらも倫理でございます。事務手続きの基本、業務の効率化等の研修等を実施しております。 以上のとおり、福岡県の市町村職員研修所と村の独自の研修を実施しながら、職員の資質向上を図っているところでございます。以上です。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	かなりの内容の研修が行われておりますが、それは、前期と後期ということを言われましたですね。そうしましたら期間が開くわけですね、初任者研修、採用になりました。そして、研修をずっと立て続けに受けるということではないんですね。 分かります、質問の意味。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	初任者研修のほうはですね、年間の中でですね、前期の1年の前半の中に3日程度、それから後期の9月以降ですね、にまた3日程度、前期、後期という形でセッティングされています。 村の研修は、もう入ってすぐ4月中に行います。以上です。
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	私も初任者の時代があったんですが、私が就職した昭和40年代の後半ごろは、看護婦の世界で言いますと、病院全体の研修もなくでですね、毎日先輩に付いて業務を覚えておりました。 そうすると人が違うので教え方も違い、どうすればいいかというのを悩みながら仕事をこなす毎日だったと思い出しています。当時はそれが普通だったと思います。 だけど昭和50年代の後半になりますと、それではナースが育たないということで、プリセプター制度というのが取り入れられまして、1人の初任者に先輩ナースが担当になり、1年間行動を共にして指導する。その中で初任者の悩みとかを聞きながら、1人のナースを育てる方法を多くの病院が実行し、離職するナースを防ぐことに繋がって、現在もそれが行われていると思います。 もちろん今お聞きしましたら、初任者研修を受けながら業務をこなさないといけない。そこでずっと1週間受けたからといって確実に覚えるものでもないと思いますけれども。もちろんマニュアル等は存在すると思いますが、マニュアル等は存在して、

	<p>初任者がスムーズに仕事を覚えるということが、できるようなシステムになっていまずでしょうか。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>先ほどの初任者研修に関しましてはですね、やはり社会人として、公務員として、必要なスキル等々、社会マナーとかをですね、学ぶものでございまして、大蔵議員のときも申しましたとおり、特殊な研修ですね、要するにホーム研修とか、そういうのはまた別でございます。</p> <p>ですので、その担当された仕事を覚えるにあたっては、やはり係長なり先輩職員の指導等を受けて、一人前になっていくという、言い方はなんでございますが、そういう形になっていくと思います。以上です。</p>
議長	<p>4番 高倉美紀恵議員</p>
4番	<p>同僚議員も質問をしておりましたので、だぶる部分ってたくさんございますが。</p> <p>いわゆる今回のいろんなことを鑑みましても、やっぱり相談ができていいのか、報告の義務を知っているのか、それから連絡、こういうことが起きたときにどうすればいいかという、いわゆる報連相、全くの基本である報連相ということが徹底して、初任者に指導ができていいのか。</p> <p>今、非常に難しい問題で、少しやかましくというか、激しくなくてもパワハラだとか、そういうことになって、先輩が後輩を指導するのに非常に躊躇する部分ってあるかと思えます。</p> <p>ですが、やっぱり何か起きたときに、上司に報告する義務、みんなと相談する義務とか、そういうことを徹底して認識していただかかないと、そこが基本じゃないかなという気がしてなりませんので、やっぱり1回積み上げて出来上がったものが、1回の失敗で信頼を無くしてしまう。そういうことがあると、もう人間としても自分自身も落ち込んでしまう部分ってある。</p> <p>そういう職場ではいけないかなという気がしておりますので、そういう報連相の義務とか、そういうことについての、それから相談できる先輩とか、そういう方に相談口を持って、相談できるようなムードとかはあるんですね。</p>
議長	<p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>ムードというか、最初村の初任者研修でですね、そのときに若手の、入って何年目かの職員も一緒に、その中に交じってディスカッションなり、それをそのままうまくいくかというのはあれなんですけど、なるべく慣れていただくためにですね、ちょっと先に入った先輩職員も一緒に、そういうワーキングをしている。早めに慣れていただきたいというような、研修ではございませんが、そういうことはやっております。以上です。</p>
議長	<p>4番 高倉美紀恵議員</p>
4番	<p>そこで次の質問にもなりますが、職員がコンプライアンスに関わる問題が生じたときや健康に関する問題が生じたときに、相談できる窓口というものがあるのか、お伺いいたします。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>ご質問いただきました。</p> <p>ご質問のような問題が生じた場合、専用の窓口というのは、ちょっと設定はしてありませんが、現状としては当該職員が、まず管理監督者、所管課長等に報告及び相談を行う。</p> <p>その上でですね、悩みとかそういった分については、所管課長が総務企画課長を通じまして、問題等が起こったときには弁護士等への相談、また悩み等についても専門医等への専門家へですね、相談するという体制は取っているところでございます。</p>

	ただ現状として、今、産業医という設定ができておりません。数年前は診療所の先生がやってくれたとかございましたけど、ちょっと異動がありますので、7年度からはしっかり産業医という形をお願いをするという体制を取っているところがございます。以上です。
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>実は令和7年2月8日の新聞で、県の県知事が質問に答えてらっしゃるんですね。そのときにやっぱり中途退職が、県でも5年前の2倍になっていると。それは、技術職の人は、他の技術が発揮できる場所に移るとか、そういうことがあるみたいですが、職場環境に関しては、メンタルヘルス、心の健康の不満に伴う30日以上のお休職者が10年前の約2倍となっていると。</p> <p>だから、これは県ですが、やっぱり相談の窓口として、もちろん上司との面談とかはありますけども、産業医の存在をあげておられます。</p> <p>やっぱり上司にしゃべれないことは、産業医であれば、何年か前に診療所の先生がその任を担ってくださってたって知りませんでしたけども。幸いにも近くに先生いらっしゃいますので、やっぱり胸の内が話せるような産業医的な存在があることが、非常に望ましいかなと思って、以前あったと聞いて安心いたしました。</p> <p>どうか今後とも、今先ほどから出ている地域コミュニティの協議会につきましても、職員は大変頑張って発表してくれたり、今回私も職員の頑張りは、非常に頭が下がるぐらいありました。</p> <p>ですから、この健康な職員が健康に過ごして、行政、東峰村がますます発展するようなお仕事をさせていただけるような、いろいろミスもありますけども、それをミスのないような、そういう仕事をさせていただけるように、ご指導またいただけますか。よろしくお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>ありがとうございます。</p> <p>やっぱり職員が生き生きと仕事ができる職場、これが一番大事なことだというふうに思っておりますので、今後ともやっぱりそういった雰囲気ですね、職場の雰囲気を作っていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>次は、文化財の管理について質問いたします。</p> <p>令和6年12月17日から令和7年2月16日まで「ご利益参詣あさくら路」というタイトルで甘木の歴史資料館に行者堂の県指定文化財「役行者の木像」が展示されておりました。そこには東峰村の宝物が他にも展示されていて、東峰村ではそういうものを見ることはまずございません。</p> <p>先ほど村長の最初のごあいさつの中で、自然や歴史だけではだめって言われてましたけど、非常に、文禄4年、1595年の県指定の役行者の木像は素晴らしいものです。それを見る機会というのはあまりないと思うんですが、今、東峰テレビで「ふらっと九州」と「英彦山の魅力発見」で詳しく紹介されてまして、日ごろ見れない役行者の木像がきれいな顔で見れます。</p> <p>そういう役行者様を見ることは、たぶんどできないと思いますけども、そこに一緒にあります又木（またぎ）であるとか碑伝（ひで）であるとか、これは小石原庁舎のほうに納められておりますが、この大切な、もう本当に1595年からの県の指定文化財などを見る場所というか、展示されているところがございませんが、展示管理する施設を建てるのかという意味でなく、どこかそういうのが展示できるようなものがないかということをお伺いいたします。</p>
議長	教育課長

教育課長	<p>現在、文化財の保管につきましては、小石原庁舎内や周辺の施設におきまして保管をしており、展示につきましては、小石原焼の伝統産業会館ですとかいぶき館など、一部の文化財については展示をしております。</p> <p>ただ、この間の甘木歴史資料館であるような専門のですね、そういった展示、専門家からきちんと考えられて展示されているような内容とは、少し異なるようなものでもあります。もちろん専門の文化財の展示施設ありません。</p> <p>議員さんのおっしゃられますように、この村にある、さっきの役行者も含めて、村にはたくさん貴重な文化財がございます。それを適切な管理のもとに展示をして、後世に伝えていくということは、非常に重要なことだと、いろんな意味でですね、考えております。</p> <p>今後ですね、県の文化財保護課の方等のご指導をいただきながら、保管とか展示の方向性を探ってまいりたいと考えているところでございます。</p>
議 長	4番 高倉美紀恵議員
4 番	<p>令和6年の12月にも、まるで役行者様乗り移ったようにしゃべってますけども、この行者堂に、甘木歴史資料館の小川副館長さんが書かれた文章の中に、行者堂にお祀りされている木造役行者坐像は、体内に銘があるもので、写實的に威厳に満ちたお姿は、全国の役行者像の中でも最高峰と言えるというふうに書かれております。だから、ものすごく由緒あるものだというふうに思います。</p> <p>この甘木の資料館に展示されてたときに、座っている椅子が作られた木の椅子だったもんですから、お尋ねしました。そうしましたら行者堂の中に、お社の中にお座りになっている役行者様は、長椅子のように座ってたけども、その椅子が腐ってもう座れないので、その副館長さんが椅子を作ったということで、お座りになっておられました。</p> <p>また、その役行者さんは、また元に戻ってきて、今の行者堂にまた納められてますけれども、それで副館長さんが、その椅子を行者の杉で作ってほしいというふうにお考えがあったみたいで、歴史愛好会の会長さんとお話になって、ご相談されて、どうもお話では、その行者の杉のお椅子に座っていただけるような状況にはなっているようなことのお話もあっております。</p> <p>周りの人がいっぱいそういう大事なものを、大切な宝物を支えてくださっていますので、非常にこの行者堂の敷地と、それから管理者と教育委員会の持ち物とで、非常にはっきりできない部分というのはあるのかもしれませんが、今後協議を重ねて、やっぱりこの大切なものを守っていけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>おっしゃるように、これをですね、改めて表に出していただいて、今回のような機会を作っていただいて、本当に貴重なものであるということが分かっているながら、きちんと周りの方に伝えていく機会というのを、これまで設けられない。もしかしてこれまでもこういう機会があったのかもしれませんが、私の知る限りはですね、こういう機会はなかなかなかったんじゃないかなと思います。</p> <p>こちらのちょっと想像ですけども、そこの副館長さんもですね、これが県の指定の文化財でもあるので、ご自分の責任も、責任ではないんですけども、やはり県としてもこれを守っていかなくてはいけないという思いを持ってくださっておられるんじゃないかなと思っております。</p> <p>まだこちらも地区の方と、今後お話を重ねていかなくてはいけないと思っておりますし、何と言っても専門的な知識がない中に、目の前の、例えば何かが壊れている、汚れている、散らかっている、危ないというようなそのことだけで、その目の前のことをどうにかしようとするのではなくて、きちんとしかるべき文化財保護課であった</p>

	り、歴史資料館の方であったりとかのご意見とかを、地区の方と一緒に話し合いをしていただく機会というのを、こちらが繋いでいかななくてはいけないのかなと思っておりますし、ぜひ、この貴重な文化財が危ない目に遭わないようなことに、ならないといいというふうに願っているところでございます。
議長 4番	4番 高倉美紀恵議員 それで、6年12月議会でも質問して、行者堂の鍵の管理とかはどうなりましたかというふうにお尋ねしたときも、やっぱり行者堂の敷地とか管理者とか、双方いくつも関わっている人たちが違うから、いきなり鍵はかけられないようなお話でしたし、昨日も行ってみましたが、やっぱり元のまんま木で抑えられてました。 あそこはやっぱり、本当うっそうとした中に行者堂が建ってしまって、誰が何を、大きな車が来て持って行ったって誰も気づかないだろうなというような気もしますし、鍵をかけたからと言って安全とは限りませんが、何か前に進むような方法を、今後とも取っていただきたいと思います。これは希望です。 では、熱中症対策について、最後です。 令和6年9月の定例会で質問しましたが、今年も暑い日が予測されます。 近年5月頃から暑さ対策が必要と思われませんが、今年度はどのような対策をされるのか、お伺いいたします。
議長 住民福祉課長	住民福祉課長 環境省の熱中症警戒アラートがですね、今年は4月の23日から運用される予定でございまして。このアラートは、熱中症による健康被害が生じる恐れがある場合に発表されるといったものでございまして。 村では、高齢者等の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、クーリングシェルターとしまして、今年もいずみ館、小石原公民館を開放する予定としております。 特に見守りの必要な高齢者世帯につきましては、熱中症アラームの貸与、集落支援員による声かけを重点的に行いながら、必要に応じてクーリングシェルターの利用を促していきたいというふうに考えております。 また、高齢者見守りシステム（サスケ）を設置している世帯においては、6月から9月にかけて週1回コールセンターから注意喚起を行うなど、高齢者世帯等へのですね、熱中症予防対策を講じてまいりたいと考えております。
議長 4番	4番 高倉美紀恵議員 ありがとうございます。 今も防災無線でインフルエンザに関する放送をしてくださったりしてますので、引き続き防災無線とかでも、熱中症は年寄り、高齢者だけとは限りませんので、注意喚起ができるような放送をお願いしたいと思います。 続きまして、令和6年9月の質問で、高齢者世帯のエアコン設置に助成ができないかと質問いたしました。 村としては考えていないという答弁でしたが、今年も猛暑が予測できるので、エアコンのない世帯への限度額を設けての助成ができないか、再度お伺いいたします。
議長 住民福祉課長	住民福祉課長 昨年度福岡県での熱中症警戒アラートがですね、先ほどご説明した警戒アラートでございまして、発表状況を見ますと、7月17日を最初に7月20日からは8月18日まで、約1カ月間毎日発表をされている状況があります。 9月20日を最後に、福岡県では計57回発表されている状況がありました。 また、今年の夏については、気象庁は、平均気温は全国的に高く、猛暑となる見込みとの発表をですね、行っております。 熱中症は軽度であればですね、適切な処置で回復をしますが、手当てが遅れると重

	<p>症化し、命にかかわるケースもあるのが熱中症の恐ろしいところというふうに認識しております。</p> <p>暑さを感じづらい高齢者はですね、特に熱中症予防の対策が必要と考えておりますので、エアコンがない世帯につきましては、一定の条件を付して助成できないか、検討したいと考えております。</p>
議長	4番 高倉美紀恵議員
4番	<p>私も調べてみましたが、朝倉市とか筑前町とか、そういうところはまだ助成はされておられません。</p> <p>ですが、新潟県であるとか静岡県の焼津市とか、愛知県の東海市、東京の練馬と港区とかでエアコンの助成とか補助という言葉が使われておりますが、やはり条件付きです。</p> <p>65歳以上で身障者障害手帳の1級、2級を持っているとか、それから療育手帳であるとか、それから高齢者世帯であるとか、そういうふうによっぱり条件がありますので、軒並みみんなに付けることはできないと思いますが、付けたからと言って、電気代とかが嵩むことだから、その高齢者が、それを使うかどうかというのは分かりませんが、付けているのと付けてないときは違うと思うし、付けてれば冷やすことができますので、ぜひ、そのようにご検討くださってれば非常にありがたいと思います。</p> <p>これもニュースで言うておりましたが、熱中症対策で高校野球とかもずいぶん模様が変わってきておりますですね。開会式は、これ夏だと思っておりますが、開会式は午後4時からで、その後の試合は1試合だそうです。平常8時ぐらいから閉会式やって、4試合ぐらいやった分が、そういうことで熱中症対策でそんなふうになっているようです。</p> <p>秋の国体からは、野球の9イニングを7イニングに変更するとか、そういう放送もあっておりましたので、やっぱり元気な高校生であっても熱中症対策を非常に心がけているようですので、課長が今回は、エアコンの検討をするというふうにお答えいただきましたので、ぜひ、そんなに数多い家庭ではないと思いますので、ぜひ実行に移していただければありがたいと思います。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p>
議長	村長
村長	<p>熱中症対策につきましては、今やり取りの中でですね、やっぱり最も夏場では心配されること、先ほど高校野球の話もございました。高校の体育祭もですね、夜やるとか、やっぱそういった形で、やっぱり健康に関する部分については、熱中症分りにくい部分もございますので、やっぱり重要なことだというふうに、今、課長が答弁したとおりでございます。</p> <p>制度と対象者をどうするか、補助率をどうするか、そういった話については、こちらのほうで検討させていただいて、また、いずれにしろ予算を伴う分でございますので、議会のほうにご相談という形をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
散会	
議長	<p>これもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。</p> <p>3月10日月曜日は、午前9時30分より予算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p style="text-align: right;">(17時46分)</p>

第2回 東峰村議会定例会会議録

令和7年3月12日
(第 6 日)

東 峰 村 議 会

令和7年第2回東峰村議会定例会議事日程

令和7年3月12日開議

開会宣言

議事日程報告

- 日程第 1 議案第 2号 東峰村行政財産使用料条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 東峰村福井コミュニティセンター条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第 5号 東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 報告第10号 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 令和 6 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 令和 6 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 令和 7 年度東峰村一般会計歳入歳出予算
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 令和 7 年度東峰村簡易水道事業会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 同意第 1 号 東峰村副村長の選任について
- 日程第 2 4 発議第 1 号 東峰村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 25 発議第 2 号 議員定数調査特別委員会調査報告書

日程第 26 閉会中の継続調査申出書

開 議	
議 長	ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。 <p style="text-align: right;">(11時20分)</p>
議 長	これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。
日程第1	
議 長	日程第1 議案第2号「東峰村行政財産使用料条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	この議案第2号が上程をされた背景があれば、その背景について、お尋ねしたいと思います。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	こちらの背景につきましてはですね、総務企画課の徴求資料の10ページをご覧くださいと思います。 経緯のところ、こちらの行政財産の使用料の条例の制定についての経緯を上げさせていただきますので、そちらをご一読できればと思っております。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	ここに固有名詞が出ていますが、この固有名詞はいいのか、悪いのかは別にして、公有財産の貸し出しが、こういうふうな固有名詞のところの上程をされたのかなという、逆に言うと、特定の部分で上程をされた議案みたいに映ってしまっていますが、その点についてはどうなのか、質問をいたします。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	10ページの経緯のところ、固有名詞等々ありますけれども、基本的にはですね、やはりこの行政財産の目的外の使用料につきましては、本村に整備していなかったことが一番の問題でございますので、そちらのほうの整備をするところでございます。以上です。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	徴求資料のほうをもとに質問したいんですけども。 10ページのところの条例制定の意義のところですね。 この順序は分かるんですけども、3番目においてです。 このため目的外使用を許可できるかは、行政財産の用途または目的を妨げない限度において貸し付ける必要性が整理できれば、使用を許可することができるとされています。 地方自治法238条の4第7項と東峰村財務規則第169条第1項ということで、ここの財務規則の169条第1項に関しては、どの号を今回は許可できるものの部分として認めているのでしょうか。
議 長	総務企画課長
総務企画課長	財務規則のですね、第169条の6号ですね。 前項に掲げるもののほか、村長が特にその必要があると定めるとき。これを引用しております。以上です。
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	地方自治法上は、この238条の4の第7項に関しては、行政財産においては、その用途または目的を妨げないことという、その前段の部分があるんですけども、

	<p>他の自治体ですね、規則等を読ませていただくと、ちょっとうちの村だけここはすごく緩い感じがしてですね、要は、村長が認めれば、まずこの、目的外かどうかの判断というのは、かなり広く取れるような形になっております。</p> <p>他の自治体を見てみると、本当にやむを得ない場合に限りとか、要は、村が認められるものというのは、かなり間口が狭いような設計にされているんですけども。</p> <p>ここが、もしこのままであると、やはり使用料を取ってという部分が、これが知れ渡ると、村民にとってすごく間口を広げて、村に要望が多々起きやすくなる事例になりやしないかなというところを非常に感じております。</p> <p>その辺の規則のあり方についての考え方ですね、この、村長が特にその必要があると認めるときって、本当に取り方めっちゃめっちゃ広いんですね、その部分に関して村は、今後この規則の第6号のままで、要は、公平な、村民にとって公平な行政財産の使用というものができるとかどうかな、どう考えているか、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>行政財産、普通財産ございますが、行政財産については、元々設置の時からはっきりとした目的が定められているものであります。</p> <p>その目的も書いておりますが、用途また目的を妨げない範囲内において、目的外の使用を認めるということで、その部分で、適用としては、かなり範囲としては狭いと思っております。</p> <p>もう一つの普通財産のほうは、例えば建物であれば5年とかいう貸し付けも行う部分ではございますが、行政財産の部分については、あくまで本来の使用目的を妨げないという部分が網としてかかっておりますので、そういった部分をした時に、やみくもにというわけではございませんけど、一定の内規というのは必要にはなってくる。それはもう当然のことでございますが、今回の部分については、ずっと課題としてされていた部分、個別の事例についてはですね。</p> <p>ただ、それをクリアするにあたって、やはり村として条例が制定されていなかったということで、条例の上程、提案を行わせていただいた部分。</p> <p>財務規則については、その話の中で、やはりいろんな形で問題があるという部分であれば、今回の事例を踏まえて、どういうふうにやっていくか。</p> <p>村としては、この記述において、適用を、運用を行うという部分で、問題はないというふうには考えておりますが、また今後、そういった課題意識については共有させていただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>基本的にも、どの自治体でも、この6号目を使うことというのは、かなり異例中の異例だと思うんですね。それ以前の1、2、3、4、5、他の自治体においては6番目が、別の項目立てられたいたところもございます。</p> <p>そういったところであるなら、今回出てきたところは、これ以降にも何か出てきた案件とも公平性というのも取れるんですけども、もし今回のを認めて、じゃあ、これからの部分を考えて規則変えますということになると、なんであそこだけ、それを認めたんだという話になりかねないです。</p> <p>今後検討していただく部分に関しては、重々していただければいいんですけど。</p> <p>ただ、それをするならば、今回の案件に関しては、その規則が変わった部分からもう一度再検討していただきたいなと思っております。そう言うと、ちょっと退路を狭めてしまう言い方になってしまうんですけども。</p> <p>じゃないと、やはりこの第6号の部分、今回、要は、この先も認めていくとなると、やはりこの第6号の部分、広く取られかねやしないかなというところに関しては、ちょっと今の答弁では、不足かなと思っております。</p>

	<p>なので、今回この案件というのが、もし使用料も頂いてというのが、今後この4月以降というかですね、出てくると、結局は、それ以降もそういった、似た事案がどんどんこの行政財産のほうで貸してほしいという話に、やっぱ繋がってくると思うんですよね。そういったところというのは、現状どのように考えているのか。</p> <p>これは、今回だけの、本当に特別な案件という話で、こちらは読み取っていいんでしょうか。</p> <p>ただ、村民から見える部分としては、あそこが借りれたんだったら私も借りれるんじゃないでしょうか、と思うところがあると思いますが。</p> <p>その辺に関しての、行政財産の使用の公平性について、最後お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>公平性、公益性というのは、最も重視するところでございます。</p> <p>今後、想定ではないですけど、例えば地域活動するにあたって冷蔵庫を置きたいとかいう意見があったりした時に、どうするか。</p> <p>それについて、公益性という部分についての判断は、その辺でできるのかな。ちょっと言いにくいですけど、表現がしにくうございますが。</p> <p>公共性という部分については、今回の直接の事例としては企業活動ではないかという話もございますが、やはり雇用を生んでいただいているという部分の公益性の部分、これがしっかり担保されている、整理されているという部分において、6号という適用を行ったという形にはなっておるところでございます。</p> <p>財務規則については、今回の条例案については、他自治体等で整理されている分を整備するというところでございますので、財務規則のほうについては、また、今後の課題にはなるかなと思っておりますが、やはり見える形というのは必要というふうに思っておりますが、じゃあ、全部見える形で縛ってしまっているのかという部分もございまして、これについては、慎重な判断をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議長	3番 佐々木孝議員
3番	<p>ここの企業の部分については、昨年6月に私、質問をいたしました。公共的な場所をどうするのかというところで、駐車場のことも出したわけですが。</p> <p>その時にですね、村長は、改めて協議の場を全員協議会なりで設けさせていただければというふうに思っている、というふうに回答をいただいたんですね。</p> <p>それでまた、何らかの形では全員協議会が出るだろうと思ってたんですけども、実際、経済常任委員会には説明がありませんでした。</p> <p>それで私は、この議案を初めてこういう形で見て、えーっと思っているところです。</p> <p>今、同僚議員も質問があったように、ちょっとまだまだ見直さなきゃいけないところがあるような気もいたしますので、再度審議をする時間を作ってもらえないかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>今回の条例案については、条例として捉えていただきたいというふうに思っております。</p> <p>個別の案件と申しますか、総務常任委員会ではお話をしたということではございません。</p> <p>総務企画課所管でございますので、経済常任委員会で聞いてないというのは、その通りかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>全員協議会という形で、どういうところをするのかという話の中で、やっぱり他に代替えする場所がない部分であれば、使用料中止もやむなしという話があったというのを受けて、村としてはこういう整理を行った。</p>

	ただ、そのためだけではなくて、村の整備されてない条例について、上程をさせていただいたということで、ご了解というか認識をいただきたいというふうに思っております。以上です。
議長	3番 佐々木孝議員
3番	この条例を作ることはですね、反対をする必要はないと思っていますけれども。ただ、順番的にですね、さっきも同僚議員、経過を聞かれましたけれども、村長が自分で全員協議会に相談すると、かけるということによってあるわけですから、やっぱり総務常任委員会にかけてはいるでしょうけれども、やっぱり全員協議会で図っていただきたいというふうに思っているの発言です。いかがでしょうか。
議長	村長
村長	目的外使用の許可にあたっての部分、また、それにおける利用料の徴収等もございます。そういった分については、ご相談させていただきたいというふうに思っております。
議長	2番 樋口朗議員
2番	この徴収資料の、総務企画課のほうを読むと、令和3年3月議会、私が議員になる前の話ですけどですね。先輩議員が一般質問で上げてみたいですね。 それ、議事録を取り寄せてというか、プリントアウトして読みました。固有名詞ができないということですので、宝珠山グラウンド横の向こう側は十分に空いた場所がある。少し遠くなるが、そういったところも含んで考えなければいけないと、当時の議員が発言しております。 そうすると、当時の教育課長は、その場所の空き地の件は先方に話をしていなかった。その議員の発言を踏まえて、今後検討していきたいと回答しています。教育委員会はどのような検討をしていたのか。 それと、もう一つあります。 私が議員になって、この問題が出ました。私も現地を見に行きました。 そして、村民グラウンド横の空き地はどうかということで、総務企画課長に提案をしました。 その件を先方に話をしていたのか。その結果がどういう回答であったかをお尋ねします。
議長	総務企画課長
総務企画課長	先ほどの後段のほうですね、樋口議員が入ってからの話でございますけれども。いわゆるフォレストの向こう側ですね、今の駐車場じゃなくて、フォレスト横の駐車場を利用してはどうかという提案をいただいております。 もちろん先方というか、そちらのほうとも協議はいたしました。なおかつ村としてもですね、その部分については、今後ですね、使う予定というか、利用する価値というか、いろんなものに利用するためには、どうしてもちょっと、まだ十分にそこを貸せると言ったらなんですけども。そこのフォレスト前のところにつきましては、どうしてもできませんということで、できませんというか、協議的には至らなかったという話なんですけれども。 最初から言いますと、協議上的には上げたんですけども、先方的にも事務所から遠くなったりとか、いろいろな話がございます、そちらのほうの利用はあまり、先方は納得というか、そういうのは致しかねておりました。以上です。
休憩	
議長	11時55分まで休憩します。 <div style="text-align: right;">(11時43分)</div>
再開	

議 長	休憩前に続き、会議を再開します。 (11時55分)
議 長	9番 黒川隆康議員
9 番	ただ今、今まで協議してまいりました、行政財産の使用条例についてであります、先ほど議会運営委員会を開催し、その中で、この条例については、この条例として制定をしていただき、個別案件については、その都度協議をしていただきたいという要望であります、いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	条例は、やっぱりすべてのベースになるものでございますので、これについては、ご審議いただいて、ご賛同いただければというふうに思っております。 いろんなご質問等いただきました分につきまして、今回が一つの事例ということでございましたが、その実施にあたっては、しっかり協議というか、行って、実施のほうですね、まだ、いつ実施するということは決めておりませんので、させていただきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	まだ実施時期は、村長言っていましたけど、今年の4月からというふうに総務企画課長は話したような気がするんですけども、そこ辺は、もう一度整理して答弁をお願いします。
議 長	樋口議員、先ほど黒川議員が言われましたとおり、これについては条例のみで、実施については、また協議をしますと、いうことで言っておりますので、別に今、そのことについて質問して、いろんなことを言うと形にはないかと思えます。 それで、条例について、じゃあ、この条例が必要なのかどうなのか、いう形だけで、今回は、この条例制定については、やらせていただきたいと思います。 内容については、後で皆さんと一緒に考えながらやるということでもありますので、よろしいですかね、そういうことで。 3番 佐々木孝議員
3 番	先ほど高橋議員から、この4条の4のところ、村長が特に必要と認めたとき。これは少し甘いので、前号に掲げるもののほかというような、文言訂正も含めて質問がございましたけども、この辺りはどうなんでしょうか。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 2番 樋口朗議員
2 番	私は、反対でございます。 それは、まだ議会に対しての説明が十分ではないということと、それから、同僚議員が言っていました。行政財産の使用が可能になれば、あのグラウンドだけではなくて、この村に行政財産たくさんあります。そして、その近くで事業を行っている事業者もたくさんあります。そういったところから同様の要望が出てくる可能性がたくさんあると思います。 そういったことで、もう少し、この時期が発端となったのが、ある企業での要望であったのです、それがすぐに認められるというようなことになると思っていますので、それはもう少し、私は時間を置くべきではないかということで、反対でございます。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	私は、賛成の立場から討論を行わせていただきます。 確かにこの条例は、一部はそのような考え方があられるかもしれませんが、公有地それ

	<p>からいろんなものについての、条例によって整理をするという考え方は、私は間違っ てはいないというふうに思っております。</p> <p>また、先ほど村長のほうから、個別については、再度皆さん方と話し合いをする というようなことも言質としておっしゃっておりますので、私は、この条例については、 賛成をいたします。</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第2号「東峰村行政財産使用料条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第3号「東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制 定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第3号「東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制定につい て」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第4号「東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止する条例に ついて」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第4号「東峰村福井コミュニティーセンター条例を廃止する条例について」を、 お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第5号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第5号「東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第6号「東峰村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第7号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。

	ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第7号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第8号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第8号「東峰村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第9号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員
6 番	総務・経済合同常任委員会の予算説明会の徴求資料の中に織り込まれていた、12ページ目の、この総務企画課の説明資料の中で、地域手当ということで、この条例の条例改正におきましては、地域手当の部分に関してが、主な概要だと思います。 この地域手当について、ちょっといろいろ条例等、規則等を読ませていただいたんですが、なかなかこの記載というのがないのと、職員は規則改正ということになってまして、今回フルタイムの会計年度任用職員の方も、パートタイム会計年度任用職員の方も、職員に準じて、報酬の月額2%を地域手当ということになっています。 この地域手当とは、一体何なのかというところをご説明いただければよろしいでしょうか。
議 長	村長
村 長	地域手当自体は、結構物価の高いところに勤務する方に対する費用の差額手当の意味合いがあります。例えば、東京都23区内であれば20%だったかな、福岡都市圏

	<p>が前は10%という地域手当が設定されておりました。</p> <p>大体自治体ごとに地域手当が設定されるものではあったんですが、今回その制度が変わりまして、県単位で指定されるところが、5、6個の県であって、福岡県というのが、もう一律、全県が地域手当の対象ということで、政令市は除いてですね、4%という基準が示されました。</p> <p>その導入については、一般職については地域手当、これまで福岡で勤務してた方、人事交流とかでありましたので、地域手当の制度自体は条例の中にありました。その手当の率については、規則で定めるということで行っております。</p> <p>4%なんですけど、来年度が2%、再来年度が3%、最終的に4%に合わせるという経過措置の中で、地域手当を設定するということになっております。</p> <p>会計年度任用職員さんにあたっては、国のほうでは同様の措置をするということで、県南の町村会等ともですね、情報共有、情報のやり取りをしまして、どこの自治体もやはり導入をする。</p> <p>フルタイムさんについては、地域手当という形で手当を支給する。パートタイムさんについては、地域手当見合いの分を報酬に上乗せするという形で、これはもう県内全部というのは確認取れてませんが、少なくとも県南の町村においては、同様の制度を導入するという形で、今、進んでいる部分でございます。</p> <p>地域手当の概要については、以上でございます。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第9号「東峰村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第10号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第10号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第11号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第11号「東峰村重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第12号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	先ほど説明を聞いておりますが、この税条例の改正についての考え方をお尋ねしたいと思います。 先ほどのこの徴求資料の中で、県が示した税率ということで、今回改定をすると。 1点お尋ねしたいのは、県の示した条例でずっと改定があるのかどうかというのが、東峰村のこの国民健康保険の歳入歳出の赤字解消で税率がまた変わってくるのか、見通しになってしまいますが、考え方を尋ねたいと思います。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	国保税の改定につきましてははですね、村の国保運営協議会の中で建議をいただきながらですね、村として考えておりますが。 今回、保険協議会のほうからはですね、令和7年度に課税率との差、30%を増加することにより赤字を解消することという建議をいただきました。 その他ですね、将来的な福岡県での保険税率の統一を見据えながら、急激的な負担増加に十分配慮した税率の改正の議論を行うことを、協議会から建議をされているところでございます。 それを踏まえまして、今後の税率の協議等につきましては、令和8年度以降にですね、福岡県がロードマップ、統一に向けたロードマップをお示しするということ言われておりますので、令和8年度以降、県からお示された後に、またですね、村の協議会の中で方向性を検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。

	これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 1 2 号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 1 2	
議 長	日程第 1 2 議案第 1 3 号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合格約の変更について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 1 3 号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合格約の変更について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 1 3	
議 長	日程第 1 3 議案第 1 4 号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 1 4 号「東峰村特別養護老人ホーム「宝珠の郷」の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第15号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第15号「東峰村古民家宿泊施設の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第16号「東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第16号「東峰村農家レストラン・農産加工場の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第16	
議 長	日程第16 議案第17号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 2番 樋口朗議員
2 番	98ページ、第2表繰越明許費が18件上がっていますが、それぞれの説明を各課からお願いしたいと思います。

議 長	村長
村 長	<p>事業の内容につきましては、予算審議の中で随時、当初予算、補正予算で行っておりますので、事業内容についての説明を、ここでするとものすごく時間がかかりますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>理由については、それぞれの事情によって、年度内に完成ができなかった部分、また、災害復旧費等については、当然今、発注、ほぼほぼ終わっている状況でございますが、やはり期間についてですね、それ相応の期間を取らなければいけないということで、工事請負費等についても明許という形で繰り越しをさせていただいているというところでございます。</p> <p>特に、この事業という部分であれば説明を申し上げますが、ちょっと全体的な分というのは、ご了解いただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>じゃあ、最初ですね、中原ゲートボール場土地購入費、ここが昨年度ですね、当初予算に上がって、質問もしたところですけども、できていないのかとここで分かったんですけども、そこ辺の理由をお願いしたいと思います。</p>
議 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>こちらの中原ゲートボール場が繰り越しになった理由でございますけれども、こちらの現況としましてはゲートボール場なんですけれども、実際のところ農地、田の状態になっております。</p> <p>基本的には農振除外をしなければ転用ができないということがございまして、私どものほうも買収にあたって6月ぐらいから動き始めたんですけども、県の許可が下りなければ動けませんので、それがですね、今月、3月ぐらいには除外の許可が下りる予定でございます。まだ来ておりません。</p> <p>どうしてもこれが翌年に事業というか、買収の許可が下りませんので、延びてしまうというところで、繰り越しの手続きをさせていただいたところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 樋口朗議員
2 番	<p>今の件はよく分かりました。農振除外は私も知っておりますので理解しております。やはり村長答弁しましたけど、一般的にこれ、非常に予算を組んで、これだけのものを繰り越すというのは、最初の予算計上が少し甘いのではないかなと、非常に多いですね、これがですね。</p> <p>だから、この事業がまた7年度に繰り越すと、7年度の本予算もしなくてははいけない、繰越予算もしなくてははいけないで、先ほどの同僚議員の質問もありましたが、職員の適正な配置とか、あるいは執行ができているのか、ちょっと疑問を持たなくちゃいけませんので、これから執行にあたってはですね、この当初の予算の計上から、やはり相当、年度内に消化できるのか、事業ができるのかを精査してですね、計上しなければいけないのではないかなと思いますけど、村長の考えをお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>年度内執行を目標として工程表を作る。これに基づいて行っているのはもちろんでございます。</p> <p>工事等にあたっては、当初より、あまり明言するのはあれなんですけど、繰り越し前提という場合もありますので、それぞれ是々非々というか適宜、その分については、精査をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>98ページ、同じくです。</p> <p>2款1項企画管理一般経費のところ、1億3,641万5千円の繰越額が出てお</p>

	<p>ります。主には大行司駅周辺整備の部分が一括で繰り越されているのかなとイメージしております。</p> <p>日田彦山線の事業に関しては、日田彦山線基金からのものに関しては、繰り越しができないような体のことを、ずっと議会では説明聞いていたんですけども、なぜ一括で繰り越しがされているのかというところ、財源的な部分、もう少し説明をいただけますでしょうか。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>こちらの分につきましては、大行司駅の周辺整備ということで、本年度当初予算で上げていた分ですけれども、なかなか協議内容等が整わなかったのがございます。</p> <p>なおかつ、この部分の財源としまして、社交金のほうが決定して充てられております。</p> <p>この部分、事業等進捗してですね、事業を進めていかなければならないという部分がありましたので、繰り越しを行いまして、来年度、実際バリアフリー等で当初上げておったところではございますけれど、そちらの方もですね、今、現在議会の皆様とですね、どういったふうに進めていくのが、より良い大行司駅の整備かというところを協議させていただいておりますので、こちらのほうは繰り越しをさせていただいて、早々に方向性を決めまして、来年度執行のほうをですね、事業のほうを、進捗を図りたいというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>また別件です。103ページをお願いします。</p> <p>14款1項1目の寄附金、歳入の部分なんですけれども、一般寄附金という説明しか受けておりません。</p> <p>ちょっと今回、議案の差し替えもあった部分になりますけれども、これは、義援金配分ということでよろしいのでしょうか、というのと、義援金配分であれば、これがもう最終になるのか、まだ今後もあるのかについても、併せてお尋ねいたします。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>議員ご指摘のとおり、義援金の寄附金の一般寄附金という形で、歳入に1,171万8千円を入れまして、歳出としましては、基金積立のところと同額を計上させていただいているところでございます。</p> <p>今のところですね、通帳にある寄附金等は精算をしておりますが、まだ募金箱等でですね、若干残っている部分等もあるかと思っておりますので、その辺りが入ってきましてら、またですね、きちんと基金のほうに積み立てていきたいというふうに考えております。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>確認として、県からの義援金配分ではなく、あくまでも村が独自で頂いた一般寄附という捉え方でよろしいのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>令和5年の災害において、各方面というかですね、さまざまな形で義援金口座、通帳のほうに振り込まれた個人の義援金、また、県のほうから振り込まれた義援金、それを一旦3月において基金に積み立てるというものでございます。</p> <p>通帳については、義援金の関係の通帳については、一応朝倉市とも調整する必要はないんですけど、今月末において、通帳については、もう廃止をするということにしておりますので、その分についての、少しの残余の額と、先ほど申しました募金箱等に置いている分の精算はですね、また、少額ではございますが、また、次回等の議会で提案をさせていただいて、きちんと義援金基金のほうに積み立てるという形で行うものでございます。以上です。</p>

議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第17号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第7号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第17	
議 長	日程第17 議案第18号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第18号「令和6年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第4号)」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第18～ 日程第21	
議 長	日程第18 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 日程第19 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」 日程第20 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 日程第21 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 については、予算審査特別委員会に付託いたしました。 予算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。 それでは、予算審査特別委員会の委員長の報告をお願いいたします。 9番 黒川隆康議員
9 番	予算審査特別委員会委員長報告をいたします。 令和7年第2回東峰村議会定例会、3月7日本会議において、予算審査特別委員会に付託を受けました案件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。

	<p>付託を受けた案件は、 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 以上の4件でありました。 審査期日は、令和7年3月10日、11日、12日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査の結果は、原案どおり可決するものと決定しました。 予算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも、併せて報告します。 以上、付託を受けました案件について、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、予算審査特別委員会委員長の報告がなされました。 議案第19号「令和7年度東峰村一般会計歳入歳出予算」 議案第20号「令和7年度東峰村簡易水道事業会計予算」 議案第21号「令和7年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」 議案第22号「令和7年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」 を、一括して採決を行います。 委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、委員会報告書のとおり可決されました。</p>
日程第22	
議長	<p>日程第22 議案第23号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>説明の折にもあったかと思いますが、今回契約期間自体が1年となります。 今後ポーン太の森キャンプ場自体がどうなっていくのか。今回なぜ1年の契約ということになったのかも踏まえて、もう一度ご説明をいただけますでしょうか。</p>
議長	<p>ふるさと推進課長</p>
ふるさと推進課長	<p>今回、指定期間が1年ということでございますけれども、まず一旦ですね、3月末で指定期間が終了するというところで、一旦通常どおり5年の期間で募集のほうはさせていただいたところです。 ただ、残念ながら募集期間内に応募者がございませんでしたので、再度ですね、条件等を変えて、もう少し募集のほうがしやすくなるようにということで、期間を1年として再募集をさせていただいて、当事業者のほうに応募いただきまして、今回、この提案というところになっております。 また、1年というところですが、今回出している事業者さんは、今現在委託を受けている事業者さんでございまして、長期の期間等はなかなか厳しいという面を申し上げられました。それは、事業者さんの経営上の考え方によるところもあると思います。 こちらとしてはですね、事業者が現れなければ一旦休止等の検討もしましたけれども、やはり間をあけてですね、今、固定で付いているお客様等もございまして、そ</p>

	<p>ちらのほうの繋ぎ止めと言いますかですね、そういったところの観点もございましたので、まず、1年管理のほうをお願いしまして、その間にですね、できるだけ早めに、また令和8年度以降の事業者の選定等を行いまして、また、そちらの方と条件等を詰めさせていただきまして、今後また、このポーン太の森が長く継続できるようなですね、協議又は方策等を取っていきたいというところで、今回のこの提案となっているところでございます。以上です。</p>
議 長	6番 高橋弘展議員
6 番	<p>今回は異例の1年という指定管理の契約になるかと思えます。 基本的には5年というところがベースであることは間違いないのでしょうか。</p>
議 長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>基本的にこちら、うちの課的にはですね、基本的には5年という村の方針等もあったかと思えますので、それに則って、ある程度の期間、経営をしていただいて、利益等を出していただくというところで、基本的には考えているところでございます。 ですので、今後募集をするときも、基本的には5年間というところ、経営できるような事業者さんにですね、募集をしていただきたいというところは、基本的には持っているところで、今後その辺りを勘案しながらですね、また、方策等を進めていきたいというふうには思っているところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第23号「東峰村交流促進施設鼓の里 鼓の里公園「ポーン太の森キャンプ場」の指定管理者の指定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第23	
議 長	<p>日程第23 同意第1号「東峰村副村長の選任について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 3番 佐々木孝議員</p>
3 番	<p>この方をどうのこうのではありませんが、前村長からずっと県のほうから副村長来ていただいているわけですが、今、菅副村長もしっかり頑張らせていただいているんですが、県から来ていただく理由、それから、たぶんデメリットよりもメリットのほうが多いんだろうと思いますので、メリットを教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>副村長の人事につきましては、村長を補佐するという一つの重要な任務というか、業務がございます。 その中で、やっぱりいろんな、さまざまな事業、福祉、教育のみならず、さまざまな事業、特に災害復旧・復興、また、日田彦山線沿線地域振興もございました。 そういった部分については、やはり県との情報のやり取りが最も重要な部分ではございますので、そういった部分について、やはり自分ではできにくい部分をしっかりと繋いでいただいて、前に進めていただく。そういった意味合いもございまして、県の</p>

	<p>ほうにお願いをしている。</p> <p>将来的というかですね、そういった考え方は、まだ違う考えもあるかもしれませんが、ちょっと当面の間というか、今回にあたってはですね、その考え方は変わらないというところでございます。以上です。</p>
議 長	6 番 高橋弘展議員
6 番	<p>副村長の任期のところについて、お伺いしたいと思います。</p> <p>この県から来ていただく副村長に関しては、当初のところは2年だったかなと思っております。</p> <p>最初の2名は2年で、高橋副村長のときから3年在籍していただく形で、菅副村長も3年いていただいた形になっているかと思えます。</p> <p>この、県から来ていただく部分において、3年がベースに今なっているのか、2年が特例的に3年なのか、そういったその、要は、来ていただく年数がどういうふうになっているのか。なかなか申し上げにくい部分もあるのかもしれませんが、この2年か、3年か、そういった部分に関しては、どういうふうになっているんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>副村長の任期、これはもう地方自治法でご存じのとおり4年でございます。</p> <p>その中で、他の自治体で、県から副市長、副町長で出られている方おります。2年の方、3年の方、さまざまあります。</p> <p>今回のあたっては3年、先日、辞職願という形で自分のほうに受けた。それに伴って、次の副村長の人事の案件をですね、今回お願いしているということで、決まった決まりというのはございません。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第1号「東峰村副村長の選任について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第24	
議 長	<p>日程第24 発議第1号「東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を、提出者、黒川隆康議員に求めます。</p> <p>9番 黒川隆康議員</p>
9 番	<p>議案書の269ページをご覧ください。</p> <p>令和7年東峰村条例 東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 東峰村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年東峰村条例第20号）の一部を別紙のように改正する。</p> <p>次の270ページから276ページまでに新旧対照表を付けておりますので、ご覧いただきたいと思えます。</p> <p>276ページをご覧ください。</p> <p>附則、施行期日、第1条、この条例は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定「以下」</p>

	<p>を「第12条第5項において」に改める部分に限る。第12条第5項の改正規定並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>施行期日及び経過措置、第2条、この条例の「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に対応する第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>2項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお、従前の例による。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから討論を行います。 ご意見はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 発議第1号「東峰村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第25	
議長	<p>日程第25 発議第2号「議員定数調査特別委員会の調査報告書について」を、議題といたします。 議員定数調査特別委員会報告書の報告を求めます。 9番 黒川隆康議員</p>
9番	<p>令和7年3月12日付で、東峰村議会議長 伊藤均殿宛です。 議員定数調査特別委員会委員長 黒川隆康名で報告書を提出いたします。 議員定数調査特別委員会調査報告書、本特別委員会に付託された議員定数に関する調査について、調査の結果を下記のとおり、東峰村議会会議規則第76条の規定により報告します。</p> <p>1 調査の趣旨 議員定数に関する調査検討を行うため、本委員会を設置し、調査を行うものである。</p> <p>2 調査特別委員会の設置</p> <p>(1) 設置決議 令和4年12月12日 第8回定例会 (2) 名称 議員定数調査特別委員会 (3) 設置の根拠 地方自治法第109条及び東峰村議会委員会条例第6条 (4) 目的 議員定数に関する調査検討 (5) 定員 10名 (6) 委員長、副委員長、委員氏名は、列記のとおりであります。</p> <p>3 調査の結果</p>

	<p>(1) 議員定数の決定 令和7年1月30日開催の議員定数調査特別委員会（全体会）にて、各議員より、議員定数に係る判断の聴取を行いました。 「現状維持」が8名、「1名減」が2名、8対2で「現状維持」が多いことから、「現状維持」を最終的な判断といたしました。 判断理由及び課題については、次のページから列記しております。</p> <p>(2) 定数維持の理由及び定数削減の課題、それから、(3)として、定数削減の理由及び定数維持の課題、(4)今後の議員定数を取り巻く課題を列記しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。</p> <p>4 総括 本特別委員会では、3ヶ年度にわたり、議員定数に関する調査検討を実施してきました。令和5年6月、大正大学江藤俊昭教授を本特別委員会のアドバイザーとして就任していただき、議員定数等に関する議員勉強会を開催しました。 令和5年11月、宮城県大和町議会、同七ヶ宿町議会における議会のあり方、少人数での常任委員会運営方策について、行政視察研修を行いました。 また、令和6年2月、大正大学江藤俊昭教授を講師に招いて、住民向け講演会「どうつくる未来の東峰村」を開催し、議会のあり方と議員定数について、東峰村の現状とこれからの議会力アップの取り組みに対して講演をいただきました。 令和6年8月、村全世帯を対象に、議員定数に関する住民アンケート調査を実施し、その結果を集計・分析しました。 令和6年11月、村内4会場にて、議会報告会を開催し、住民アンケート調査結果の報告を行い、住民からの意見聴取を行いました。 住民アンケートや議会報告会での住民からのご意見を踏まえ、最終的に議員定数は、「現状維持」とする判断に至りましたが、議員全員が今後も議員定数を取り巻く課題を真摯に受け止め、住民福祉の向上に努めていく所存であります。 最後に、本特別委員会の調査にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、最終報告といたします。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議員定数調査特別委員会委員長から報告がなされました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 採決します。 発議第2号「議員定数調査特別委員会調査報告書について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、本案は、調査報告書のとおり決定いたしました。 これで、議員定数に関する調査を終わります。</p>
日程第26	
議長	<p>日程第26 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきまして、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から閉会中の継続調査申出がなされております。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
閉会	
議長	以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。これを許可いたします。 村長
村長	閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。 3月7日から本日まで令和7年第2回東峰村議会定例会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案をいたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。 議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存であります。 さて、開会でも申しました山火事の件でございますが、大船渡市は鎮圧宣言が出されましたが、今週に入り奈良県川上村でも山火事が発生しています。 昨日の雨により収束に向かっているようではございますが、自分は大丈夫という考えを絶対に持つことなく、火を扱うときには防火帯の確保や水の準備、風の強い日は火を使わないなど徹底していただきますように、お願いを申し上げます。 また、令和5年7月の梅雨前線豪雨で作業所の全壊被害を受けた2軒の窯元につきましては、県の小規模事業再建支援事業の期限が先月末までということで、それぞれの場所で建築を行ってまいりました。ほぼ建築のほうは完成しているようで、2軒とも春の民陶むら祭までには店舗の再開もできそうだということを伺っており、ほっとしているところであります。 再建にあたって、新たに支援制度構築をしていただいた福岡県に感謝申し上げます。 災害復旧・復興ももう少し時間がかかりますが、一歩ずつ確実に歩んでおりますので、皆様のご理解、ご協力を改めてお願い申し上げます。 少しずつ暖かくなってきておりますが、気温の変化も激しい時期ですので、議員各位におかれましても健康管理に十分注意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。私の閉会のあいさつといたします。誠に皆様ありがとうございました。
議長	これをもちまして、令和7年第2回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。 (12時58分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

議 員

議 員